資 料 編

＜改訂箇所の凡例＞

大阪狭山市地域防災計画（素案）の改訂箇所

A3 図面を A4 図面に縮小し、出力しています。
このため、インデックスの向き、文字サイズ・向き等が
異なっていること、ご了承ください。

目　次

■　資料集 1
1.防災会議及び災害対策本部、防災関係機関等に関する資料 1
資料1−1　大阪狭山市防災会議条例 1
資料1−2　大阪狭山市防災会議委員名簿 3
資料1−3　大阪狭山市災害対策本部条例 4
資料1−4　災害対策本部組織及び事務分担 5
資料1−5　災害対策本部動員一覧 10
資料1−6　災害警戒本部組織動員計画等一覧 11
資料1−7　大阪狭山市薬剤師会会員名簿一覧 15
資料1−8　大阪狭山市医師会会員名簿一覧（大阪狭山市域） 16
資料1−9　狭山美原歯科医師会会員名簿一覧（大阪狭山市分） 18
資料1−10　大阪狭山市の自主防災組織の結成状況 19
2.各種ハザードマップや水防区域及び土砂災害警戒区域等に関する資料 21
資料2−1　大阪狭山市防災マップ 21
資料2−2　内水ハザードマップ 22
資料2−3　ため池ハザードマップ 23
資料2−4　地震ハザードマップ 24
資料2−5　ため池防災関係水防区域 25
資料2−6　河川水防区域 26
資料2−7　西除川河川改修事業の概要 30
資料2−8　地すべり防止区域、地すべり危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、宅地造成等規制区域、応急仮設住宅建設候補地の位置図 31
資料2−9　地すべり危険箇所 32
資料2−10　土砂災害警戒区域の定義 33
資料2−11　土地利用現況調査 34
資料2−12　市街化・市街化調整区域面積（都市計画決定による面積） 34
3.防災拠点及び主要施設設備等に関する資料 35
資料3−1　市防災拠点、緊急交通路の位置図 35
資料3−2　生活用備蓄資材一覧 36
資料3−3　救護用備蓄資材一覧 37
資料3−4　水防管理団体（<大阪狭山市>）・水防資機材整備基準量 38
資料3−5　水防用備蓄資材一覧 38
資料3−6　災害時用臨時ヘリポートの選定基準 39
資料3−7　ヘリポート予定地 39
資料3−8　ヘリポート周辺図 40
資料3−9　一時避難場所一覧 44
資料3−10　広域的な一時避難場所一覧 44
資料3−11　協定による一時避難場所 44
資料3−12　指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧 45
資料3−13　福祉避難所一覧 45
資料3−14　府指定災害医療機関 46
資料3−15　市指定災害医療機関（災害医療センター） 47
資料3−16　市の緊急交通路 48

資料3−17　避難路一覧 48
資料3−18　応急仮設住宅建設候補地一覧 49
資料3−19　公用車一覧 50
資料3−20　緊急通行車両事前届出済み車両一覧 54
資料3−21　上水道施設の現状 54
資料3−22　清掃施設・清掃業者一覧 55
資料3−23　清掃関係市有車両一覧 55
資料3−24　市内指定（登録）文化財一覧表 56
4.消防・救急・救助等に関する資料 58
資料4−1　消防機械・消防資機材配置及び備蓄状況 58
資料4−2　危険物施設の現況 59
資料4−3　高圧ガス関係許可事業所の現況 59
資料4−4　毒物劇物関係業態 59
資料4−5　消防水利の現況 59
資料4−6　医療救護活動の流れ、トリアージ・タッグ 60
資料4−7　大阪府災害救助法施行細則 61
資料4−8　大阪狭山市消防団の災害活動に関する計画 70
5.洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内に位置する要配慮者利用施設等に関する資料 74
資料5−1　洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等に位置する要配慮者利用施設等 74
6.気象予警報や地震情報等に関する資料 75
資料6−1　気象注意の種類と発表基準 75
資料6−2　気象警報等の種類と発表基準 77
資料6−3　地震情報の種類と発表基準等 78
資料6−4　気象庁震度階級関連解説表 79
7.災害に関する協定及び各機関の通信窓口等に関する資料 84
資料7−1　地方公共団体等協定一覧（令和３年４月１日現在） 84
資料7−2　民間団体等協定一覧（令和３年 10 月４日現在） 85
資料7−3　各機関の通信窓口 89
■　様式集 91
様式1　災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式〈消防応第 29 号　令和3年5月 20 日〉 91
様式2　被害状況調査報告基準 100
様式3　自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書 102
様式4　緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章 103
様式5　緊急通行車両事前届出書及び届出済証 106
様式6　車両通行止標識 108
様式7　公用負担権限証明書 109
様式8　水防実施状況報告書 110
様式9　避難所収容者名簿 111
様式 10　避難所状況報告書 112
様式 11　災害による罹災証明書 113
■　用語解説 117

■　資料集

1.防災会議及び災害対策本部、防災関係機関等に関する資料

資料1－1　大阪狭山市防災会議条例

○大阪狭山市防災会議条例

昭和39年6月5日
条例第14号

改正 昭和48年3月27日条例第 8 号　昭和52年12月27日条例第18号
昭和58年3月31日条例第 7 号　昭和60年 3 月28日条例第 9 号
昭和62年 9 月30日条例第58号　平成10年 9 月30日条例第30号
平成12年 3 月28日条例第 1 号　平成24年9月26日条例第19号
令和2年12月22日条例第40号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、大阪狭山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）　大阪狭山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（2）　市長の諮問に応じて大阪狭山市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（3）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（4）　前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、市長をもつて充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は25名以内とし、次に掲げる者をもつて充てる。

（1）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者　2名以内

（2）　府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者　4名以内

（3）　府警察の警察官のうちから市長が任命する者　2名以内

（4）　堺市消防職員のうちから市長が任命する者　1名

（5）　市長がその部門の職員のうちから指名する者　若干名

（6）　教育長

（7）　消防団長

（8）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者　若干名

（9）　自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者　若干名

（10）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め任命する者　若干名

6　前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関

の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任させるものとする。

（補則）

第5条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年3月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年12月27日条例第18号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附　則（昭和58年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則（昭和60年3月28日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和62年9月30日条例第58号）

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附　則（平成10年9月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年3月28日条例第1号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成24年9月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和2年12月22日条例第40号）抄

（施行期日）

1　この条例は、令和3年4月1日から施行する。

資料1−2　大阪狭山市防災会議委員名簿

（令和3年9月1日現在）

区　　分	役 職 名
会長（条例第3条第2項）	大阪狭山市長
委員（条例第3条第5項第2号）	富田林土木事務所長
	富田林土木事務所 地域防災担当参事兼地域支援企画課長
	富田林保健所保健師長
委員（条例第3条第5項第3号）	大阪府黒山警察署長
委員（条例第3条第5項第4号）	堺市消防局長
委員（条例第3条第5項第5号）	副市長
	副市長
	政策推進部長
	総務部長
	健康福祉部長
	都市整備部長
	市民生活部長
	水資源部長
	教育部長
委員（条例第3条第5項第6号）	教育長
委員（条例第3条第5項第7号）	消防団長
委員（条例第3条第5項第8号）	日本郵便㈱大阪狭山郵便局長
	西日本電信電話(株)関西支店設備部長
	関西電力送配電(株)大阪支社 大阪南総務部南大阪地域統括長
	大阪ガス(株)ﾈｯﾄﾜｰｸｶﾝﾊﾟﾆｰ南部導管部 導管計画チームマネージャー
	南海電気鉄道(株)北野田駅長
	大阪広域水道企業団大阪狭山水道センター所長
委員（条例第3条第5項第9号）	自主防災組織を構成する者又は学識経験者
委員（条例第3条第5項第10号）	(一社)大阪狭山市医師会会長

資料1−3　大阪狭山市災害対策本部条例

○大阪狭山市災害対策本部条例

昭和39年6月5日
条例第15号

改正　昭和62年 9 月30日条例第58号　平成 8 年3月27日条例第 5 号
平成24年 9 月26日条例第19号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大阪狭山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条　前2条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和62年9月30日条例第58号）

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附　則（平成8年3月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年9月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料1－4　災害対策本部組織及び事務分担

大阪狭山市災害対策本部組織編成図（令和3年4月1日）

市災害対策本部事務分担表

部名【責任者】（副責任者）	担当部G	内　　容
本部会議決定事項		災害緊急措置に関すること 避難指示等に関すること 災害警戒区域の設定に関すること 自衛隊及び災害対策関係機関の応援要請に関すること 災害救助法の適用申請に関すること 義援金品の配分計画に関すること 応急公用負担に関すること 組織動員指令に関すること 部の出動撤収指令に関すること 部の編成整備に関すること 救援の計画に関すること 防災計画に関すること 他部に属さない事柄に関すること 各部の応援の指示に関すること
本部事務局 【事務局長:危機管理室室次長】	各部の事務局員 危機管理室	防災会議に関すること 災害対策本部・災害警戒本部の総合調整に関すること 地域防災計画に関すること 気象予警報等の収集伝達に関すること 防災行政無線の管理運用に関すること 被災者対策その他災害対策に関すること
総括広報部 【政策推進部長】 （政策推進部理事） （政策推進部次長）	秘書G 企画G 人事G 公民連携・協働推進G 広報プロモーションG	関係機関への連絡及び調整に関すること 本部における災害情報の総括に関すること 本部の庶務及び本部の特命事項に関すること 災害見舞いの応接及び現地視察に関すること 出動人員の把握に関すること 災害救助法に関すること 職員の給与給食に関すること 市民、自治会長等の代表者への避難指示等の伝達に関すること 災害広報に関すること 報道機関への情報提供及び連絡に関すること 記録写真の作成に関すること 安否情報の収集及び広報に関すること 市民からの災害情報の取りまとめ及び情報提供に関すること 他部に属さない事柄に関すること

部名【責任者】 （副責任者）	担当部G	内　　容
総務情報・調査部 【総務部長】 （市民生活部長） （行財政マネジメント室長） （総務部次長） （市民生活部次長）	総務・ICT推進G 法務・契約G 行財政マネジメント室 税務G 議会事務局 市民窓口G 市民相談・人権啓発G	庶務・情報に関すること 庁舎管理に関すること 本庁舎の応急復旧に関すること 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること 職員、物資の輸送のための配車に関すること 災害財政措置に関すること 緊急救援物資の購入調達に関すること 契約に関すること 災害の記録及び掲示に関すること 災害市民相談に関すること（電話受付・相談窓口設置） 災害発生時における各施設等の被害状況調査及び報告に関すること 被害家屋の調査に関すること 罹災証明書の発行に関すること 本部指示による他部への応援に関すること
医療救護部 【健康福祉部長】 （健康福祉部理事） （健康福祉部次長）	福祉G 生活援護G 高齢介護G 健康推進G 保険年金G 出納室 広域福祉G	医療救護に関すること 救援物資に関すること 義援金に関すること ボランティアに関すること 避難行動要支援者の支援に関すること 日本赤十字社大阪府支部、災害拠点病院等との連絡調整に関すること 災害生業資金の貸付に関すること 福祉施設の応急復旧に関すること 避難者の健康管理に関すること 医療機器材の調達保管提供に関すること 関係機関への医療応援要請に関すること 感染症患者発生に対する措置に関すること 本部指示による他部への応援に関すること

部名【責任者】（副責任者）	担当部G	内　　容
応急建設部 【都市整備部長】 （水資源部長） （都市整備部理事） （都市整備部次長） （水資源部次長）	都市計画G 土木G 公園緑地G 広域まちづくりG 下水道工務G 治水対策G	応急建設に関すること 道路関係施設の応急復旧に関すること 土木関係機関との連絡調整に関すること 市道の交通規制に関すること 交通関係機関との連絡調整に関すること 災害救助法による応急仮設住宅建設に関すること 公園施設及び街路樹の応急復旧に関すること 宅地の応急復旧の指導に関すること 被災建築物応急危険度判定士との連絡に関すること 宅地造成工事の被害調査に関すること 農業・水産施設の応急復旧に関すること ため池水防非常配備に関すること 浸水被害箇所等の応急復旧に関すること 下水道施設の応急復旧に関すること 排水路の清掃及び汚泥の搬出に関すること 下水道関係機関との連絡調整に関すること 本部指示による他部への応援に関すること
衛生調整部 【市民生活部長】 （市民生活部次長）	生活環境G 産業振興・魅力創出G 総合行政委員会事務局	衛生に関すること ごみの応急処理に関すること し尿の応急処理に関すること 災害廃棄物等の応急処理に関すること 遺体の安置及び火葬に関すること 家畜感染症の予防及び防疫に関すること 消毒に関すること 徘徊動物の捕獲及び処理に関すること 死獣の処理に関すること 災害発生に伴う公害防止及び環境保全に関すること 商工業施設の応急復旧に関すること 被災事業者に対する融資斡旋指導に関すること 本部指示による他部への応援に関すること
避難・給食部 【教育部長】 （こども政策部長） （教育部理事） （こども政策部次長）	教育総務G 学校教育G 社会教育G 歴史文化G 教育施設G 子育て支援G 保育・教育G （市立こども園） （市立幼稚園） 放課後こども支援G	避難・給食に関すること 炊出しその他による食料の供給に関すること 避難所の開設及び管理に関すること 避難所における避難者の管理及び救援物資の配給指導に関すること 学校園への指令及び連絡調整に関すること 学校園施設等の応急復旧に関すること 児童・生徒の安全誘導に関すること 校区の災害情報の連絡に関すること 学用品の給与に関すること 文化財に関すること 本部指示による他部への応援に関すること

部名【責任者】 （副責任者）	担当部G	内　　容
給水部 【水資源部長】 （水資源部次長）	経営総務G	大阪広域水道企業団への連絡及び調整に関すること 大阪府下水道室（南部流域下水道事務所）への連絡調整に関すること 本部指示による他部への応援に関すること
消防部 【危機管理室長】 （危機管理室参事）	危機管理室 （消防担当）	堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）への連絡及び調整に関すること 消防団に関すること 本部指示による他部への応援に関すること

※　災害対策本部が設置されない場合において、災害応急対策活動が必要となったときは、市の業務担当部グループにおいて実施するものとする。

※　各部の副責任者については、本部長、副本部長、本部員を除く次長級以上の職員がこれにあたるものとする。次長級が不在の場合は担当課長がこれにあたるものとする。

資料1−5　災害対策本部動員一覧

（令和3年4月1日現在）

部　名	グループ名	総人数	A号配備	B号配備	C号配備	D号配備
本　部　12	災害対策本部	12	12	12	12	12
事務局　18	事務局	18	18	18	18	18
総括広報部	秘書G	4	1	2	3	4
	企画G	4	1	2	4	4
	人事G(課長除く)	4	1	2	3	4
	公民連携・協働推進G	6	1	3	5	6
	広報プロモーションG	4	1	2	3	4
		22	5	11	18	22
総務情報・調査部	総務・ICT 推進G	7	1	3	5	7
	法務・契約G(課長除く)	5	1	2	4	5
	行財政マネジメント室（室長除く）	6	1	4	5	6
	税務G	24	1	9	16	24
	議会事務局(局次長除く)	2	1	1	2	2
	市民窓口G	10	2	4	6	10
	市民窓口G(ニュータウン連絡所)	2	0	1	2	2
	市民相談・人権啓発G	4	1	1	3	4
		60	8	25	43	60
医療救護部	福祉G	9	1	4	7	9
	生活援護G	10	1	4	7	10
	高齢介護G	12	1	4	6	12
	健康推進G	13	1	5	10	13
	保険年金G(課長除く)	18	1	5	10	18
	出納室	5	1	2	3	4
	広域福祉G	2	0	0	0	2
		69	6	24	43	68
応急建設部	都市計画G	7	7	7	7	7
	土木G	10	10	10	10	10
	公園緑地G(課長除く)	4	4	4	4	4
	広域まちづくりG	1	0	0	0	1
	下水道工務G	6	6	6	6	6
	治水対策G	4	4	4	4	4
		32	31	31	31	32
衛生調整部	生活環境G	15	1	3	8	15
	産業振興・魅力創出G(課長除く)	4	1	2	3	4
	総合行政委員会事務局	5	1	2	3	5
		24	3	7	14	24
避難・給食部	教育総務G	6	1	3	5	6
	学校教育G	9	1	4	6	9
	社会教育G	6	1	3	4	6
	歴史文化G	4	1	2	3	4
	教育施設G	10	2	5	8	10
	子育て支援G	8	2	3	6	8
	保育・教育G(課長除く)	5	2	2	4	5
	こども園、幼稚園					
	放課後こども支援G	4	1	2	3	4
		52	11	24	39	52
給水部	経営総務G(課長除く)	3	1	1	2	3
		3	1	1	2	3
消防部	危機管理室(消防担当)	3	3	3	3	3
		3	3	3	3	3
合　計		265	68	126	193	264

※原則として会計年度任用職員等を除くものとする。

資料1−6　災害警戒本部組織動員計画等一覧

災 害 警 戒 本 部 組 織 図

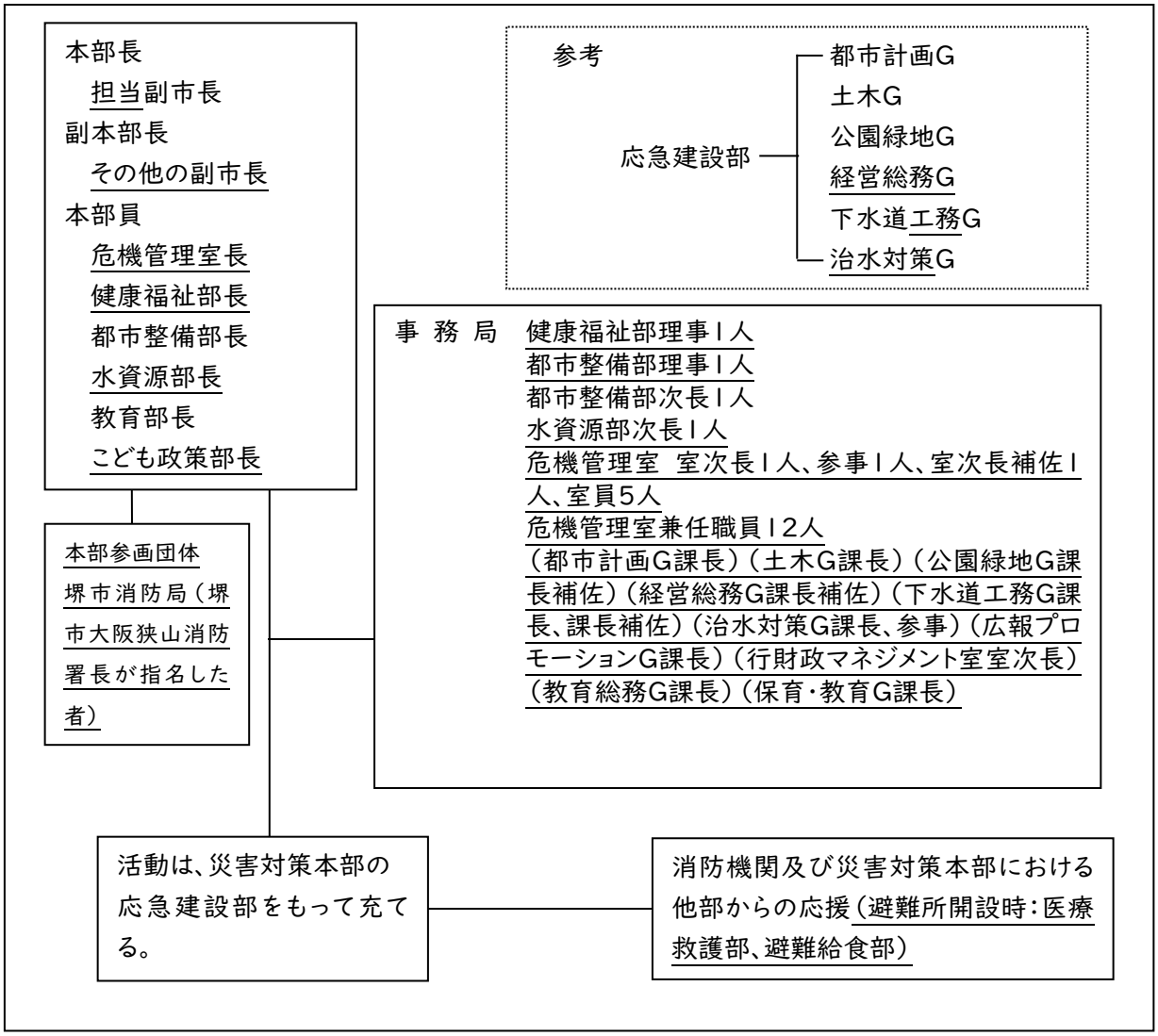

災害警戒本部配備等伝達系統及び対応要領（勤務“時間内”）

気象警報等の発表
（震度4の地震の発表）

（大阪管区気象台）

①FAX伝達（府防災担当部局）
府防災行政無線で伝達
（危機管理室で受信）
※災害警戒本部全職員へは防災情報メールで伝達。

危機管理室

本部員
危機管理室長
健康福祉部長
都市整備部長
水資源部長
教育部長
こども政策部長

事務局　健康福祉部理事1人
都市整備部理事1人
都市整備部次長 1人
水資源部次長1人
危機管理室 室次長1人、参事1人、室次長補佐1人、室員5人
危機管理室兼任職員12人
（都市計画G課長）（土木G課長）（公園緑地G課長補佐）（経営総務G課長補佐）（下水道工務G課長、課長補佐）（治水対策G課長、参事）（広報プロモーションG課長）（行財政マネジメント室室次長）（教育総務G課長）（保育・教育G課長）

②事務局員は、危機管理室執務室へ集合する。
（情報の取りまとめ、対応策を検討）

③事務局員等は待機のうえ、配備職員への伝達確認、情報収集、関係機関等への伝達及び応急措置等の準備を行う。

※応急的措置
公用車の手配
資機材の準備
庁内放送
市民からの情報有無の確認など

災害警戒本部会議（防災対策室：2F）
（本部長）　担当副市長
（副本部長）その他の副市長
（本部員）　危機管理室長
健康福祉部長
都市整備部長
水資源部長
教育部長
こども政策部長
※本部員不在の時は次席者が出席

④災害警戒本部会議
・職員配備体制を決定
（災害対策本部設置の必要性を検討）
・警戒対策等の方針及び内容を決定

⑤本部員（部長）より、各G課長へ決定内容を伝達。
各G課長は、参集職員を危機管理室へ報告する。

⑥警戒対策活動を実施
警戒対策活動職員を危機管理室へ報告する。

警戒配備体制を設置
警戒対策活動を実施

避難所開設時

医療救護部、避難給食部の避難所担当職員の配備

◎随時、災害警戒本部会議を開催

警戒体制の解除
警報の解除や被害がない時、応急対策活動が終了したとき、又は災害対策本部体制に移行したとき

◎災害警戒本部職員（都市計画G、土木G、公園緑地G、経営総務G、下水道工務G、治水対策G、広報プロモーションG、行財政マネジメント室、教育総務G、保育・教育G）は執務室で、情報収集のほか本部からの指示に従うものとする。

災害警戒本部配備等伝達系統及び対応要領（勤務“時間外”）

気象警報等の発表
（震度4の地震の発表）

（大阪管区気象台）

①FAX伝達（府防災担当部局）
府防災行政無線で伝達
（危機管理室で受信）
※災害警戒本部全職員へは防災情報メールで伝達。

↓

市役所当直室

↓

本部員
- 危機管理室長
- 健康福祉部長
- 都市整備部長
- 水資源部長
- 教育部長
- こども政策部長

事務局
- 健康福祉部理事1人
- 都市整備部理事1人
- 都市整備部次長 1人
- 水資源部次長1人
- 危機管理室 室次長1人、参事1人、室次長補佐1人、室員5人
- 危機管理室兼任職員12人
（都市計画G課長）（土木G課長）（公園緑地G課長補佐）（経営総務G課長補佐）（下水道工務G課長、課長補佐）（治水対策G課長、参事）（広報プロモーションG課長）（行財政マネジメント室室次長）（教育総務G課長）（保育・教育G課長）

②事務局員は、危機管理室執務室へ集合する。
（情報の取りまとめ、対応策を検討）

③事務局員等は待機のうえ、配備職員への伝達確認、情報収集、関係機関等への伝達及び応急措置等の準備を行う。

※応急的措置
公用車の手配
資機材の準備
市民からの情報有無の確認など

↓

災害警戒本部会議（防災対策室：2F）
（本部長） 担当副市長
（副本部長）その他の副市長
（本部員） 危機管理室長
健康福祉部長
都市整備部長
水資源部長
教育部長
こども政策部長

※本部員不在の時は次席者が出席

④災害警戒本部会議
・職員配備体制を決定
（災害対策本部設置の必要性を検討）
・警戒対策等の方針及び内容を決定

⑤本部員（部長）より、各G課長へ決定内容を伝達。
各G課長は、参集職員を危機管理室へ報告する。

⑥警戒対策活動を実施
警戒対策活動職員を危機管理室へ報告する。

↓

警戒配備体制を設置
※警戒本部全職員参集
警戒対策活動を実施

避難所開設時 → 医療救護部、避難給食部の避難所担当職員の配備

◎随時、災害警戒本部会議を開催

↓

警戒体制の解除
警報の解除や被害がない時、応急対策活動が終了したとき、又は災害対策本部体制に移行したとき

◎災害警戒本部員及び配備職員は、警報等の発令時には、連絡を待つまでもなく自主参集するものとする。

災害警戒本部動員計画一覧表

警戒配備　　57人（正副本部長2人+出動職員55人）

配備時期	気象警報等が発表されたとき（震度4の地震の発表があったとき）		
(本部員及び事務局員)	危機管理室	危機管理室長、危機管理室8人	9人
	健康福祉部	健康福祉部長、理事	2人
	都市整備部	都市整備部長、理事、次長、都市計画G1人、土木G1人、公園緑地G1人	6人
	水資源部	水資源部長、次長、経営総務G1人、下水道工務G2人、治水対策G2人	6人
	政策推進部	広報プロモーションG1人	1人
	総務部	行財政マネジメント室1人	1人
	教育部	教育部長、教育総務G1人	2人
	こども政策部	こども政策部長、保育・教育G1人	2人
出動職員	都市整備部	都市計画G6人、土木G9人、公園緑地G3人	26人
	水資源部	経営総務G2人、下水道工務G4人、治水対策G2人	

資料1−7　大阪狭山市薬剤師会会員名簿一覧

（令和３年４月１日現在）

薬　局　名	住　　所	電 話 番 号
アピス薬局金剛店	西山台一丁目14−10	360−0013
アピス薬局狭山店	東池尻二丁目1174−1	368−2561
イルカ薬局狭山店	西山台三丁目15−9	360−1501
奥平薬局	大野台二丁目13−5	366−3736
漢方クローバー薬局	大野台二丁目19−9	366−9893
くすのき薬局	池尻自由丘一丁目2−5	368−7775
くれよん薬局さやま店	金剛二丁目13−28	350−7336
キタバ薬局くみの木店	茱萸木四丁目372−10 メディカルスクエアくみの木1階	360−2101
キタバ薬局　金剛西口店	半田一丁目622−6	366−0131
キタバ薬局　西山台店	西山台三丁目5−16	365−0399
金剛あさひ薬局	半田二丁目554	368−8801
さくら薬局	西山台三丁目2−8	360−0255
さやか薬局　大阪狭山店	半田五丁目2637−2	360−7111
さやまシティ薬局	狭山一丁目2350サンライトビル1F	289−8501
ティエス調剤薬局くみのき店	東茱萸木四丁目1126	247−4920
中島薬局	池尻中一丁目35−34	365−6820
阪神調剤薬局　大阪狭山店	池尻自由丘一丁目10−7	360−0300
れもん薬局	狭山二丁目969−1A	366−0117

資料1−8　大阪狭山市医師会会員名簿一覧（大阪狭山市域）

（令和３年４月１日現在）

診療所名	住所	電話番号
青葉丘病院	東池尻一丁目2198−1	365−3821
穴川整形外科医院	西山台三丁目1−4	366−6952
あやは眼科	茱萸木四丁目372−10 メディカルスクエアくみの木2階	366−5678
いいたに眼科	西山台三丁目12−9	368−6633
井出眼科	金剛二丁目9−17	365−0168
今井医院	池尻自由丘一丁目3−24	366−1061
今井クリニック	金剛二丁目12−18	365−0647
上島医院	西山台一丁目24−20	365−6579
うえむらクリニック形成外科	半田一丁目43−1エクセレンシーアイ1F	368−3111
梅山眼科	池尻自由丘一丁目11−9	367−3330
大阪さやま病院	岩室三丁目216−1	365−0181
大里眼科	半田一丁目623−3	367−5505
おがわクリニック	西山台三丁目15−8	366−7211
おざさクリニック	池尻中三丁目1−5	366−0088
かい内科クリニック	大野台六丁目1−3	366−1366
樫本病院	東茱萸木四丁目1151	366−1818
辛川医院	金剛二丁目13−18	365−0066
きりの診療所	茱萸木四丁目372−10 メディカルスクエアくみの木2階	349−7522
金剛メディカルクリニック	半田二丁目468−5	366−2200
狭山みんなの診療所	西山台3丁目4−2	367−3339
さくら会病院	半田五丁目2610−1	366−5757
しばもとクリニック	半田一丁目649−5ジュアールビル2F	368−1556
砂川医院	池尻北一丁目1−5	367−1238
たかはしクリニック	茱萸木四丁目345−1	360−2020
たにしまクリニック	大野台一丁目3−14	247−5191
つきやま胃腸内科	半田一丁目622−1ウエスティ金剛2F	368−9007
辻本病院	池之原二丁目1128−2	366−5131
てらにしレディースクリニック	池尻自由丘一丁目2−1	367−0666
とうだクリニック	西山台一丁目13−4	367−1819
豊川整形外科	池尻自由丘一丁目2−5西野ビル1F	366−8881

診　療　所　名	住　　所	電 話 番 号
長尾クリニック	西山台三丁目5−20	366−9192
永田医院	池尻北二丁目23−11	365−0033
西村医院	茱萸木三丁目231	366−1066
にしむらクリニック	狭山二丁目969−1	367−8703
西山クリニック	池尻自由丘三丁目1−7	349−3120
ハヤシ耳鼻咽喉科	半田一丁目622−1ウエスティ金剛1F	365−4888
半田あつたかクリニック	半田三丁目471−1	349−6842
兵田病院	山本東1394−1	366−2345
平林小児科	西山台六丁目13−9ガーデンハイム A-3	366−9272
整形外科ふじさわクリニック	大野台二丁目13−7	360−0500
ふじたこどもクリニック	大野台一丁目23−13	349−9272
細井医院	半田一丁目624−3浦島ビル 1F	366−2420
ますだ皮ふ科	池尻自由丘一丁目2−5西野ビル 2F	360−1112
松田皮膚科クリニック	茱萸木四丁目372−10 メディカルスクエアくみの木3階	368−4112
みさこ耳鼻咽喉科クリニック	茱萸木四丁目 372-10 メディカルスクエアくみの木 3 階	368−3387
村本耳鼻咽喉科	狭山一丁目787ヴィーブルⅡ2F	365−1733
森田クリニック	池尻自由丘一丁目12−1	365−0555
吉岡耳鼻咽喉科	大野台一丁目1−4	368−1876
わかきクリニック	茱萸木五丁目741−1	367−7766

資料1−9　狭山美原歯科医師会会員名簿一覧（大阪狭山市分）

医療機関名	所在地	電話番号
阿部歯科	狭山 1-2355-4	365−5021
いわもと歯科	大野台 2-13-1	360−0648
うらしま歯科	金剛 1-1-5 ショップ南海 2F	368−8070
おおはら歯科クリニック	東茱萸木 1-658-1	247−5325
奥歯科クリニック	大野台 2-13-10	365−7379
片岡歯科医院	西山台 1-13-9	365−4173
きくち歯科クリニック	狭山 2-910-10	367−2222
こじま歯科医院	西山台 6-13-9 A2F	366−8007
阪田歯科医院	半田 1-622−10	366−5504
センヤ歯科医院	西山台 2-13-14	368−0288
高安歯科医院	池尻中 2-10-13	368−2318
田口歯科医院	半田 1-672-6	366−2177
田中歯科医院	池尻中 1-2 シッョプ南海「さやま」2F	366−9060
千葉歯科医院	狭山 1-864−1	365−4825
徳竹歯科医院	東池尻 5-1298-4	368−3246
とぐち歯科医院	狭山 5-783	366−9237
戸倉歯科医院	半田 2-468-7 金剛ビル 2F	366−5861
中川矯正歯科医院	半田 1-595-10	365−7101
中村歯科医院	池尻中 1-28-11	367−3450
馬場歯科医院	金剛 2-13-44	365−5280
林本歯科医院	大野台 2-19-10	367−3553
医療法人恒尚会兵田病院	山本東 1394-1	366−2345
広田歯科クリニック	大野台 1-1-2	366−3900
ふくなが歯科クリニック	池尻自由丘 1-11-1	367−4618
まつうら歯科医院	西山台 3-17-12	339−4182
まつお おとな・こども歯科	池尻自由丘 1-3-21	249−2217
松本歯科医院	西山台 1-24-14	366−0105
森歯科クリニック	大野台 1-32-60	368−4180
医療法人山村歯科医院	半田 3-1716-4	365−1529
やまもと歯科	大野台 4-3-4	365−1188
わだ歯科医院	茱萸木 6-807−1	365−4823
渡辺歯科医院	狭山 2-898-7 サンシャイン狭山 2F	367−6480

出典：狭山美原歯科医師会 （https://omda8020.com/memberpage/osakasayama_s.html）

資料1－10　大阪狭山市の自主防災組織の結成状況

（令和3年4月1日現在）

	組織の名称	地区名	結成年月日　(届出年月日)	届出会員世帯
1	池尻地区自主防災組織	池尻･池尻北自治会	H17.2.20　(H17.2.20) H29.7.1（組織名変更）	800
2	北自治会自主防災組識	府営狭山北住宅	H17.3.20　(H17.2.20)	516
3	川向地区自主防災組識	川向	H17.4.1　(H17.3.29)	161
4	山本地区自主防災組織	山本	H17.4.1　(H17.4.25)	82
5	大野台一丁目自治会 自主防災･防犯組織	大野台一丁目	H17.7.1　(H17.6.27)	500
6	大野台5･6丁目自主防災組織	大野台五･六丁目	H17.9.1　(H17.9.1)	501
7	茱萸木地区自主防災組織	茱萸木	H17.11.1　(H17.11.4)	324
8	東池尻自主防災会	東池尻	H17.11.18(H17.10.9)	607
9	金剛一丁目自治会自主防災組織	金剛一丁目	H18.1.10　(H18.1.12)	110
10	狭山ニュータウン自治会自主防災組織	ニュータウン	H18.1.29　(H18.2.17)	945
11	池之原地区自主防災組織	池之原	H18.2.18　(H18.3.2)	175
12	半田東村地区自主防災･治安組織	半田東村	H18.1.9　(H18.3.9)	156
13	東野地区会自主防災委員会	東野	H18.4.1　(H18.3.28)	530
14	岩室地区自主防災組織	岩室	H18.4.9　(H18.4.10)	68
15	下今熊地区自主防災組織	下今熊	H18.4.1　(H18.7.20)	57
16	ｱﾄﾞﾘｰﾑ金剛管理組合自主防災組織	アドリーム金剛	H18.7.10　(H18.8.8)	64
17	大野台3丁目地区自主防災組織	大野台三丁目	H19.7.23　(H19.7.23)	304
18	山伏地区自主防災組織	山伏	H19.9.1　(H19.8.3)	88
19	狭山住宅団地自主防災会	狭山住宅管理組合	H19.12.8（H20.2.12）	850
20	南海狭山コーポ自治管理組合	狭山コーポ	H20.1.27　(H20.3.3)	285
21	ライオンズマンション大阪狭山自主防災組織	ライオンズマンション 大阪狭山管理組合	H20.5.1　(H20.5.29)	293
22	南海金剛自主防災･防犯委員会	南海金剛住宅	H20.6.15（H20.6.16）	395
23	大野台7丁目自治会防災会	大野台７丁目	H20.7.6　(H20.7.18)	157

	組織の名称	地区名	結成年月日 (届出年月日)	届出会員世帯
24	大野地区自主防災組織	大野	H.21.1.1 (H20.12.8)	138
25	狭山西自治会自主防災組織	狭山地区西	H.21.3.9 (H21.3.9)	235
26	金剛２丁目･東自治会自主防災組織	金剛ニ丁目東	H.21.3.8 (H21.3.16)	72
27	府営狭山南自治会地区自主防災組織	府営狭山南住宅	H.22.5.9 (H22.5.10)	690
28	大野台4丁目自主防災組織	大野台4丁目自治会	H.22.7.1 (H22.7.1)	356
29	大野台2丁目自治会自主防災組織	大野台2丁目自治会	H.23.2.1 (H23.1.14)	400
30	自由丘住宅会自主防災組織	自由丘住宅会	H23.6.4 (H23.6.10)	220
31	前田地区自主防災会	前田	H24.2.5 (H24.2.7)	33
32	南海狭山住宅自主防災組織	南海狭山	H24.3.1 (H24.2.22)	106
33	狭山中自治会自主防災組織	狭山中	H24.2.19 (H24.2,23)	131
34	ロ大野地区自主防災組織	ロ大野	H24.4.1 (H24.4.2)	58
35	南海シティコート金剛団地自主防災組織	南海シティコート金剛団地管理組合	H24.7.1 (H24.7.31)	52
36	桜ヶ丘住宅自治会自主防災組織	桜ヶ丘住宅	H24.9.1 (H24.9.3)	102
37	大野台7丁目北地区自主防災組織	大野台7丁目北	H25.7.1 (H25.7.23)	98
38	茱萸木ロイヤルヒルズ住宅会自主防災組織	茱萸木ロイヤルヒルズ住宅会	H25.10.1 (H25.10.1)	38
39	グリーンコーポ狭山自主防災会	ｸﾞﾘｰﾝｺｰﾎﾟ狭山管理組合	H27.9.4 (H27.9.7)	90
40	大鳥池住宅自主防災組織	大鳥池住宅自治会	H27.11.14(H27.11.30)	67
41	藤和さやまハイタウン地区会自主防災委員会	藤和さやまハイタウン管理組合	H27.5.18 (H28.2.19)	591
42	さくら野自治会自主防災組織	さくら野自治会	H28.4.1 (H28.7.8)	57
43	ロイヤルアーク狭山自主防災組織	ロイヤルアーク狭山住宅会	H26.7.6 (H28.8.30)	49
44	コート北野田カリヨン自主防災組織	コート北野田カリヨン管理組合	H30.9.1 (H30.9.11)	151
45	狭山ハウス管理組合防犯､防災委員会	狭山ハウス管理組合	R1.6.2 (R1.6.10)	354
46	セザール狭山自主防災組織	セザール狭山管理組合	R2.4.1 (R2.9.15)	47

資料2－1　大阪狭山市防災マップ

大阪狭山市 防災マップ

逃げ遅れゼロへ！

「発行：大阪狭山市　令和２年３月」
※本図は令和元年作成の大阪狭山市全図を使用

お問い合せ先：大阪狭山市　防災・防犯推進室
TEL:072-366-0011（代表）

指定避難場所 Evacuation Area (a large park or open space)

避難場所	所在地	避難所	一時避難場所
☆東小学校	狭山三丁目2497-1	○	○
☆西小学校	今熊一丁目22	○	○
☆南第一小学校	西山台三丁目2-1	○	○
☆南第二小学校	大野台三丁目23-1	○	○
☆南第三小学校	西山台六丁目19-7	○	○
☆北小学校	池尻北二丁目20-7	○	○
☆第七小学校	東茱萸木二丁目865	○	○
☆狭山中学校	狭山四丁目2272-2	○	○
☆南中学校	大野台三丁目2-1	○	○
☆第三中学校	茱萸木二丁目397	○	○
☆東野幼稚園	東野中二丁目22	○	
☆総合体育館	池之原四丁目248	○	
☆池尻体育館	池尻中三丁目639-11	○	
☆狭山高等学校	半田四丁目1510	○	○
東大池公園	大野台四丁目1-37		○
南青少年運動広場	茱萸木六丁目985-2		○
☆野球場	池之原四丁目248		○
さやか公園	狭山二丁目974-6		○
狭山水みらいセンター（せせらぎの丘・かがやき広場）	東池尻六丁目1647		○

避難所とは、地震、風水害等、危険性がある場合に、危険性がなくなるまで必要な期間滞在する場所です。※◎風水害等で事前に開設する避難所は各小学校（体育館）です。避難される場合、避難所開設状況を事前に市ホームページ、同報系防災行政無線などで確認してください。
一時避難場所とは、とりあえずの安全を確保し、状況を確認できる場所です。

屋外スピーカー（同報系防災行政無線）

放送された内容をもう一度聞きたい場合
テレフォンサービス　0120-367-707

防災情報の５段階警戒レベル

大雨や土砂災害時の危険をわかりやすく伝えるため、自治体や気象庁などが発表する防災情報が５段階のレベルで発表されるようになりました。

警戒レベル	防災情報	とるべき行動	危険レベル
5	災害発生情報	命を守るための最善の行動	高
4	避難勧告・避難指示（緊急）	速やかに避難	
3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者など、避難に時間を要する人は避難（他の人は準備）	
2	大雨注意報、洪水注意報など	避難行動を確認	
1	早期注意情報	災害への心構えを高める	低

※警戒レベル１～５の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。【警戒レベル5】ではすでに災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。
【警戒レベル３】や【警戒レベル４】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

超高密度気象観測・情報提供サービス（POTEKA®）

ピンポイントの気象情報をリアルタイムで閲覧できます。

大阪狭山市内の観測点
コミュニティセンター（市役所ニュータウン連絡所）（大野台二丁目1－5）
旧狭山・美原医療保健センター（市医師会休日診療所）（東野東一丁目500－1）

iPhone用　スマートフォンアプリ「My POTEKA」二次元コード　Android用

ホームページ「POTEKA　NET」 http://www.potekanet.com/

凡例

洪水浸水想定区域
水防法第14条第１項の規定（一部準用）に基づく想定最大規模による洪水浸水想定区域（浸水した場合に想定される水深を表示したもの）
降雨条件：大和川合流点上流域の２４時間総雨量904.1㎜、1時間最大雨量102.5㎜

※（　）目安

家屋倒壊等氾濫想定区域
家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域
※この区域の境界は厳密ではなくあくまで目安であることに留意してください。
降雨条件：大和川合流点上流域の２４時間総雨量904.1㎜、1時間最大雨量102.5㎜

河岸侵食　氾濫流

土砂災害（特別）警戒区域

急傾斜の崩壊　傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

特別警戒区域　警戒区域

地滑り　土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

警戒区域　→ 方向

※特別警戒区域：建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域（土砂災害防止法第9条第1項に該当する区域）
※警戒区域：住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域（土砂災害防止法第7条第1項に該当する区域）

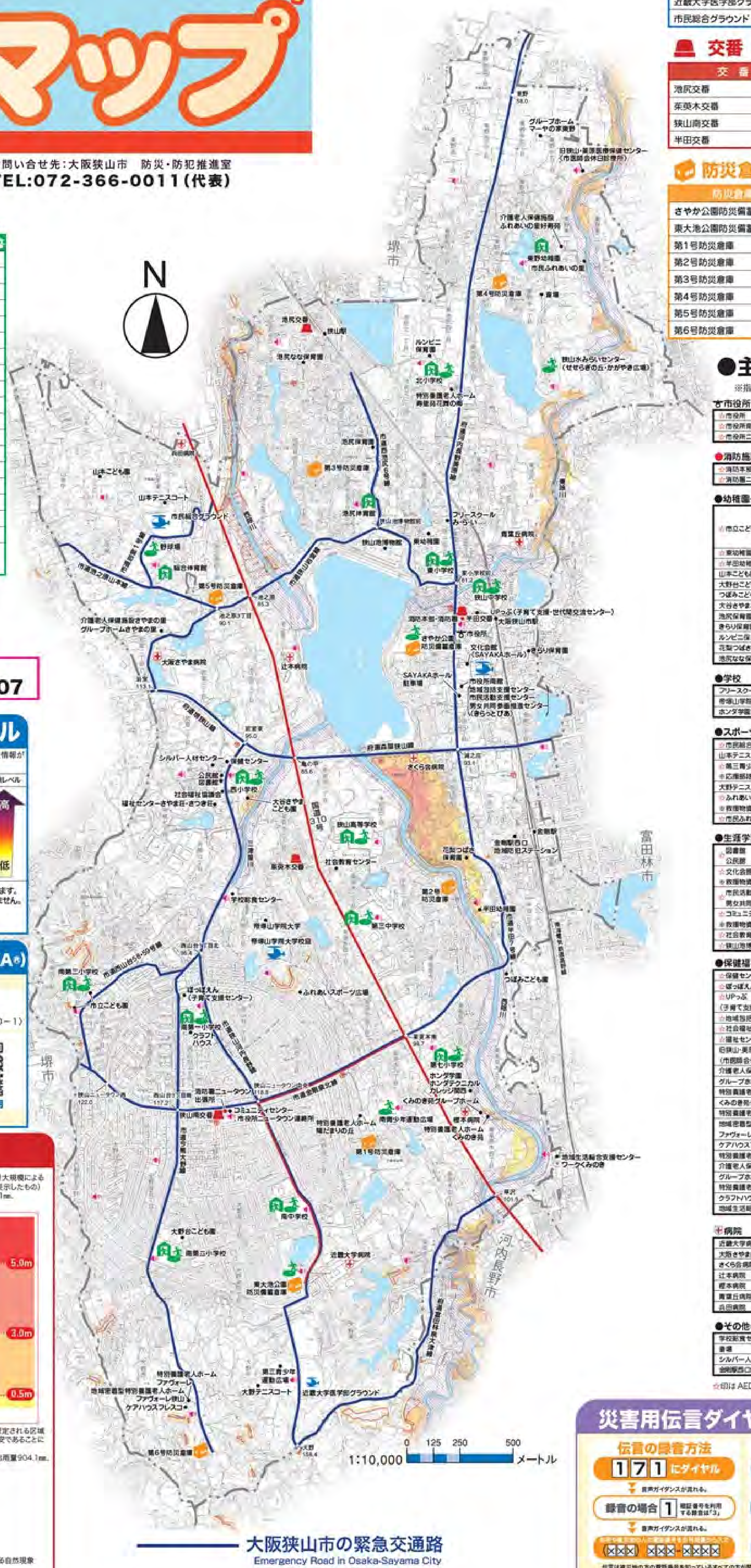

大阪狭山市の緊急交通路 Emergency Road in Osaka-Sayama City
大阪府の広域緊急交通路 Large-Scale Emergency Road in Osaka Prefecture
河川・主なため池 River & Pond
※□はその地点の標高(m)

ヘリポート予定地 Heliport Ground

ヘリポート	所在地
帝塚山学院大学校庭	今熊二丁目1823
SAYAKAホール駐車場	狭山一丁目875-1
近畿大学医学部グラウンド	大野東377-2
市民総合グラウンド	山本東433

交番 Police Box

交番	所在地
池尻交番	池尻自由丘一丁目10-2
茱萸木交番	茱萸木三丁目249-4
狭山南交番	大野台二丁目1-1
半田交番	狭山一丁目913-1

防災倉庫 Disaster Prevention Warehouse

防災倉庫	所在地
さやか公園防災備蓄倉庫	狭山二丁目974-6
東大池公園防災備蓄倉庫	大野台四丁目1-37
第1号防災倉庫	大野台一丁目1000-29
第2号防災倉庫	半田三丁目1741-5先
第3号防災倉庫	池尻中三丁目32-11
第4号防災倉庫	東野中二丁目999
第5号防災倉庫	池之原四丁目680-4
第6号防災倉庫	大野西615-3

●主な施設一覧表●

※指定避難場所を除く

市役所

☆市役所	狭山1-2384-1
☆市役所南館	狭山1-862-5
☆市役所ニュータウン連絡所	大野台2-1-5

●消防施設

☆消防本部・消防署	狭山1-2384-1
☆消防署ニュータウン出張所	大野台2-1-3

●幼稚園・こども園・保育園

☆市立こども園	（0～3歳児）西山台6-19-5（4･5歳児）西山台6-19-12
☆東幼稚園	狭山3-2555-1
☆半田幼稚園	半田2-269
山本こども園	山本中353-2
大野台こども園	大野台3-23-1
つぼみこども園	東茱萸木3-2283-1
大谷さやまこども園	今熊1-50
池尻保育園	池尻中1-12-8
きらり保育園	金剛2-13-16
ルンビニ保育園	池尻北2-20-23
花梨つばさ保育園	半田5-215-1
池尻なな保育園	池尻中1-35-41

●学校

フリースクールみ・らい	狭山3-2531-1
帝塚山学院大学	今熊2-1823
ホンダ学園ホンダテクニカルカレッジ関西	東茱萸木2-1937-1

●スポーツレクリエーション施設

☆市民総合グラウンド	山本東433
山本テニスコート	山本東433
☆第三青少年運動広場 ※応援部隊、ライフライン関係の受入拠点	大野中231
大野テニスコート	大野中484
☆ふれあいスポーツ広場 ※救援物資集積場所	東茱萸木4-88-315
☆市民ふれあいの里	東野東1-32-2

●生涯学習・文化施設

☆図書館 公民館	今熊1-106
☆文化会館（SAYAKAホール） ※救援物資集積場所（地下）	狭山1-875-1
☆市民活動支援センター 男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）	狭山1-862-5
☆コミュニティセンター ※救援物資集積場所（地下）	大野台2-1-5
☆社会教育センター	茱萸木2-306-4
☆狭山池博物館	池尻中2丁目

●保健福祉施設　※民間施設は災害協定締結施設のみ

☆保健センター	岩室1-97-3
☆ぽっぽえん（子育て支援センター）	西山台3-2-1
☆UPっぷ（子育て支援・世代間交流センター）	狭山4-2303-2
☆地域包括支援センター	狭山1-862-5
☆社会福祉協議会	今熊1-85
☆福祉センターさやま荘・さつき荘	今熊1-80他
旧狭山・美原医療保健センター（市医師会休日診療所）	東野東1-500－1
介護老人保健施設さやまの里	岩室2-185-11
グループホームさやまの里	岩室2-185-11
特別養護老人ホームくみのき苑	東茱萸木4-1977
くみのき苑グループホーム	東茱萸木4-1160-2
特別養護老人ホームファヴォーレ	大野西566-2
地域密着型特別養護老人ホーム ファヴォーレ狭山	大野西566-1
ケアハウスフレスコ	大野西742-11
特別養護老人ホーム寿里苑花菖の郷	東池尻4-1336-1
介護老人保健施設ふれあいの里好寿苑	東野東1-300-1
グループホームマーヤの家東野	東野中4-592-1
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	大野台1-14-20
クラフトハウス	西山台3-4-1
地域生活総合支援センターワークくみのき	東茱萸木3-2153

病院

近畿大学病院	大野東377-2
大阪さやま病院	岩室3-216-1
さくら会病院	半田5-2610-1
辻本病院	池之原2-1128-2
樫本病院	東茱萸木4-1151
青葉丘病院	東池尻1-2198-1
兵田病院	山本東1394-1

●その他の施設

学校給食センター	今熊2-1748-1
斎場	東野中1-1540
シルバー人材センター	今熊1-103-1
金剛駅西口地域防犯ステーション	半田1-224-143－部

☆印は AED（自動体外式除細動器）を設置している公共施設

災害用伝言ダイヤルの使用方法

伝言の録音方法
171 にダイヤル
↓ 音声ガイダンスが流れる。
録音の場合 1 暗証番号を利用する録音は「3」
↓ 音声ガイダンスが流れる。
自宅や被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤル（×××）×××-××××

伝言の再生方法
171 にダイヤル
↓ 音声ガイダンスが流れる。
再生の場合 2 暗証番号を利用する録音は「4」
↓ 音声ガイダンスが流れる。
自宅や被災地の人の電話番号を市外局番から入力 ××× ×××-××××

伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。
聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。

体験利用日
●毎月1日及び15日 00:00～24:00　●正月三が日(1月1日00:00～1月3日24:00)
●防災週間(8月30日9:00～9月5日17:00)
●防災とボランティア週間(1月15日9:00～1月21日17:00)

NTT西日本のホームページ　https://www.ntt-west.co.jp/dengon/

第一編　総則
第二編　災害予防対策
第三編　災害応急対策
第四編　災害復旧・復興対策
付編一　東海地震に伴う対応の警戒宣言
付編二　南海トラフ地震防災対策推進計画
資料編

大阪狭山市 OSAKASAYAMA 内水ハザードマップ

発行：大阪狭山市　令和3年6月
※本図は令和元年作成の大阪狭山市全図を使用

お問い合せ先：大阪狭山市水資源部
TEL：072-366-0011（代表）

内水による浸水とは

雨の量が下水道などの排水能力を超える時や，河川などの排水先の水位が高くなった時に雨水を排水できなくなり，浸水することです。この「内水ハザードマップ」は，内水による浸水を対象として作成しています。

洪水（外水氾濫）とは

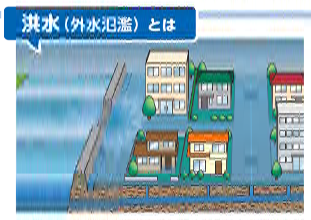

大雨によって河川などの水位が高くなることで堤防を越えて水があふれたり，堤防の土砂が流出して決壊する事です。洪水（外水氾濫）を対象とした洪水浸水想定区域は、別途公表している「防災マップ」をご覧ください。

想定最大規模降雨　147 mm/hr

目 的

近年の局地的豪雨等による浸水被害の発生が想定される区域や避難場所などの情報を提供するとともに、防災意識の高揚、浸水に対する備えに活用していただくために「大阪狭山市内水ハザードマップ」を作成しました。

説明文

(1) 浸水区域と浸水深さは、既存の下水道施設及び地盤高の標高データよるシミュレーションにより想定しています。
(2) シミュレーションを行うための対象降雨は、国土交通省が公表している近畿地域想定最大降雨量である時間雨量147mmの降雨を想定して、その浸水範囲と深さを示したものです。
(3) この近畿地域想定最大降雨量である時間雨量147mmは、大阪狭山市で浸水被害が発生した令和元年8月19日の時間最大雨量70mm（狭山池ダム観測地点）の約2倍相当の降雨量です。
(4) 下水道施設（雨水管）に限定してモデル化しているため、側溝・水路等の他の排水施設の影響により、想定される浸水が実際と異なる場合があります。

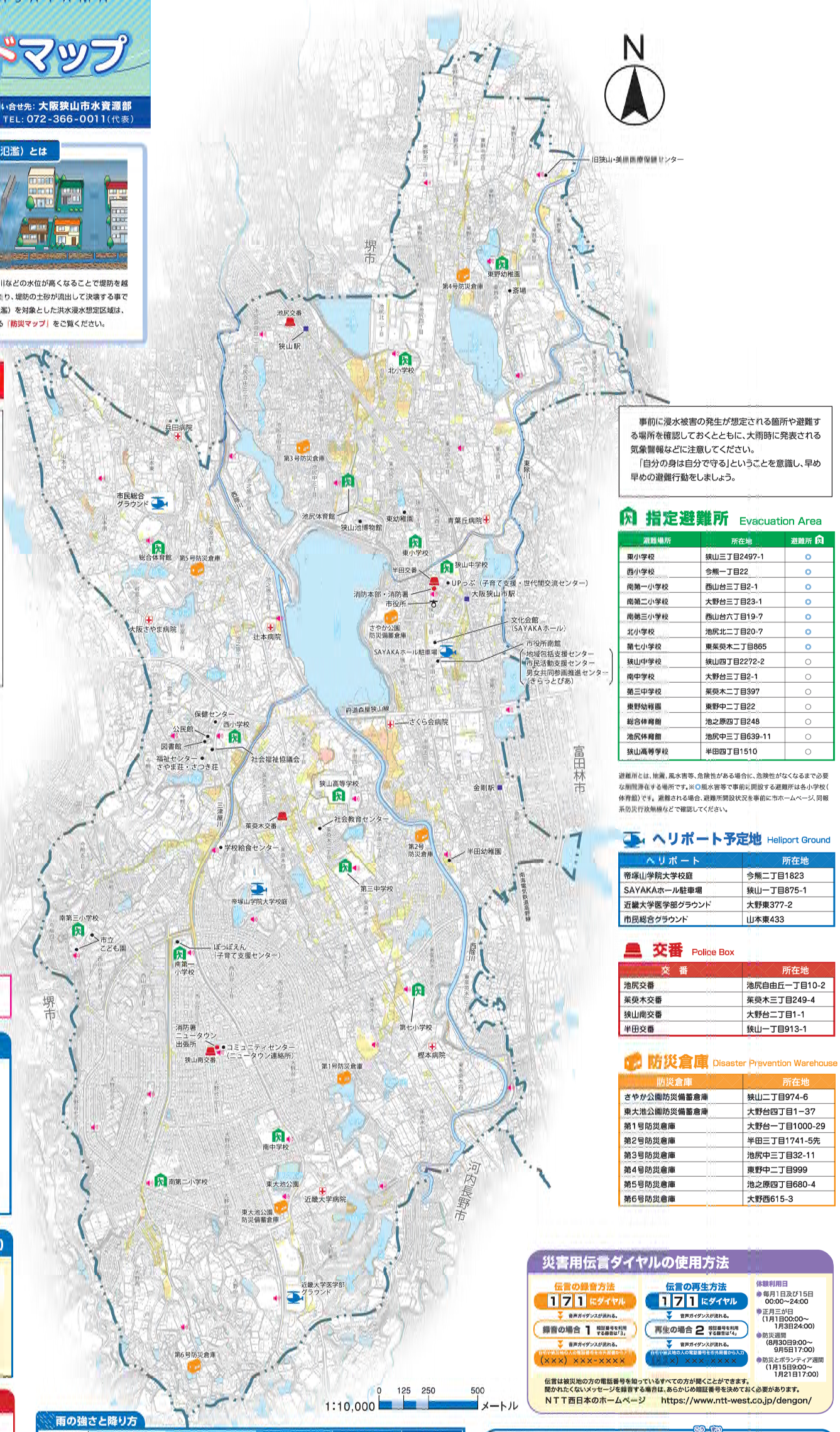

事前に浸水被害の発生が想定される箇所や避難する場所を確認しておくとともに、大雨時に発表される気象警報などに注意してください。
「自分の身は自分で守る」ということを意識し、早め早めの避難行動をしましょう。

指定避難所 Evacuation Area

避難場所	所在地	避難所
東小学校	狭山三丁目2497-1	◎
西小学校	今熊一丁目22	◎
南第一小学校	西山台三丁目2-1	◎
南第二小学校	大野台三丁目23-1	◎
南第三小学校	西山台六丁目19-7	◎
北小学校	池尻北二丁目20-7	◎
第七小学校	東茱萸木二丁目865	◎
狭山中学校	狭山四丁目2272-2	○
南中学校	大野台三丁目2-1	○
第三中学校	茱萸木二丁目397	○
東野幼稚園	東野中二丁目22	○
総合体育館	池之原四丁目248	○
池尻体育館	池尻中三丁目639-11	○
狭山高等学校	半田四丁目1510	○

避難所とは、地震、風水害等、危険性がある場合に、危険性がなくなるまで必要な期間滞在する場所です。※◎風水害等で事前に開設する避難所は各小学校（体育館）です。避難される場合、避難所開設状況を事前に市ホームページ、同報系防災行政無線などで確認してください。

ヘリポート予定地 Heliport Ground

ヘリポート	所在地
帝塚山学院大学校庭	今熊二丁目1823
SAYAKAホール駐車場	狭山一丁目875-1
近畿大学医学部グラウンド	大野東377-2
市民総合グラウンド	山本東433

交番 Police Box

交　番	所在地
池尻交番	池尻自由丘一丁目10-2
茱萸木交番	茱萸木三丁目249-4
狭山南交番	大野台二丁目1-1
半田交番	狭山一丁目913-1

防災倉庫 Disaster Prevention Warehouse

防災倉庫	所在地
さやか公園防災備蓄倉庫	狭山二丁目974-6
東大池公園防災備蓄倉庫	大野台四丁目1−37
第1号防災倉庫	大野台一丁目1000-29
第2号防災倉庫	半田三丁目1741-5先
第3号防災倉庫	池尻中三丁目32-11
第4号防災倉庫	東野中二丁目999
第5号防災倉庫	池之原四丁目680-4
第6号防災倉庫	大野西615-3

屋外スピーカー（同報系防災行政無線）

放送された内容をもう一度聞きたい場合
テレフォンサービス　0120-367-707

防災情報の5段階警戒レベル

大雨や土砂災害の危険生わかりやすく伝えるため、自治体気象庁などが発表する防災情報が5段階のレベルで発表されるようになりました。

警戒レベル	避難情報等
5	緊急安全確保 ※1
	＜警戒レベル4までに必ず避難！＞
4	避難指示 ※2
3	高齢者等避難 ※3
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	早期注意情報（気象庁）

※1　市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2　避難指示は、これまでの経験動告のタイミングで発令されることになります。
※3　警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に判断するタイミングです。

超高密度気象観測・情報提供サービス（POTEKA）

ピンポイントの気象情報をリアルタイムで閲覧できます。

大阪狭山市内の観測点
コミュニティセンター（市役所ニュータウン連絡所）〈大野台二丁目1−6〉
旧狭山・美原医療保健センター〈東野東一丁目500−1〉

「My POTEKA」QRコード
iPhone用　Android用
ホームページ「POTEKA NET」 http://www.potekanet.com/

凡 例

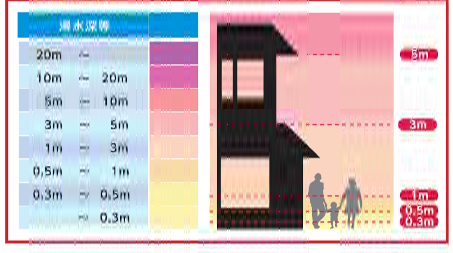

雨の強さと降り方

雨の強さ	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
1時間雨量	10～20mm未満	20～30mm未満	30～50mm未満	50～80mm未満	80mm以上
人の受けるイメージ	ザーザーと降る。	どしゃ降り。	バケツをひっくり返したように降る。	滝のように降る。（ゴーゴーと降り続く）	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。
人への影響と屋外の様子	地面からのはね返りで足元がぬれる。	傘をさしていてもぬれる。車はワイパーを速めても見づらい。	道路が川のようになる。	傘はまったく役に立たなくなる。水しぶきで、あたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	
災害の危険性		側溝や水路などで浸水の恐れがある。	避難の準備が必要です。		土石流など、多くの災害が発生します。

災害用伝言ダイヤルの使用方法

伝言の録音方法
171にダイヤル
↓音声ガイダンスが流れる。
録音の場合 1（相手番号を利用する録音は「3」）
↓音声ガイダンスが流れる。
（相手や被災地の人の電話番号を市外局番から入力）
（×××）×××-××××

伝言の再生方法
171にダイヤル
↓音声ガイダンスが流れる。
再生の場合 2（相手番号を利用する録音は「4」）
↓音声ガイダンスが流れる。
（相手や被災地の人の電話番号を市外局番から入力）
（×××）×××-××××

体験利用日
- 毎月1日及び15日 00:00～24:00
- 正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- 防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- 防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。
聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。
NTT西日本のホームページ　https://www.ntt-west.co.jp/dengon/

もしも洪水が起きたら…

水位の確認
歩ける深さは膝の高さまでです。無理な避難はせず、安全な高所で救助を待ちましょう。

足元に注意を払う
洪水で避難する際は、裸足や長靴は禁物。紐で締められる運動靴と長い棒を用意しましょう。

子どもから目を離さない
お互いの身体をロープで結んで避難しましょう。子どもが一緒の場合は、目を離さないように。

5　ため池浸水想定区域図（東池尻新池）

ため池ハザードマップの作成条件

● ため池ハザードマップは、万が一への備えとして「最大規模の浸水想定区域」を示しています。浸水想定区域は、以下の条件に基づく「はん濫シミュレーション」により求めています。

①ため池が満水状態のときに、大雨や大地震等によって堤防が決壊し、全貯水量が流れ出すと仮定しています。
②決壊を仮定した場所は、堤防が高い場所としました。
③決壊によって流出する水は、地形を２５mの格子で表した数値モデルを用いて、その動きや場所ごとの水深等を計算により求めました。

東野幼稚園
斎場
堺市美原区
大島池
ルンビニ保育園
北小学校
特別養護老人ホーム
寿里苑花舞の郷
狭山水みらいセンター
※一時避難地のみ
せせらぎの丘・かがやき広場
10分
8分
6分
4分
2分
1分
府道富田林狭山線
府道河内長野美原線
南海高野線
N
0　100m　200m
1:5,000
大阪狭山市
東幼稚園
狭山池博物館
青葉丘病院
富田林市
東小学校
狭山池
東池尻新池
狭山中学校
半田交番
消防本部・消防署
大阪狭山市駅
市役所
さやか公園
※一時避難地のみ
備蓄倉庫
きらり保育園
文化会館（SAYAKAホール）
SAYAKAホール駐車場

凡　例

- 指定避難場所
- ヘリポート予定地
- 交番
- 防災倉庫
- 屋外スピーカー
- 市役所
- 消防施設
- 病院
- 主要施設
- 市の緊急交通路
- 破堤点
- 洪水到達時間

ため池決壊時浸水想定区域

最大浸水ランク
- 2.0m～3.0m未満
- 1.0m～2.0m未満
- 0.5m～1.0m未満
- 0.5 m 未満

【ハザードマップ活用の留意点】

東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定結果のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。

浸水想定結果は、ある一つの仮定条件に基づく結果です。また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。

このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意し、発災時は状況に応じた柔軟な避難行動を心がけてください。

第1編　総則
第2編　災害予防対策
第3編　災害応急対策
第4編　災害復旧・復興対策
付編1　東海地震に伴う対応の警戒宣言
付編2　南海トラフ地震防災対策推進計画
資料編

5 ため池浸水想定区域図（長谷池）

ため池ハザードマップの作成条件

● ため池ハザードマップは、万が一への備えとして「最大規模の浸水想定区域」を示しています。浸水想定区域は、以下の条件に基づく「はん濫シミュレーション」により求めています。

①ため池が満水状態のときに、大雨や大地震等によって堤防が決壊し、全貯水量が流れ出すと仮定しています。
②決壊を仮定した場所は、堤防が高い場所としました。
③決壊によって流出する水は、地形を２５ｍの格子で表した数値モデルを用いて、その動きや場所ごとの水深等を計算により求めました。

ため池決壊時浸水想定区域

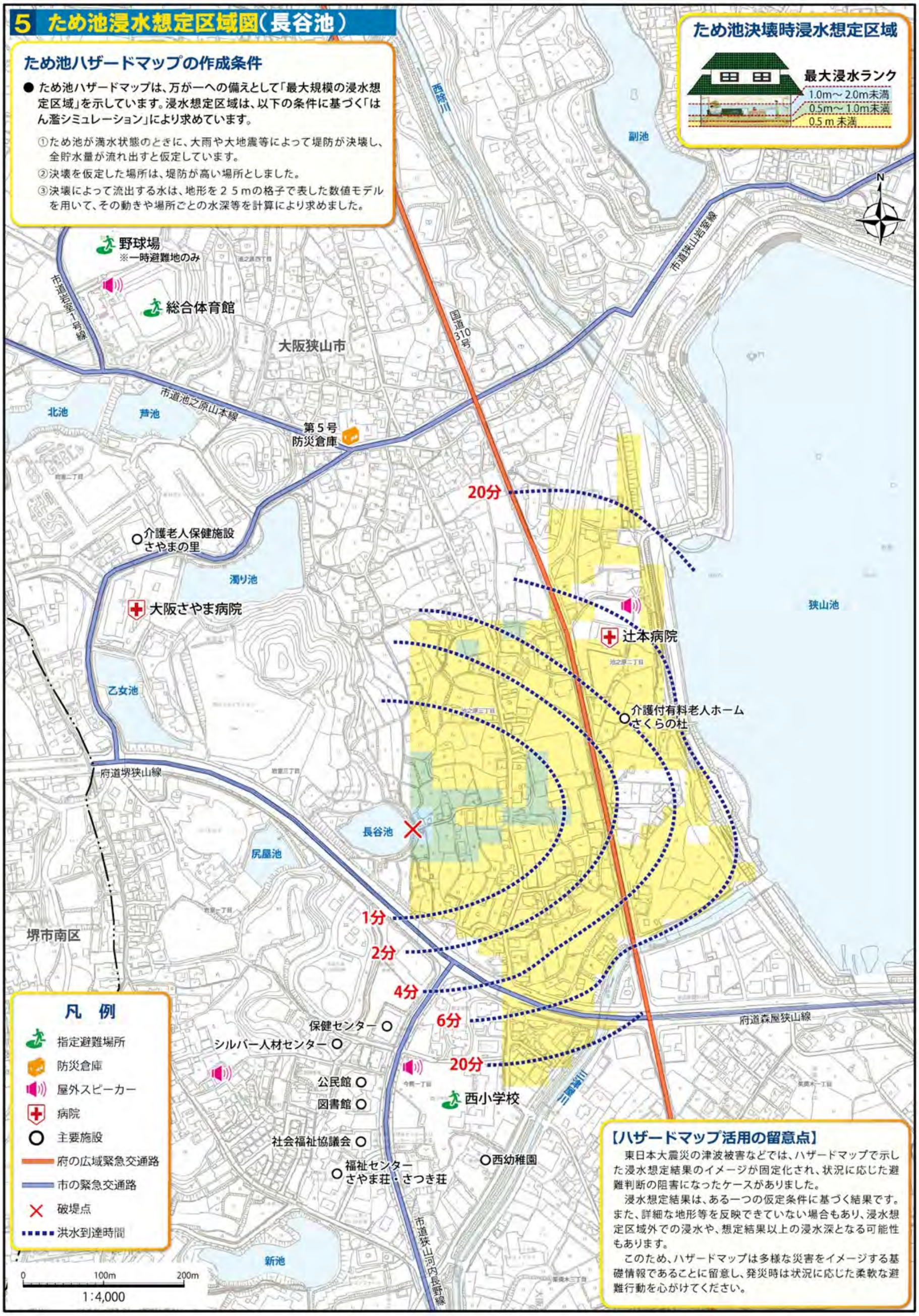

【ハザードマップ活用の留意点】

東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定結果のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。

浸水想定結果は、ある一つの仮定条件に基づく結果です。また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。

このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意し、発災時は状況に応じた柔軟な避難行動を心がけてください。

5 ため池浸水想定区域図（濁り池・乙女池）

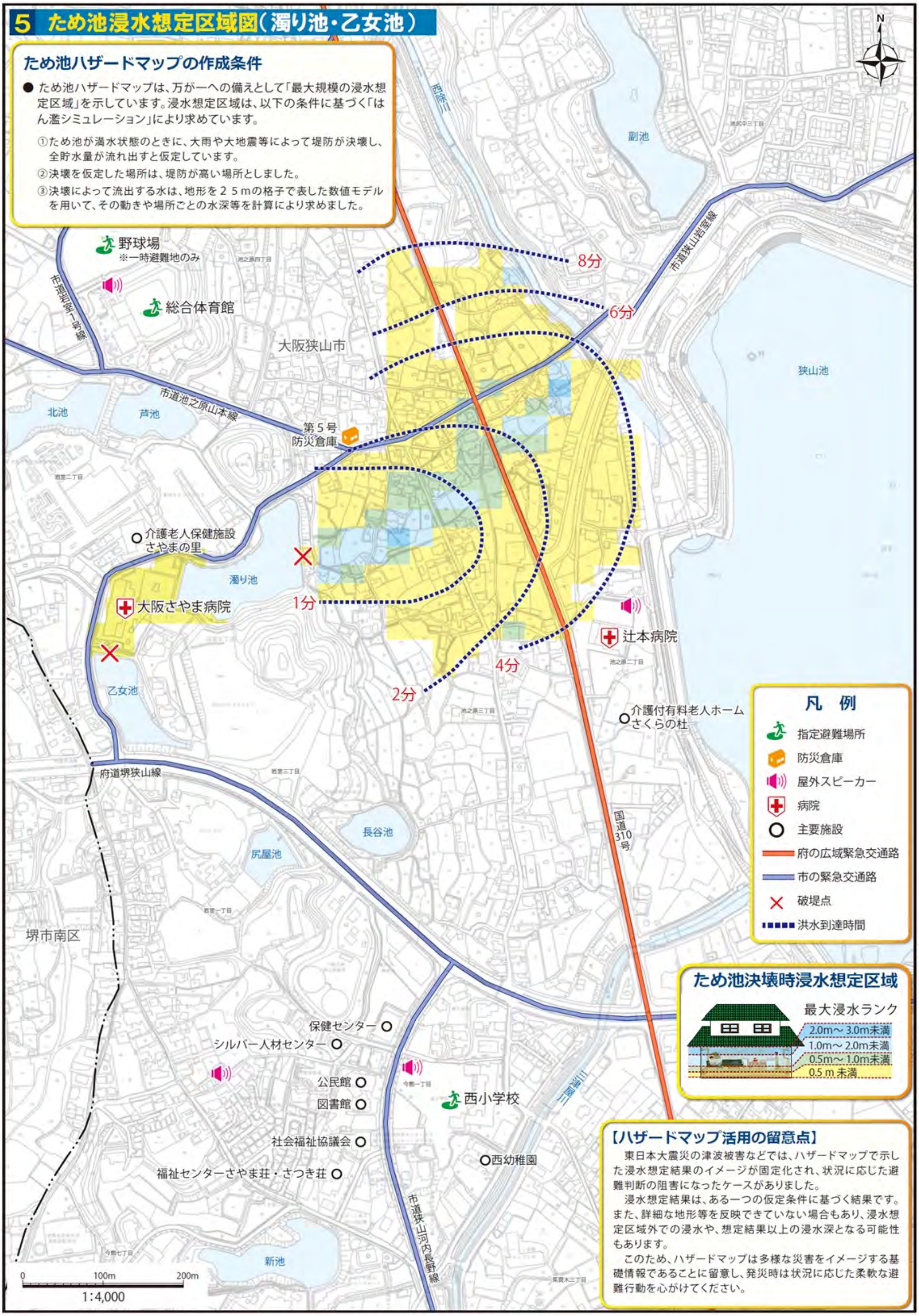

ため池ハザードマップの作成条件

● ため池ハザードマップは、万が一への備えとして「最大規模の浸水想定区域」を示しています。浸水想定区域は、以下の条件に基づく「はん濫シミュレーション」により求めています。

①ため池が満水状態のときに、大雨や大地震等によって堤防が決壊し、全貯水量が流れ出すと仮定しています。

②決壊を仮定した場所は、堤防が高い場所としました。

③決壊によって流出する水は、地形を２５ｍの格子で表した数値モデルを用いて、その動きや場所ごとの水深等を計算により求めました。

【ハザードマップ活用の留意点】

東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定結果のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。

浸水想定結果は、ある一つの仮定条件に基づく結果です。また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。

このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意し、発災時は状況に応じた柔軟な避難行動を心がけてください。

5 ため池浸水想定区域図【西谷池】

ため池ハザードマップの作成条件

ため池ハザードマップは、万が一の備えとして「最大規模の浸水想定区域」を示しています。浸水想定区域は、以下の条件に基づく「はん濫シミュレーション」により求めています。

①ため池が満水状態（余水吐が流木で詰まるなど、なんらかの理由で排水できなくなった状態）のときに、大雨や大地震等によってすべての堤体が決壊し、全貯水量が一気に流れ出すと仮定しています。
②決壊によって流出する水は、地形を5mの格子で表した数値モデルを用いて、その動きや場所ごとの水深等を計算により求めました。

●対象ため池の諸元●

【西谷池】 堤高：9.4m／堤長：70m
貯水量：39,900㎥（満水時想定の貯水量 57,920㎥）

凡例

- 指定避難場所
- 広域的な一時避難場所
- ヘリポート予定地
- 屋外スピーカー
- 防災倉庫
- 警察
- 鉄道
- 主な道路
- 5分 はん濫水到達想定時間の目安
- 破堤点

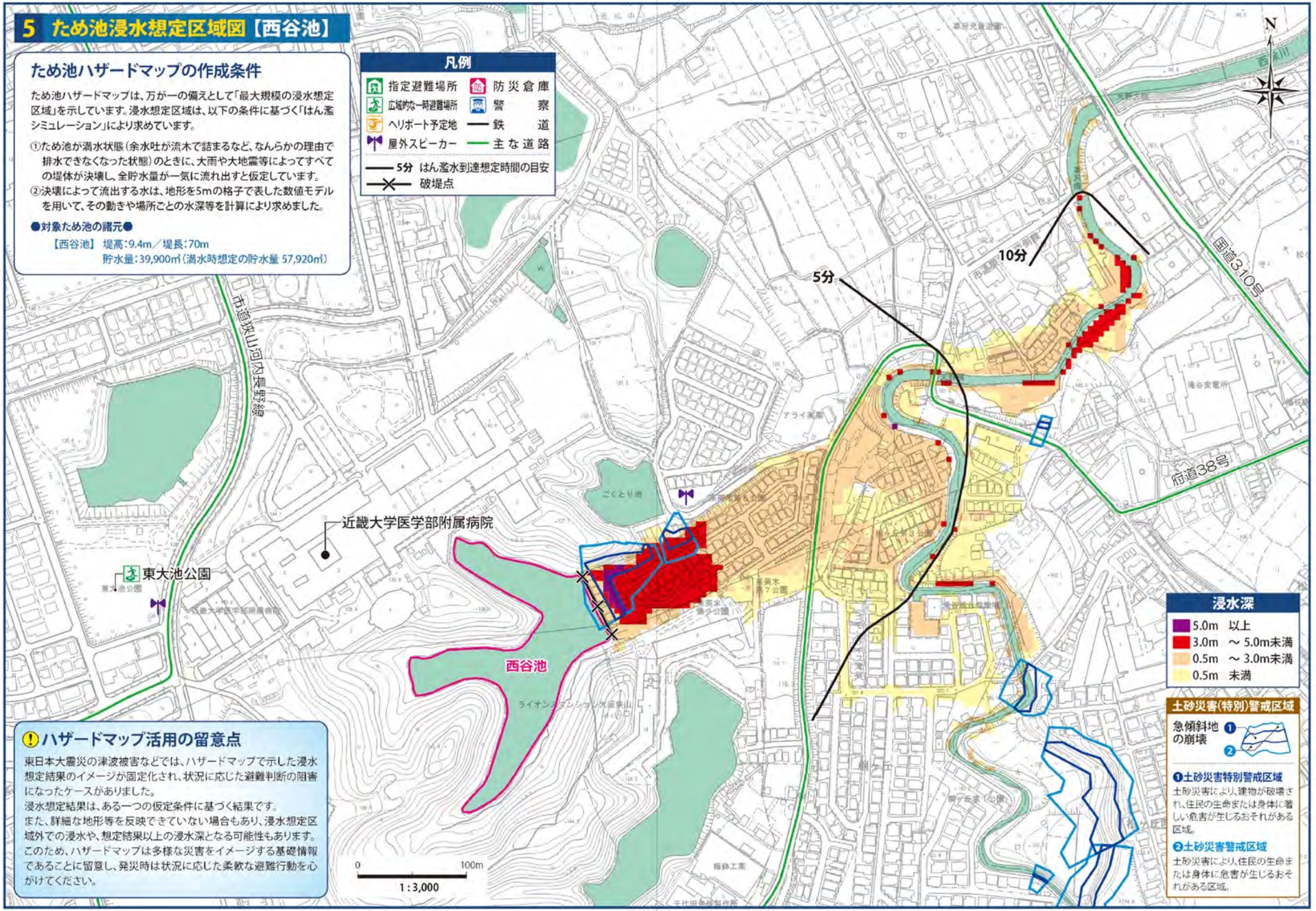

浸水深

- 5.0m 以上
- 3.0m ～ 5.0m未満
- 0.5m ～ 3.0m未満
- 0.5m 未満

土砂災害(特別)警戒区域

急傾斜地の崩壊 ❶ ❷

❶土砂災害特別警戒区域
土砂災害により、建物が破壊され、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域。

❷土砂災害警戒区域
土砂災害により、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域。

ハザードマップ活用の留意点

東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定結果のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。
浸水想定結果は、ある一つの仮定条件に基づく結果です。
また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。
このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意し、発災時は状況に応じた柔軟な避難行動を心がけてください。

5 ため池浸水想定区域図【今池・七池】

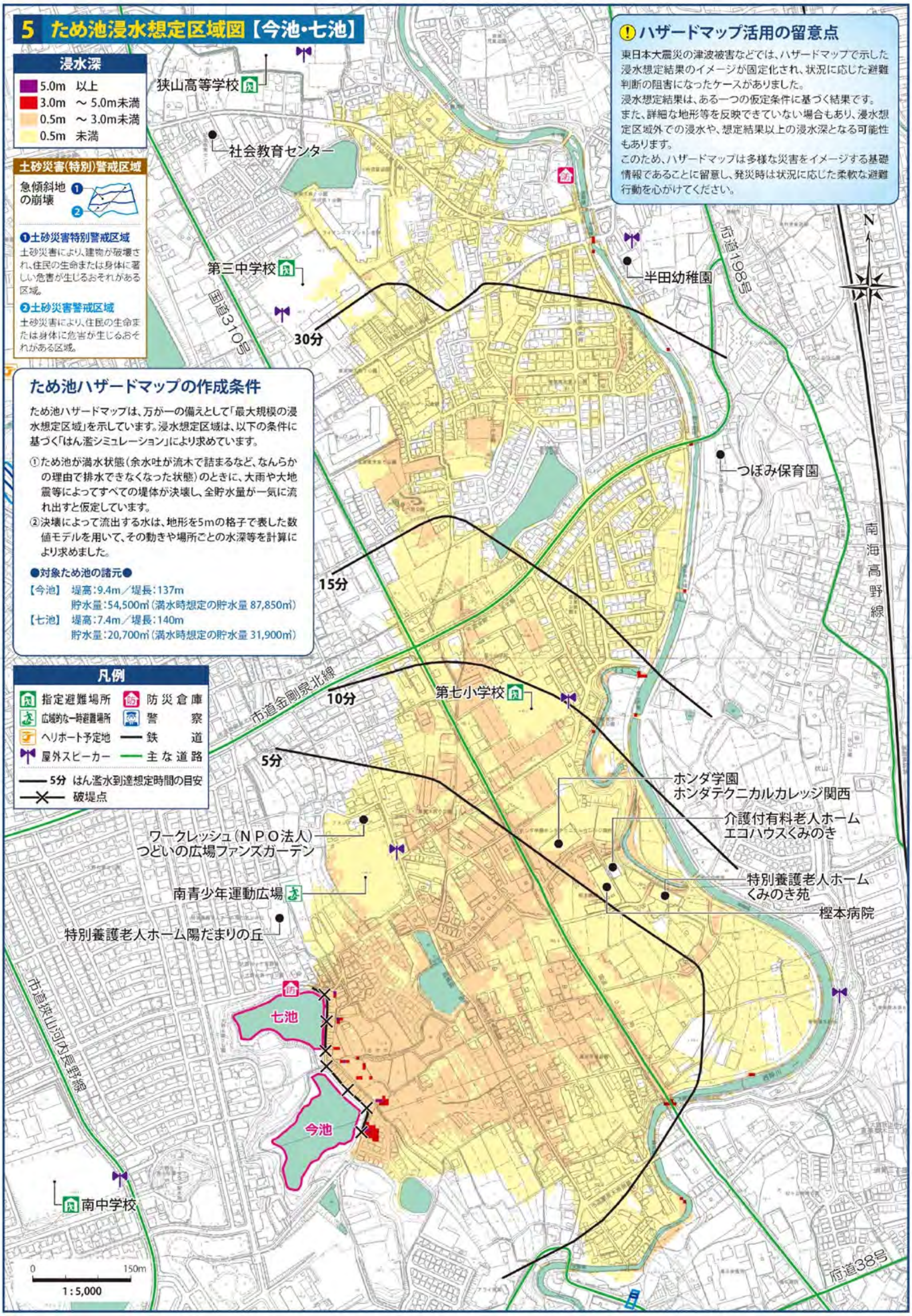

5 ため池浸水想定区域図【ひつ池】

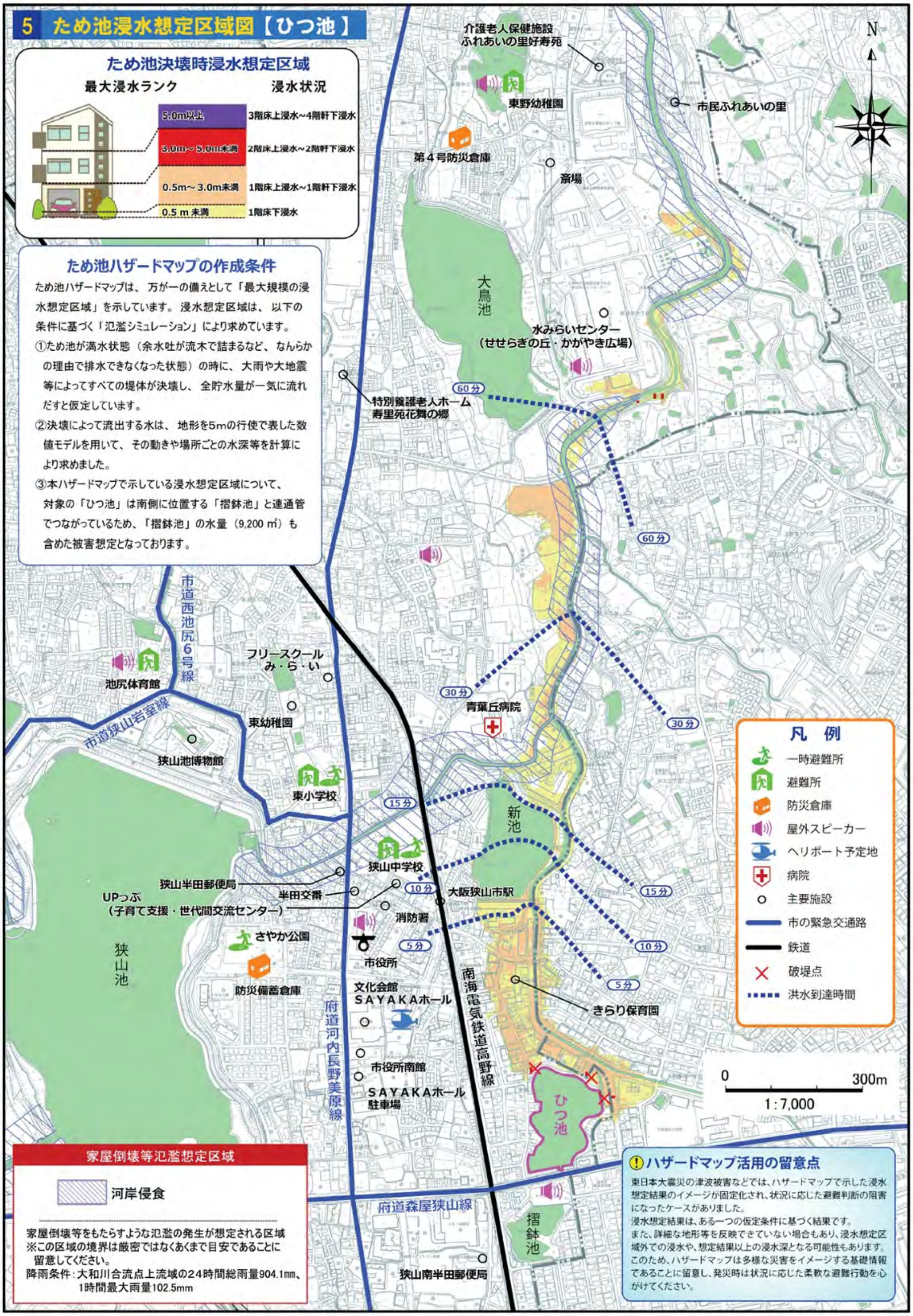

ため池決壊時浸水想定区域

最大浸水ランク	浸水状況
5.0m以上	3階床上浸水~4階軒下浸水
3.0m～5.0m未満	2階床上浸水~2階軒下浸水
0.5m～3.0m未満	1階床上浸水~1階軒下浸水
0.5 m 未満	1階床下浸水

ため池ハザードマップの作成条件

ため池ハザードマップは、万が一の備えとして「最大規模の浸水想定区域」を示しています。浸水想定区域は、以下の条件に基づく「氾濫シミュレーション」により求めています。

①ため池が満水状態（余水吐が流木で詰まるなど、なんらかの理由で排水できなくなった状態）の時に、大雨や大地震等によってすべての堤体が決壊し、全貯水量が一気に流れだすと仮定しています。

②決壊によって流出する水は、地形を5mの行使で表した数値モデルを用いて、その動きや場所ごとの水深等を計算により求めました。

③本ハザードマップで示している浸水想定区域について、対象の「ひつ池」は南側に位置する「摺鉢池」と連通管でつながっているため、「摺鉢池」の水量（9,200 ㎥）も含めた被害想定となっております。

家屋倒壊等氾濫想定区域

河岸侵食

家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域
※この区域の境界は厳密ではなくあくまで目安であることに留意してください。
降雨条件：大和川合流点上流域の24時間総雨量904.1㎜、1時間最大雨量102.5mm

ハザードマップ活用の留意点

東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定結果のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。
浸水想定結果は、ある一つの仮定条件に基づく結果です。
また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。
このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意し、発災時は状況に応じた柔軟な避難行動を心がけてください。

5　ため池浸水想定区域図（今熊新池）

ため池ハザードマップの作成条件

● ため池ハザードマップは、万が一への備えとして「最大規模の浸水想定区域」を示しています。浸水想定区域は、以下の条件に基づく「はん濫シミュレーション」により求めています。

①ため池が満水状態のときに、大雨や大地震等によって堤防が決壊し、全貯水量が流れ出すと仮定しました。

②決壊を仮定した場所は、堤防が高い場所としました。

③決壊によって流出する水は、地形を５ｍの格子で表した数値モデルを用いて、その動きや場所ごとの水深等を計算により求めました。

ハザードマップ活用の留意点

東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定結果のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。

浸水想定結果は、ある一つの仮定条件に基づく結果です。また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。

このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意し、発災時は状況に応じた柔軟な避難行動を心がけてください。

家屋倒壊等氾濫想定区域
家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域
※この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
降雨条件：大和川合流点上流域の２４時間総雨量904.1㎜、1時間最大雨量102.5㎜
河岸侵食

池之原三丁目
狭山池
国道310号
大阪狭山郵便局
岩室一丁目
府道堺狭山線
市道狭山河内長野線
府道森屋狭山線
保健センター
シルバー人材センター
公民館
今熊一丁目
西小学校
図書館
社会福祉協議会
大谷さやまこども園
福祉センター・さやま荘・さつき荘
葉莫木一丁目
葉莫木三丁目
今熊新池
今熊六丁目
学校給食センター
10分
5分
3分
1分
5分
3分
5分

凡　例
一時避難所
避難所
屋外スピーカー
主要施設
府の緊急交通路
市の緊急交通路
破堤点
洪水到達時間

想定される浸水の深さと被害イメージ
3・4階　5m~10m未満　3階床上浸水～4階軒下浸水
2階　3m～5m未満　2階床上浸水～2階軒下浸水
1階　0.5m～3m未満　1階床上浸水～1階軒下浸水
1階床下　0.5m未満　1階床下浸水

N
0　75　150 m
1:3,000

5 ため池浸水想定区域図（北池・芦池）

ため池ハザードマップの作成条件

● ため池ハザードマップは、万が一への備えとして「最大規模の浸水想定区域」を示しています。浸水想定区域は、以下の条件に基づく「はん濫シミュレーション」により求めています。

①ため池が満水状態のときに、大雨や大地震等によって堤防が決壊し、全貯水量が流れ出すと仮定しました。
②決壊を仮定した場所は、堤防が高い場所としました。
③決壊によって流出する水は、地形を５ｍの格子で表した数値モデルを用いて、その動きや場所ごとの水深等を計算により求めました。

ハザードマップ活用の留意点

東日本大震災の津波被害などでは、ハザードマップで示した浸水想定のイメージが固定化され、状況に応じた避難判断の阻害になったケースがありました。

浸水想定結果は、ある一つの仮定条件に基づく結果です。また、詳細な地形等を反映できていない場合もあり、浸水想定区域外での浸水や、想定結果以上の浸水深となる可能性もあります。

このため、ハザードマップは多様な災害をイメージする基礎情報であることに留意し、発災時は状況に応じた柔軟な避難行動を心がけてください。

家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域
※この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
降雨条件：大和川合流点上流域の２４時間総雨量904.1㎜、1時間最大雨量102.5㎜

河岸侵食

土砂災害（特別）警戒区域

急傾斜の崩壊　傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

特別警戒区域　警戒区域

地滑り　土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

警戒区域　---> 方向

※特別警戒区域：建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域（土砂災害防止法第9条第1項に該当する区域）
※警戒区域：住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域（土砂災害防止法第7条第1項に該当する区域）

想定される浸水の深さと被害イメージ

3・4階	5m~10m未満 3階床上浸水～4階軒下浸水
2階	3m～5m未満 2階床上浸水～2階軒下浸水
1階	0.5m～3m未満 1階床上浸水～1階軒下浸水
1階床下	0.5m未満 1階床下浸水

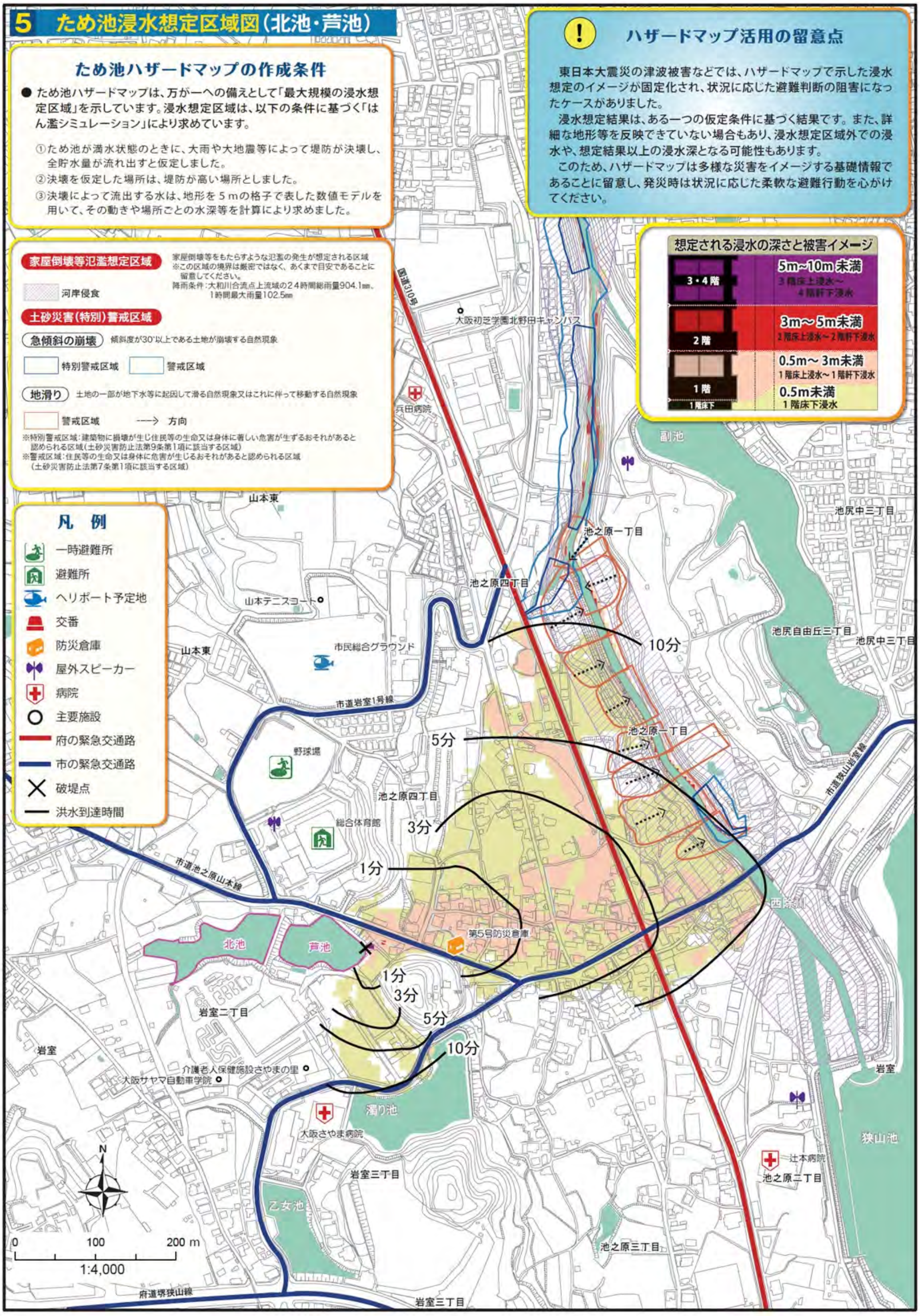

南海トラフ巨大地震のハザードマップ

南海トラフ巨大地震は、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード９クラスの巨大地震である。

想定地震

南海トラフ巨大地震
マグニチュード 7.9 ～ 8.6

凡例

震度

震度６弱

南海トラフ巨大地震

大阪狭山市地震ハザードマップ−揺れやすさマップ−

第1編 総則
第2編 災害予防対策
第3編 災害応急対策
第4編 災害復旧・復興対策
付編1 東海地震に伴う対応の警戒宣言
付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画
資料編

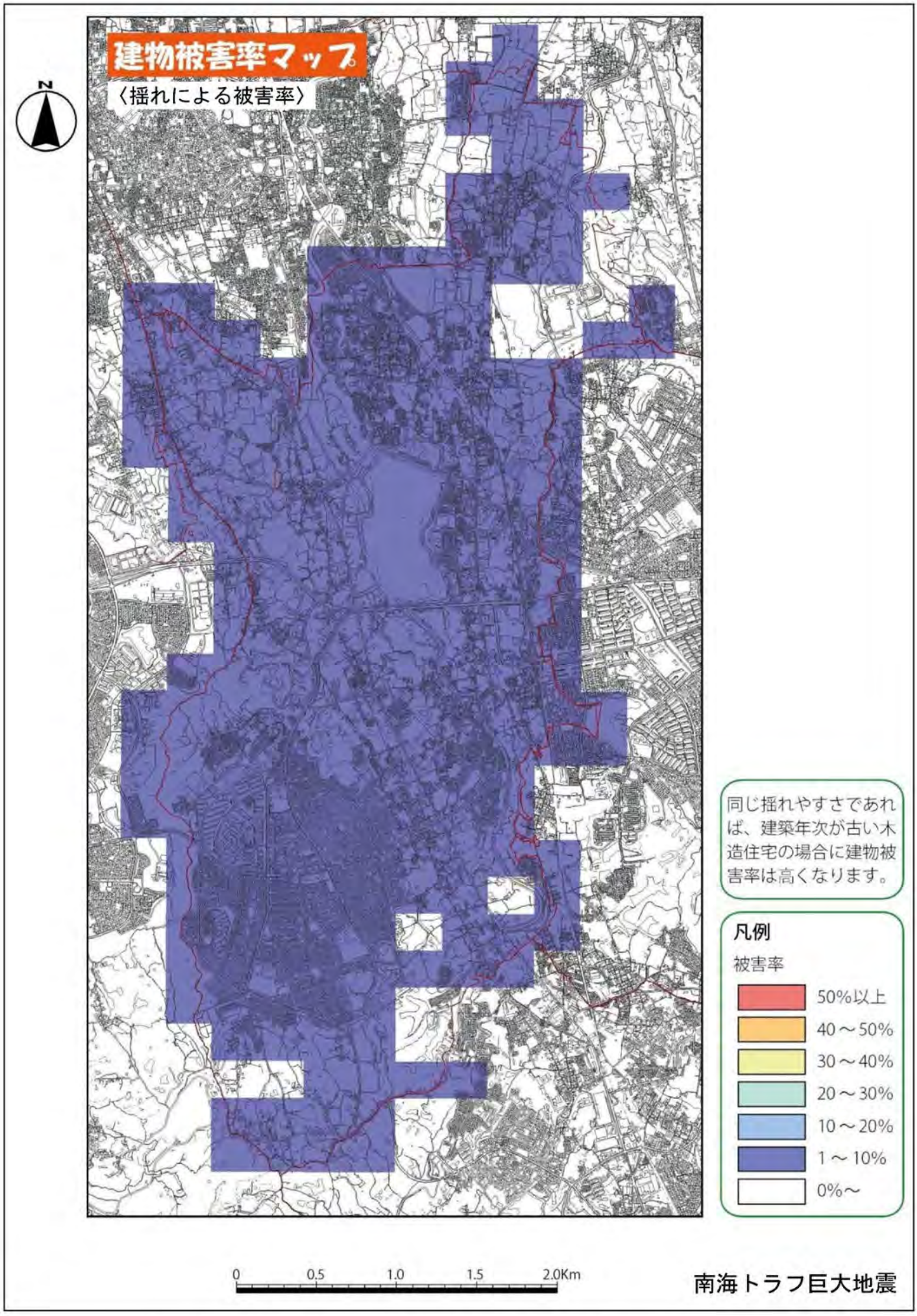

大阪狭山市地震ハザードマップ ー建物被害率マップ（揺れによる被害率）ー

※南海トラフ巨大地震のハザードマップは、『大阪府防災会議　南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会』（平成 26 年(2014 年)1 月）をもとに作成した。

※（建物被害率）＝（全壊率）＋（半壊率）/2

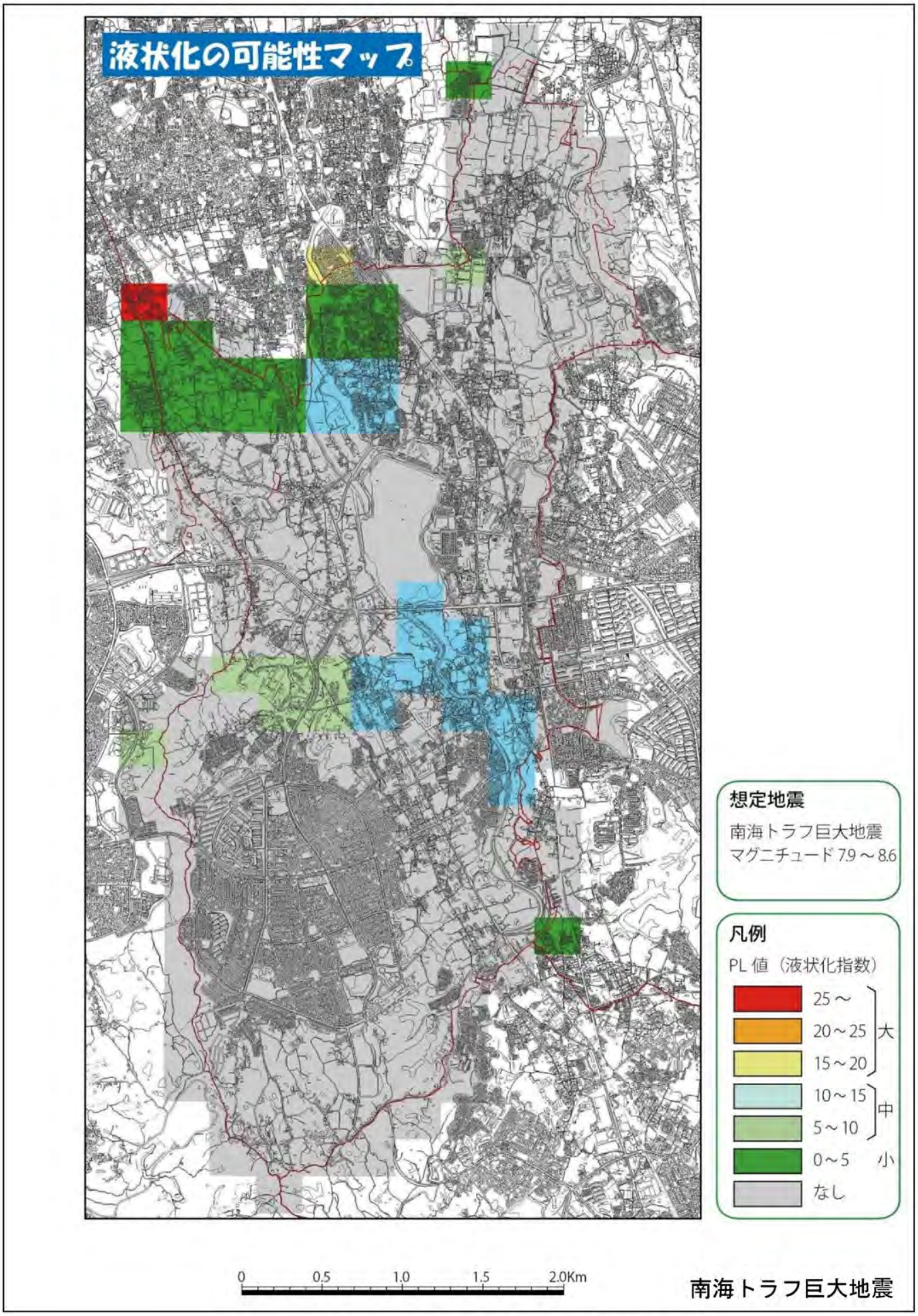

大阪狭山市地震ハザードマップ ー液状化の可能性マップー

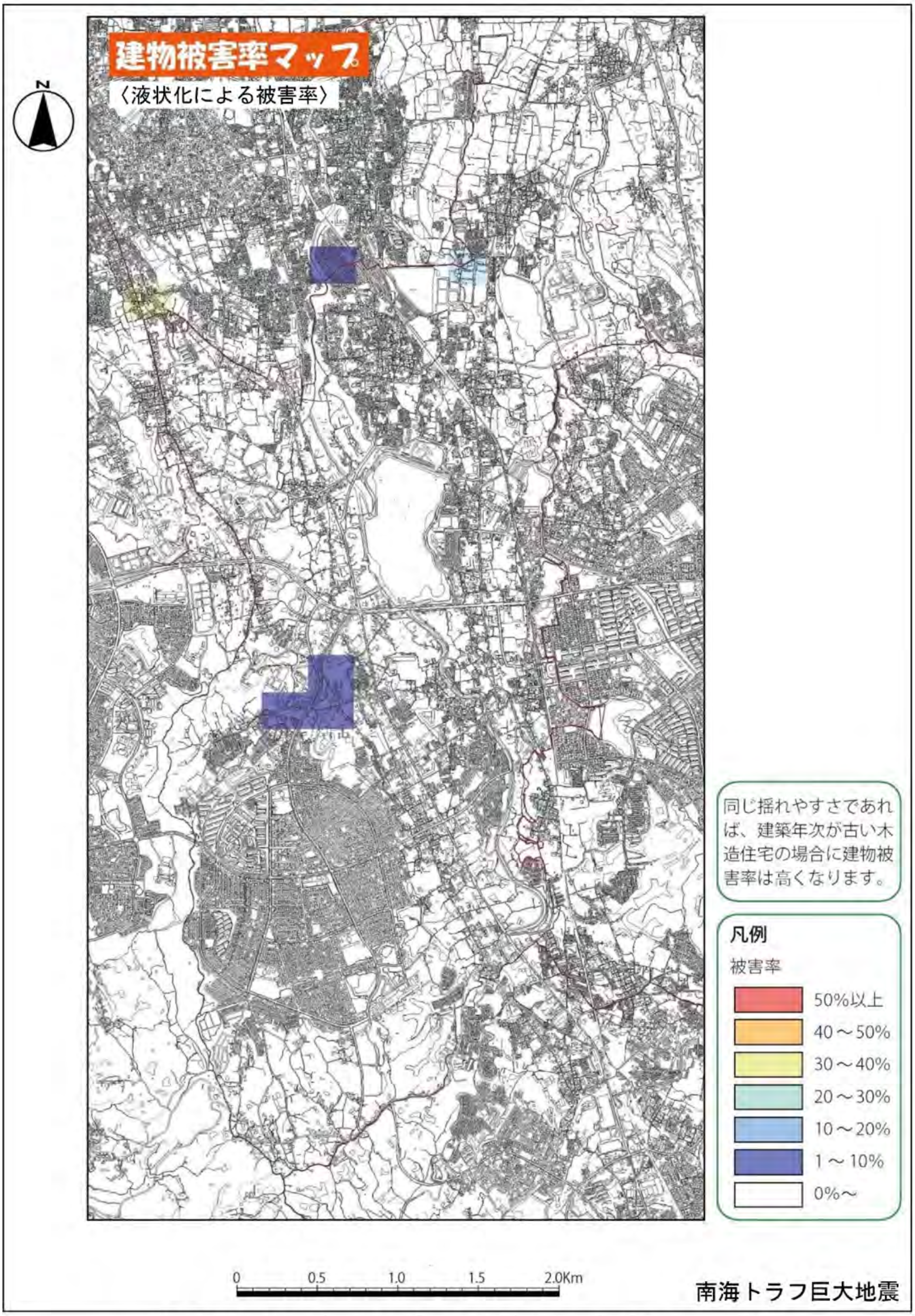

大阪狭山市地震ハザードマップ －建物被害率マップ（液状化による被害率）－

※南海トラフ巨大地震のハザードマップは、『大阪府防災会議　南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会』（平成 26 年(2014 年)1 月）をもとに作成した。
※（建物被害率）＝（全壊率）＋（半壊率）/2

東南海・南海地震のハザードマップ

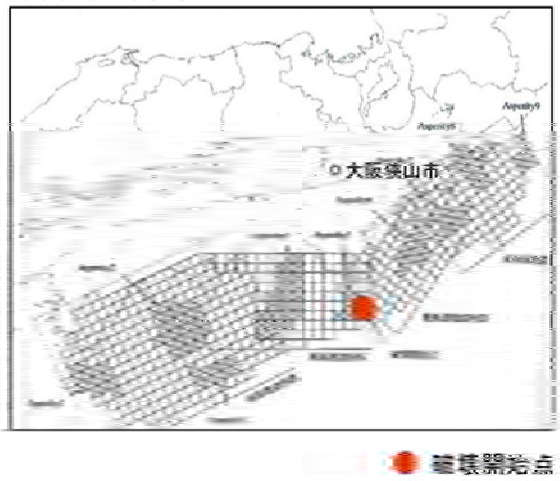

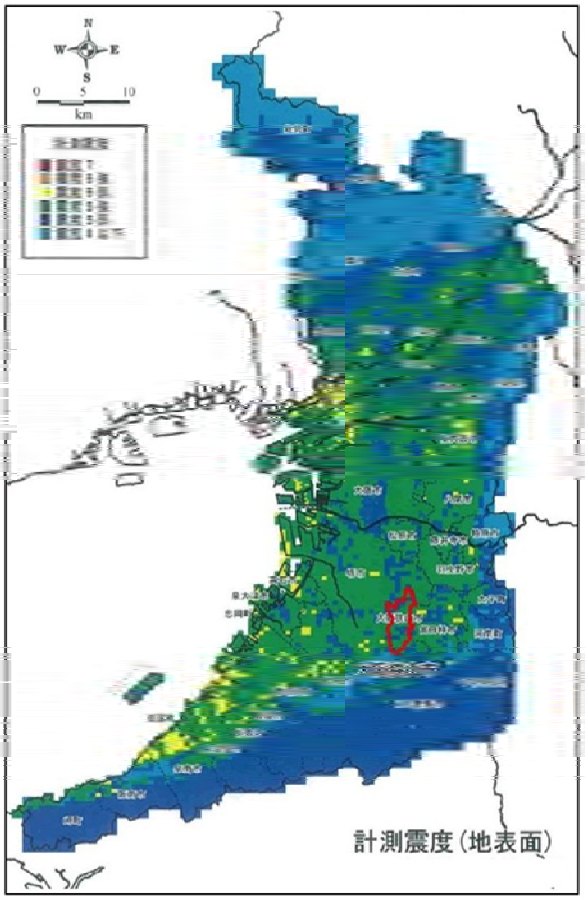

破壊開始点（左）と大阪府域のハザードマップ ー揺れやすさマップー（右）

出典）『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）

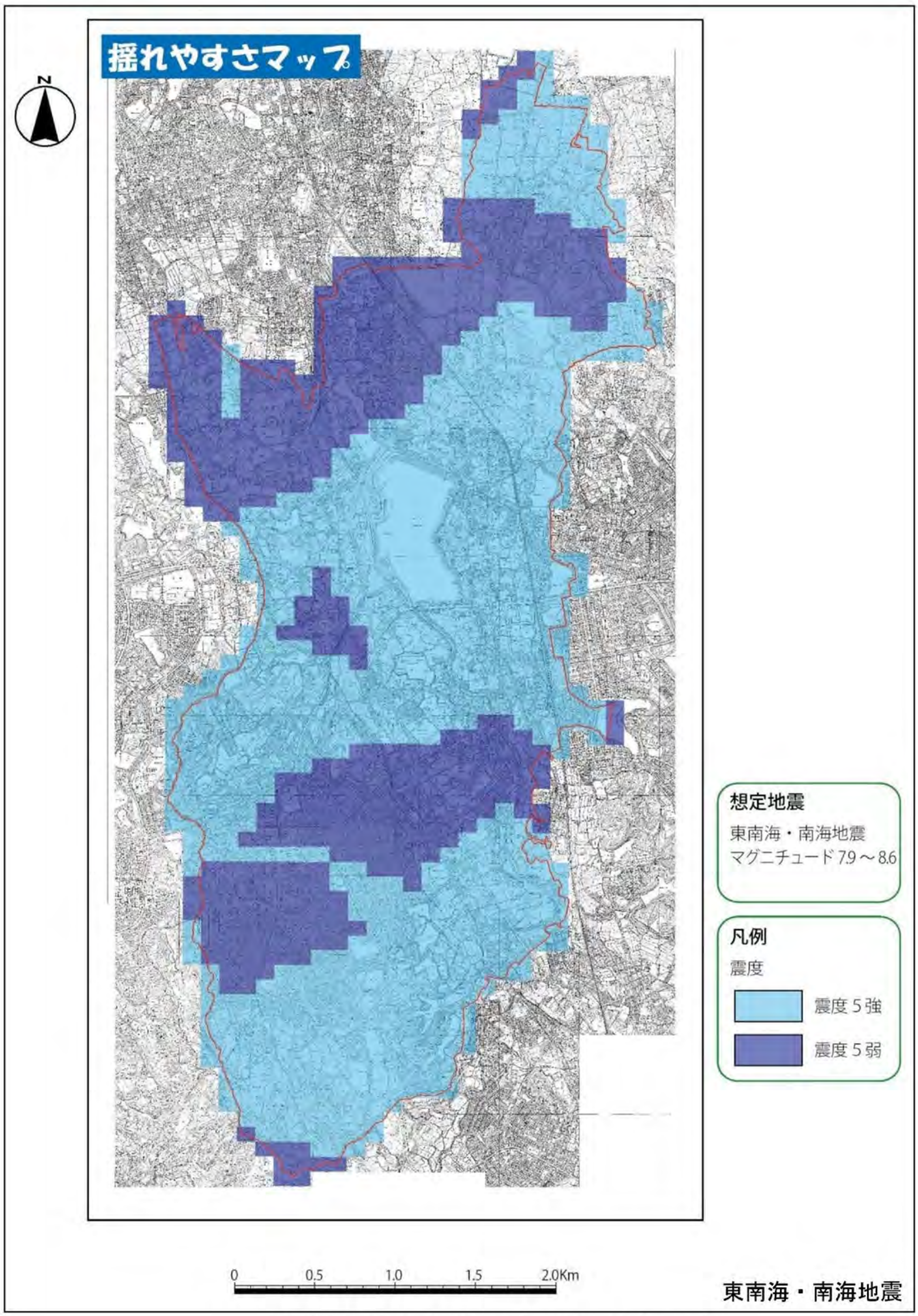

大阪狭山市地震ハザードマップ ー揺れやすさマップー

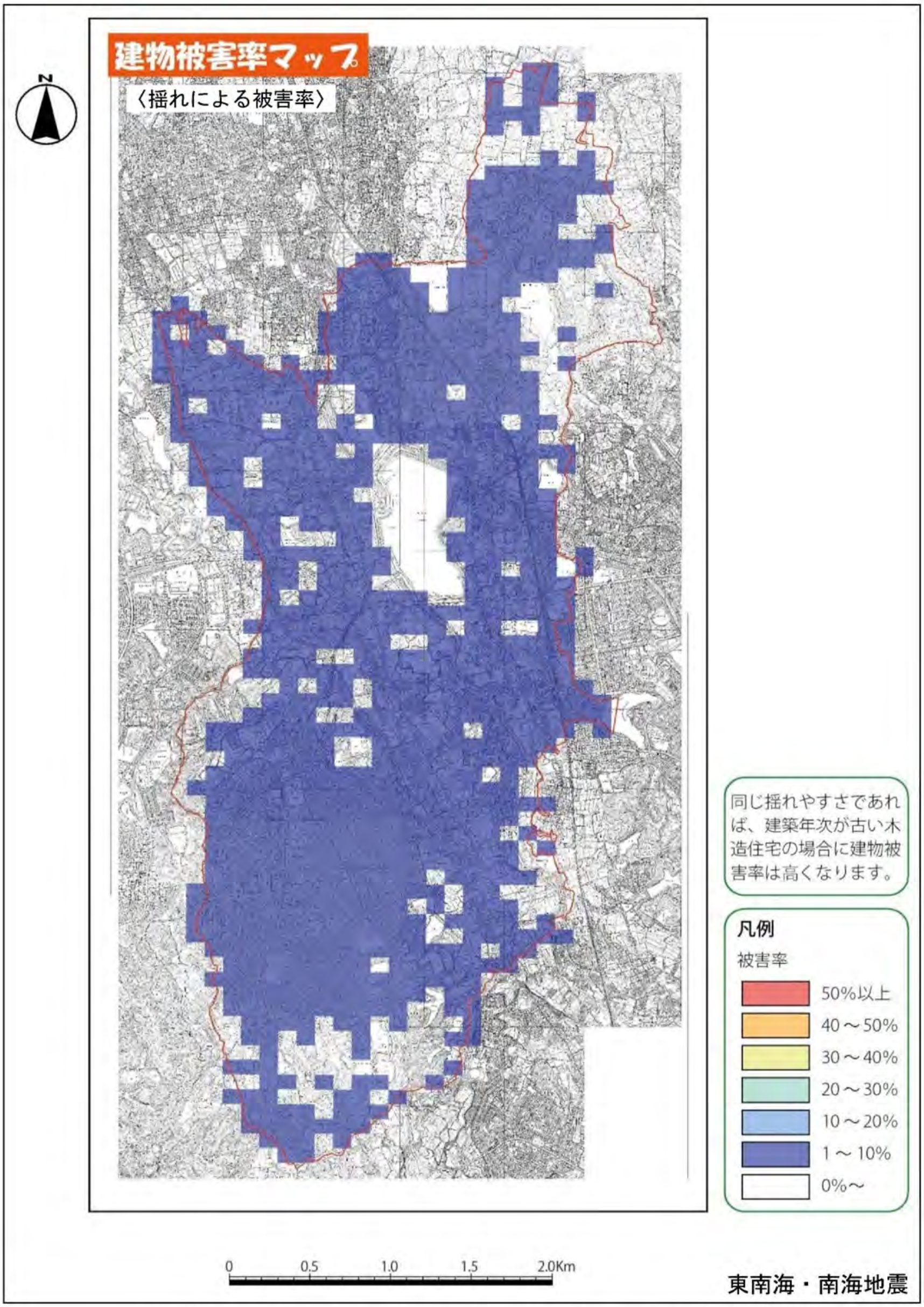

大阪狭山市地震ハザードマップ －建物被害率マップ（揺れによる被害率）－

※東南海・南海地震のハザードマップは、『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）をもとに作成した。

※（建物被害率）＝（全壊率）＋（半壊率）/2

上町断層帯地震のハザードマップ

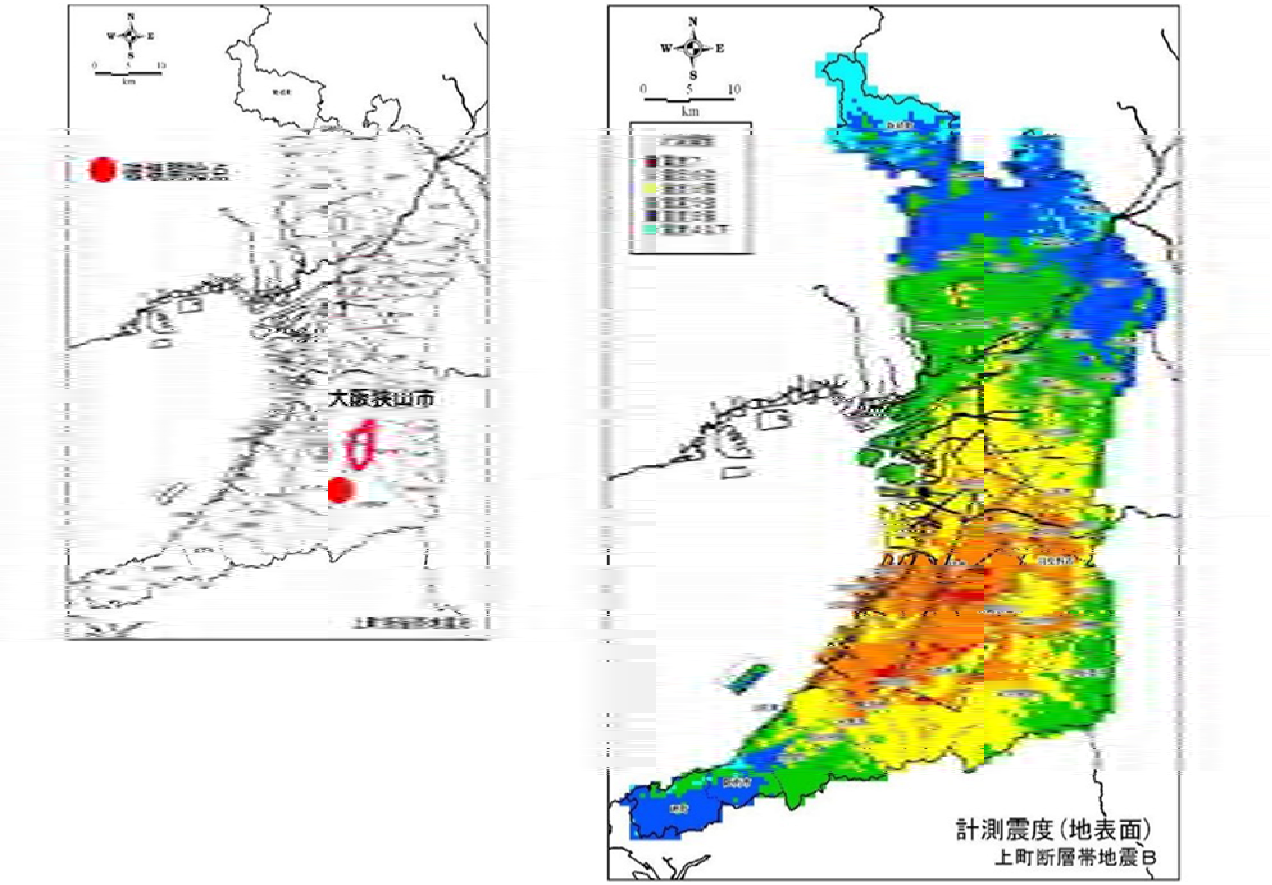

図 1-8　破壊開始点（左）と大阪府域のハザードマップ －地震動予測結果－（右）

出典）『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）

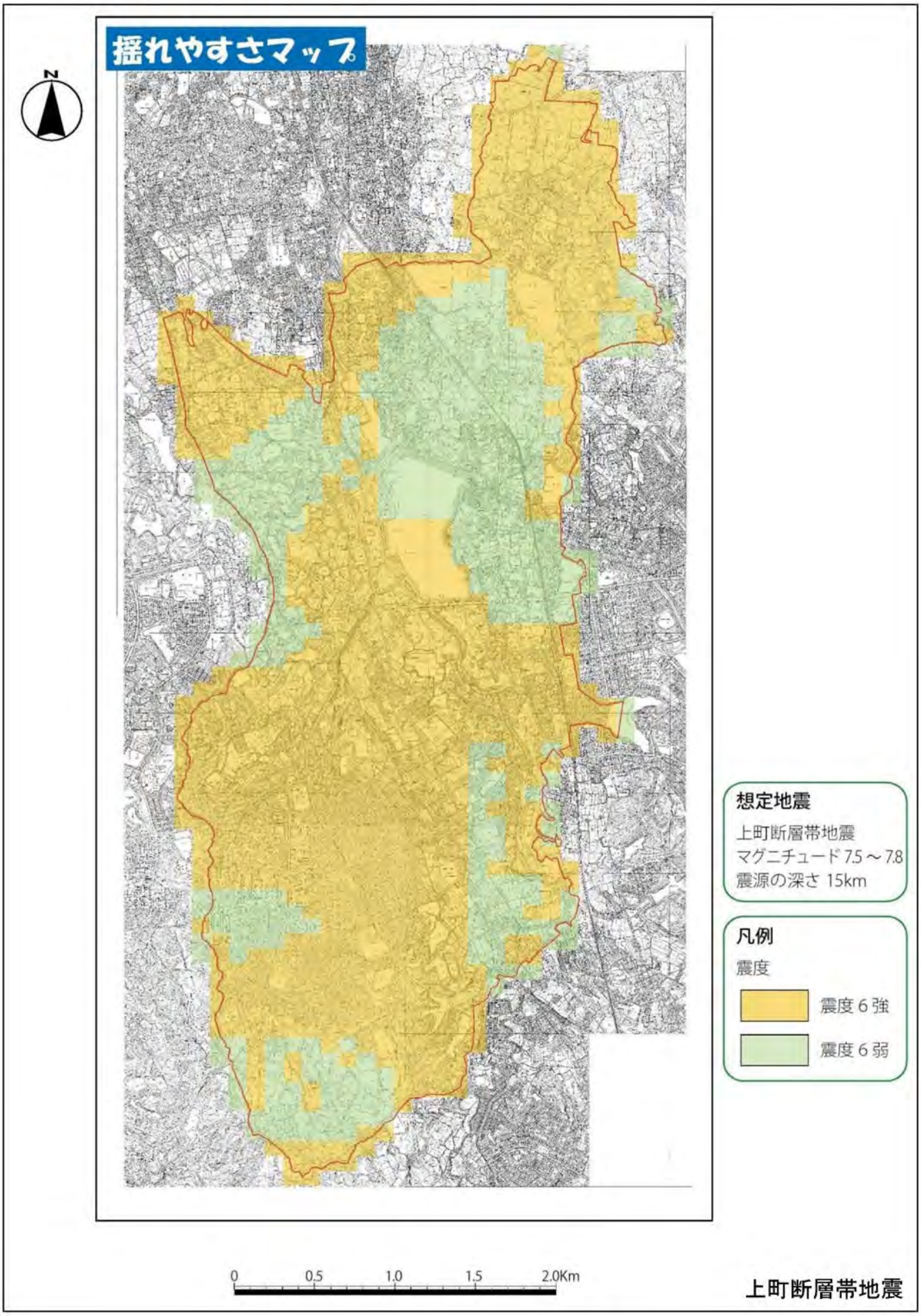

大阪狭山市地震ハザードマップ －揺れやすさマップ－

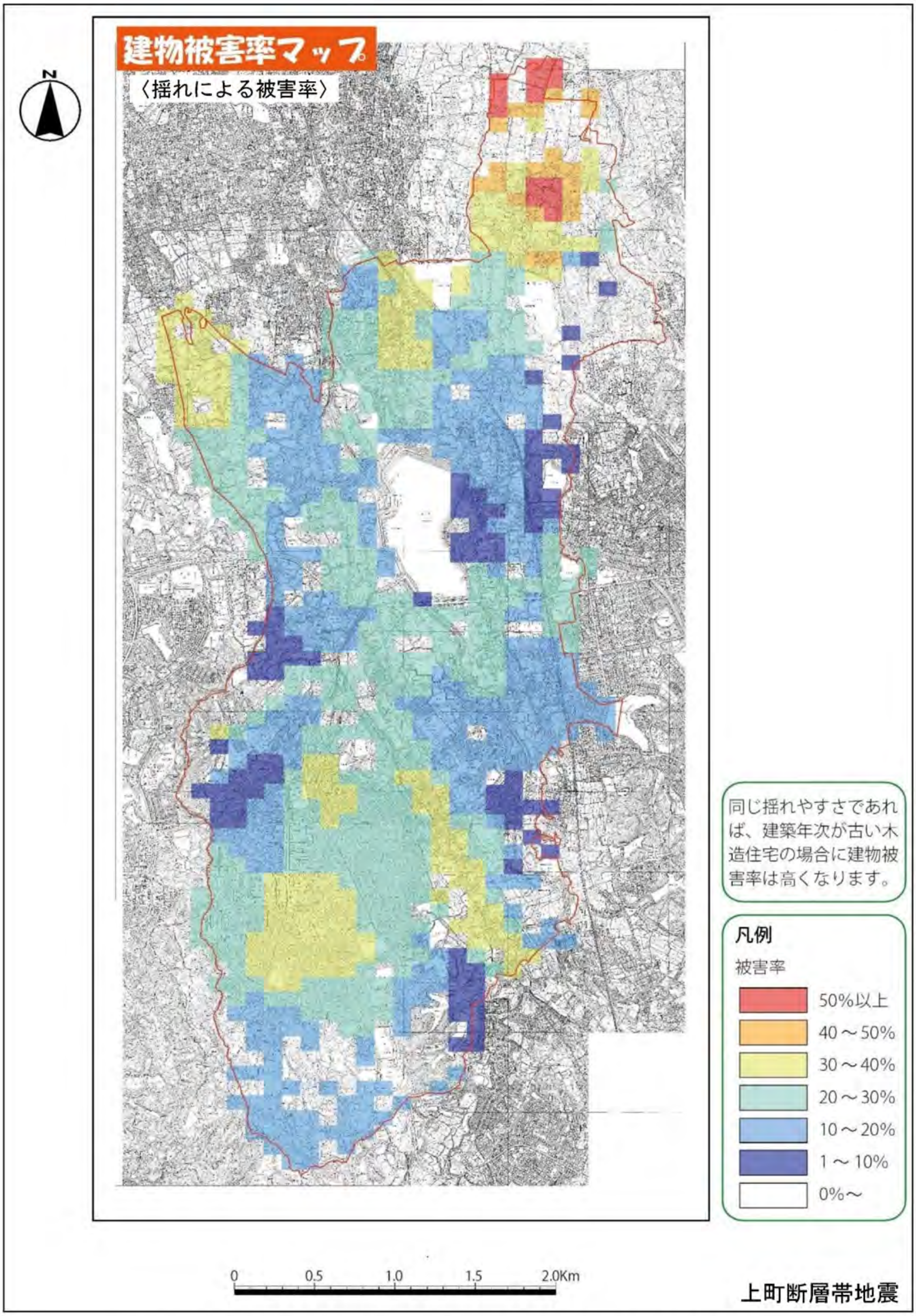

大阪狭山市地震ハザードマップ －建物被害率マップ（揺れによる被害率）－

※上町断層帯地震のハザードマップは、『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）をもとに作成した。（府内南部で強い揺れが想定される「上町断層帯地震 B」のケース）

※（建物被害率）＝（全壊率）＋（半壊率）/2

生駒断層帯地震のハザードマップ

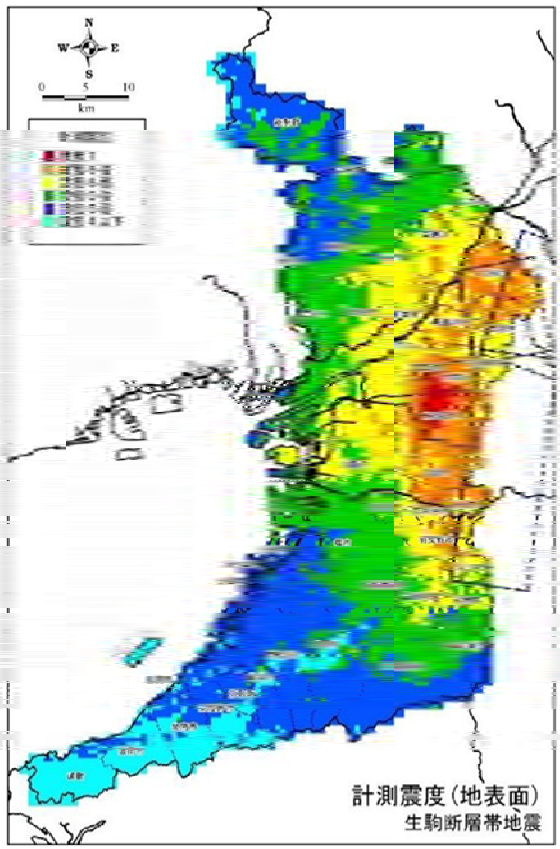

生駒断層帯地震の破壊開始点（左）と大阪府域のハザードマップ －地震動予測結果－（右）

出典）『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）

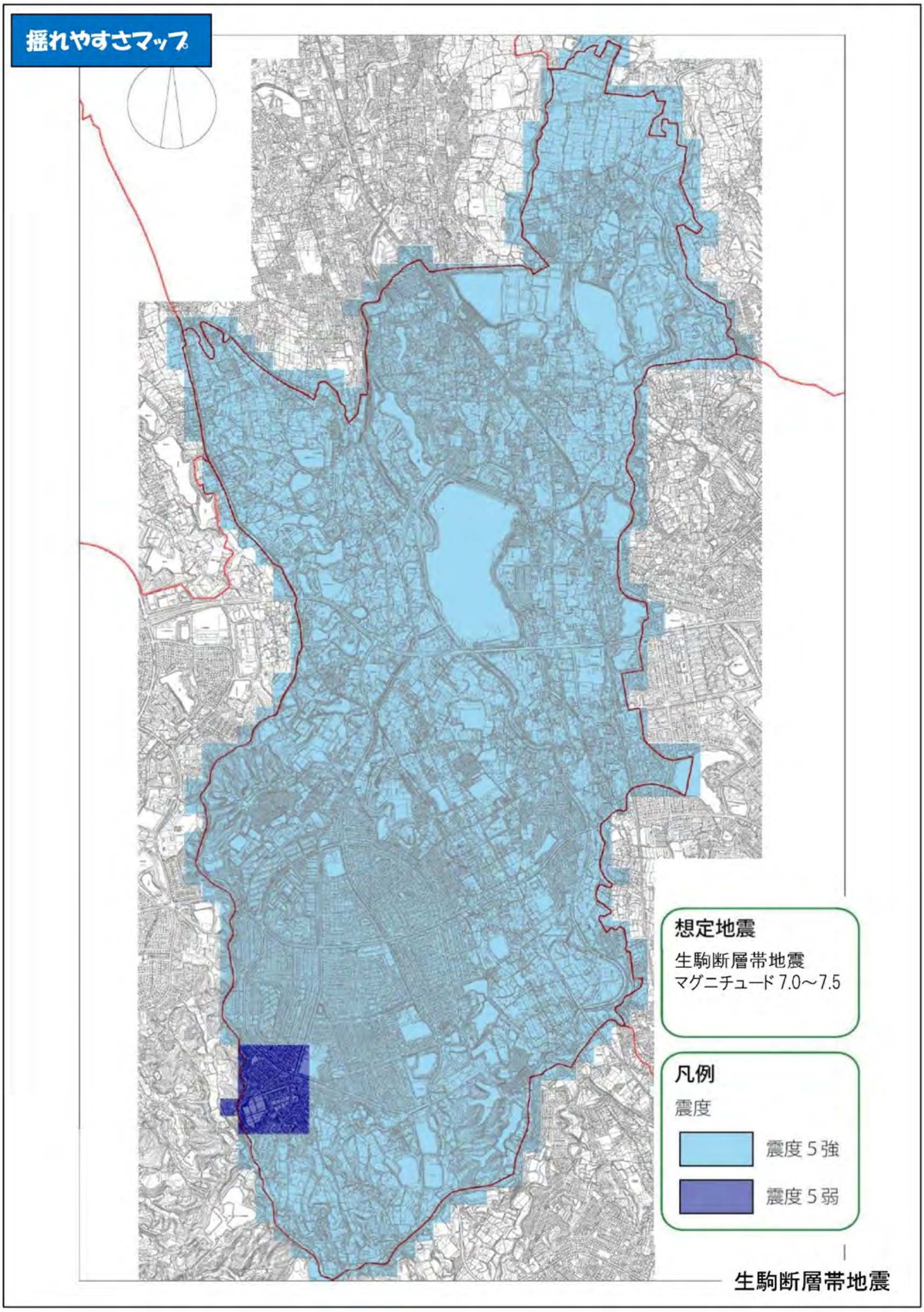

大阪狭山市地震ハザードマップ －揺れやすさマップ－

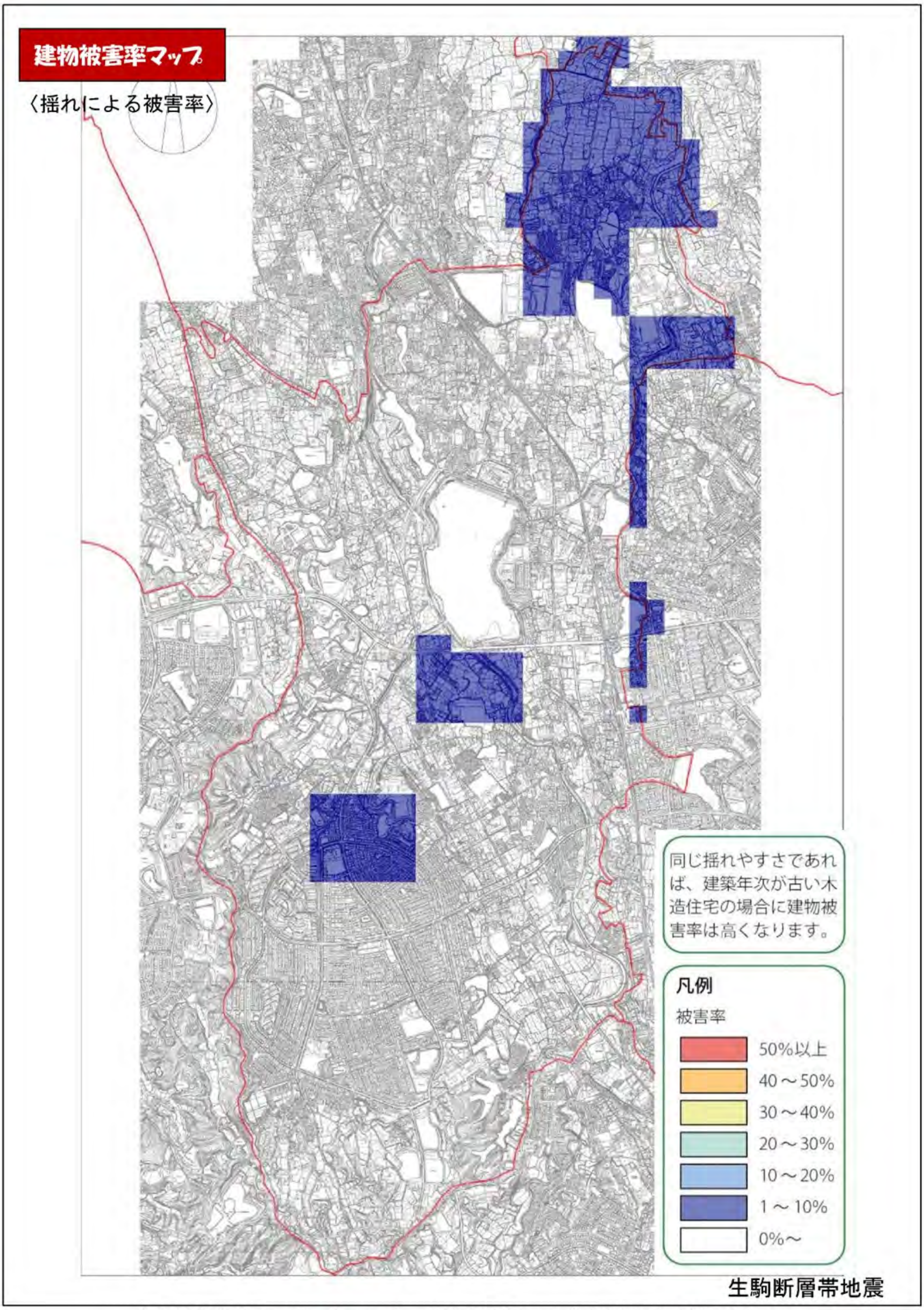

大阪狭山市地震ハザードマップ －建物被害率マップ（揺れによる被害率）－

※生駒断層帯地震のハザードマップは、『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）をもとに作成した。

※（建物被害率）＝（全壊率）＋（半壊率）/2

中央構造線断層帯地震のハザードマップ

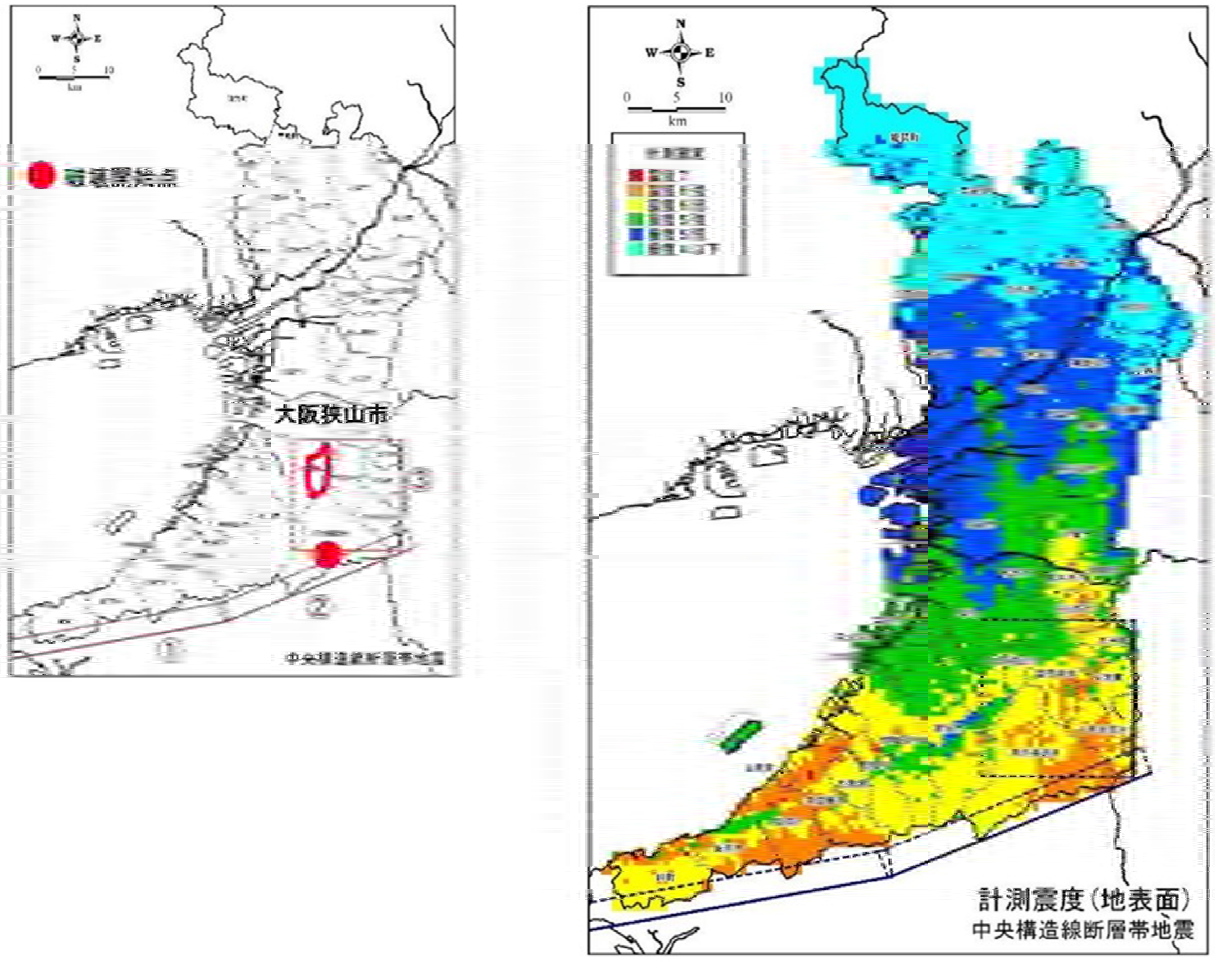

中央構造線断層帯地震の破壊開始点（左）と大阪府域のハザードマップ －地震動予測結果－（右）

出典：『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）

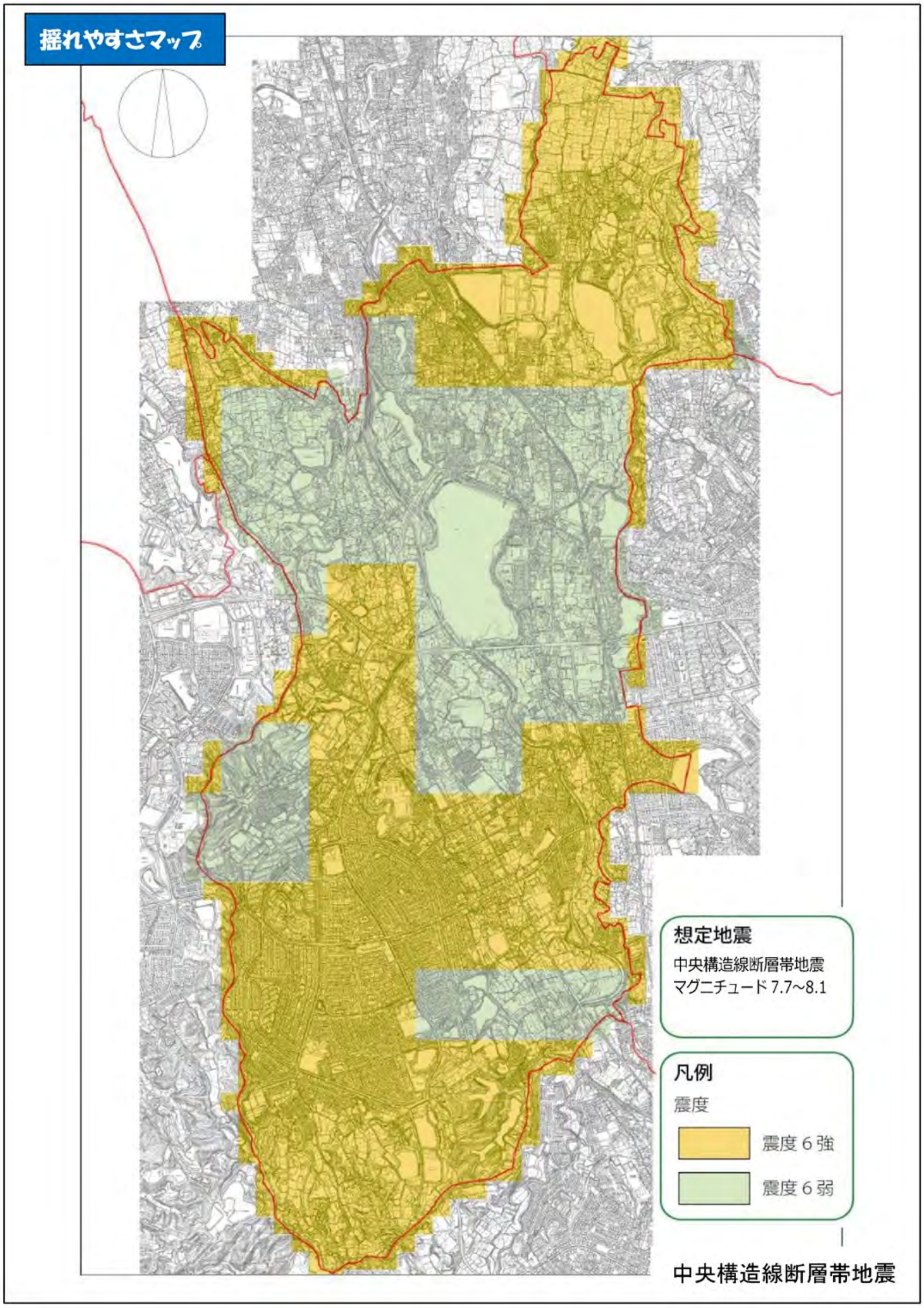

大阪狭山市地震ハザードマップ ー揺れやすさマップー

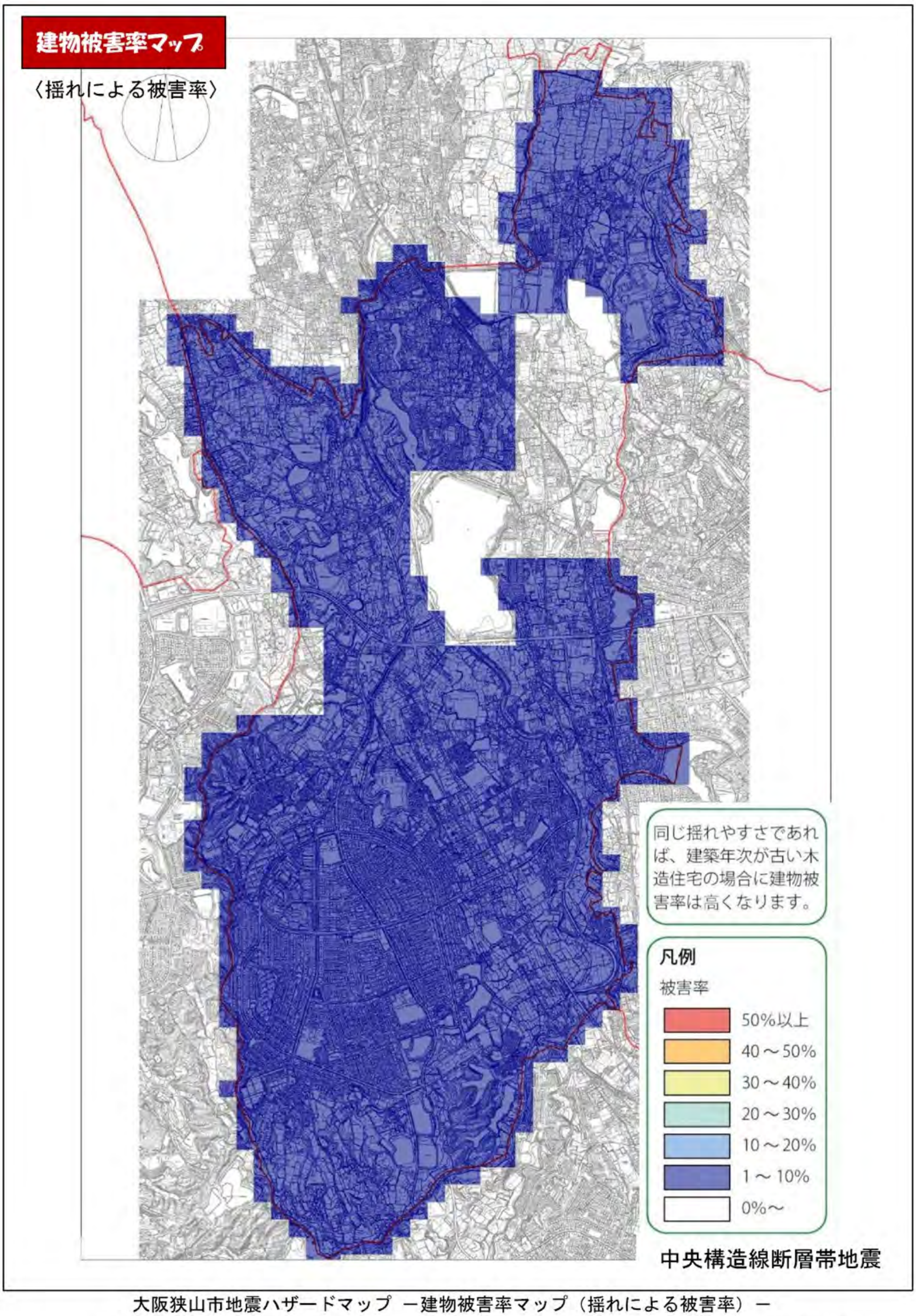

大阪狭山市地震ハザードマップ －建物被害率マップ（揺れによる被害率）－

※中央構造線断層帯地震のハザードマップは、『大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書』（平成 19 年(2007 年)3 月）より。
※（建物被害率）＝（全壊率）＋（半壊率）/2

資料2−5　ため池防災関係水防区域

（ため池の現況）

市町村名	A級	B級	C級	その他	計	関係事務所
大阪狭山市	0	3	11	25	39	南河内農と緑の総合事務所

A 級：特に重要な防災重点ため池

B 級：重要防災重点ため池（太満池、大鳥池、副池）

C 級：防災重点ため池

（新池、今池、七池、濁り池、芦池、北池、長谷池、ひつ池、西谷池、新池、今熊新池）

その他：その他の防災重点ため池

（重要水防区域B）

ため池名	所在地	ため池管理者	要水防堤長（m）	堤高（m）	満水面積（ha）	貯水量（千m³）	水防値	関係事務所
大鳥池	大阪狭山市東池尻	大鳥池水利組合	246	7.5	8.3	331	B	南河内農と緑の総合事務所
太満池	大阪狭山市池尻北	狭山池土地改良区	305	9.0	5.7	236	B	〃
副池	大阪狭山市池之原	狭山池土地改良区	46	11.0	4.7	207	B	〃

参考：大阪府水防計画（資料編）（令和 3 年度）他

（要水防区域C）

ため池名	所在地	ため池管理者	要水防堤長（m）	堤高（m）	満水面積（ha）	貯水量（千m³）	水防値	関係事務所
新池	大阪狭山市狭山	上地水利組合	340	9.1	2.63	95.7	C	南河内農と緑の総合事務所
今池	大阪狭山市茱萸木	茱萸木水利組合	137	9.4	1.45	54.5	C	〃
七池	大阪狭山市茱萸木	茱萸木水利組合	140	7.4	0.7	20.7	C	〃
濁り池	大阪狭山市岩室	池之原水利組合	140	6.4	0.92	23.6	C	〃
芦池	大阪狭山市岩室	池之原水利組合	63	5.0	0.47	9.4	C	〃
北池	大阪狭山市岩室	池之原水利組合	71	5.0	0.69	13.8	C	〃
長谷池	大阪狭山市岩室	池之原水利組合	136	6.9	0.28	7.7	C	〃
ひつ池	大阪狭山市金剛	上地水利組合	218	2.7	2.11	22.8	C	〃
西谷池	大阪狭山市茱萸木	茱萸木水利組合	70	9.4	1.06	39.9	C	〃
新池	大阪狭山市茱萸木	茱萸木水利組合	270	3.8	0.76	11.6	C	〃
今熊新池	大阪狭山市今熊	池之原水利組合	198	8.9	0.86	30.6	C	〃

参考：大阪府水防計画（資料編）（令和 3 年度）他

資料2−6　河川水防区域

河川海岸		関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計	摘要
				区域	延長	区域	延長		
					m		m	m	
東除川	左岸	富田林	松原市 羽曳野市 堺市 大阪狭山市 大阪市 富田林市	自 菅生橋上流330m 至 菅生橋上流350m	20	自 明治小橋上流260m 至 城之口橋 自 多治井橋下流220m 至 多治井橋下流100m 自 新大阪橋 至 小平尾橋 自 平尾北橋下流150m 至 平尾橋上流100m 自 菅生橋下流30m 至 菅生橋上流90m 自 大鳥池橋下流50m 至 大鳥池橋下流10m 自 南海高野線 至 狭山池	6,750	6,770	A:掘込区間 (流下能力) B:築堤区間(流下能力)、掘込区間(流下能力)、その他〔堤防監視箇所:大鳥池橋下流10m〕

出典:大阪府水防計画(資料編)(令和３年度)

河川海岸		関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計	摘要
				区域	延長	区域	延長		
					m		m	m	
東除川	右岸	富田林	松原市 羽曳野市 堺市 大阪狭山市 大阪市 富田林市	自 新川原橋上流100m 至 下観音寺橋上流220m 自 栄橋上流80m 至 城之口橋下流140m 自 菅生橋上流210m 至 菅生橋上流360m	780	自 明治小橋上流360m 至 新川原橋上流100m 自 下観音寺橋上流220m 至 栄橋上流80m 自 城之口橋下流140m 至 城南橋 自 多治井橋下流250m 至 多治井橋下流100m 自 新大阪橋 至 小平尾橋 自 維新橋 至 平尾小川合流点 自 菅生橋上流210m 至 菅生橋上流360m 自 下川原橋下流120m 至 下川原橋 自 ふる里橋 至 ふる里橋上流160m 自 北脇橋上流50m 至 北脇橋上流70m 自 五軒家橋上流30m 至 狭山池	7,120	7,900	A:掘込区間(流下能力) B:掘込区間(流下能力)、その他〔堤防監視箇所:北脇橋上流50m〕

出典:大阪府水防計画(資料編)(令和3年度改訂)

河川海岸		関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計	摘要
				区域	延長	区域	延長		
					m		m	m	
西除川	左岸	富田林	堺市 松原市 大阪狭山市 河内長野市	自 天野橋下流90m 至 天野橋下流40m	50	自 大和川合流点 至 聖堂橋上流50m 自 西除橋下流 120m 至 今井新橋上流 150m 自 今井南新橋下流 40m 至 法雲寺橋 自 渡丈橋下流 240m 至 吊り橋上流 120m 自 大正橋 至 東茱萸木橋上流 140m 自 天野大橋 至 無名橋上流 20m	14,320	14,370	A:掘込区間（流下能力） B:築堤区間(流下能力)、掘込区間(流下能力)

出典：大阪府水防計画（資料編）（令和３年度）

河川海岸		関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合計	摘要
				区域	延長	区域	延長		
					m		m	m	
西除川	右岸	富田林	堺市 松原市 大阪狭山市 河内長野市			自 大和川合流点 至 聖堂橋下流210m 自 西除橋下流 120m 至 今井新橋 自 今井南新橋下流 40m 至 法雲寺橋 自 渡丈橋下流 100m 至 吊り橋下流 180m 自 大正橋 至 洞ヶ淵橋 自 天野大橋 至 大塚橋	15,410	15,410	B: 築堤区間(流下能力)、掘込区間(流下能力)

出典:大阪府水防計画(資料編)(令和3年度)

河川海岸		関係土木事務所工営所	担当水防管理団体名	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域延長合	摘要
				区域	延長	区域	延長		
					m		m	m	
三津屋川	左岸	富田林	大阪狭山市			自 主要地方道 堺狭山線 至 池之内橋	660	660	B: 築堤区間(流下能力)、掘込区間(流下能力)
	右岸	富田林	大阪狭山市			自 主要地方道 堺狭山線 至 池之内橋	660	660	B:掘込区間(流下能力)

出典:大阪府水防計画(資料編)(令和3年度)

資料2−7　西除川河川改修事業の概要

区　間	改　修　状　況				備　考
	総 延 長	改 修 済	未 改 修	改 修 率	
狭山池～天野橋	2,900m	2,600m	300m	90%	令和3年度現在

地すべり防止区域
地すべり危険箇所
土砂災害（特別）警戒区域
宅地造成等規制区域
応急仮設住宅建設候補地

位置図

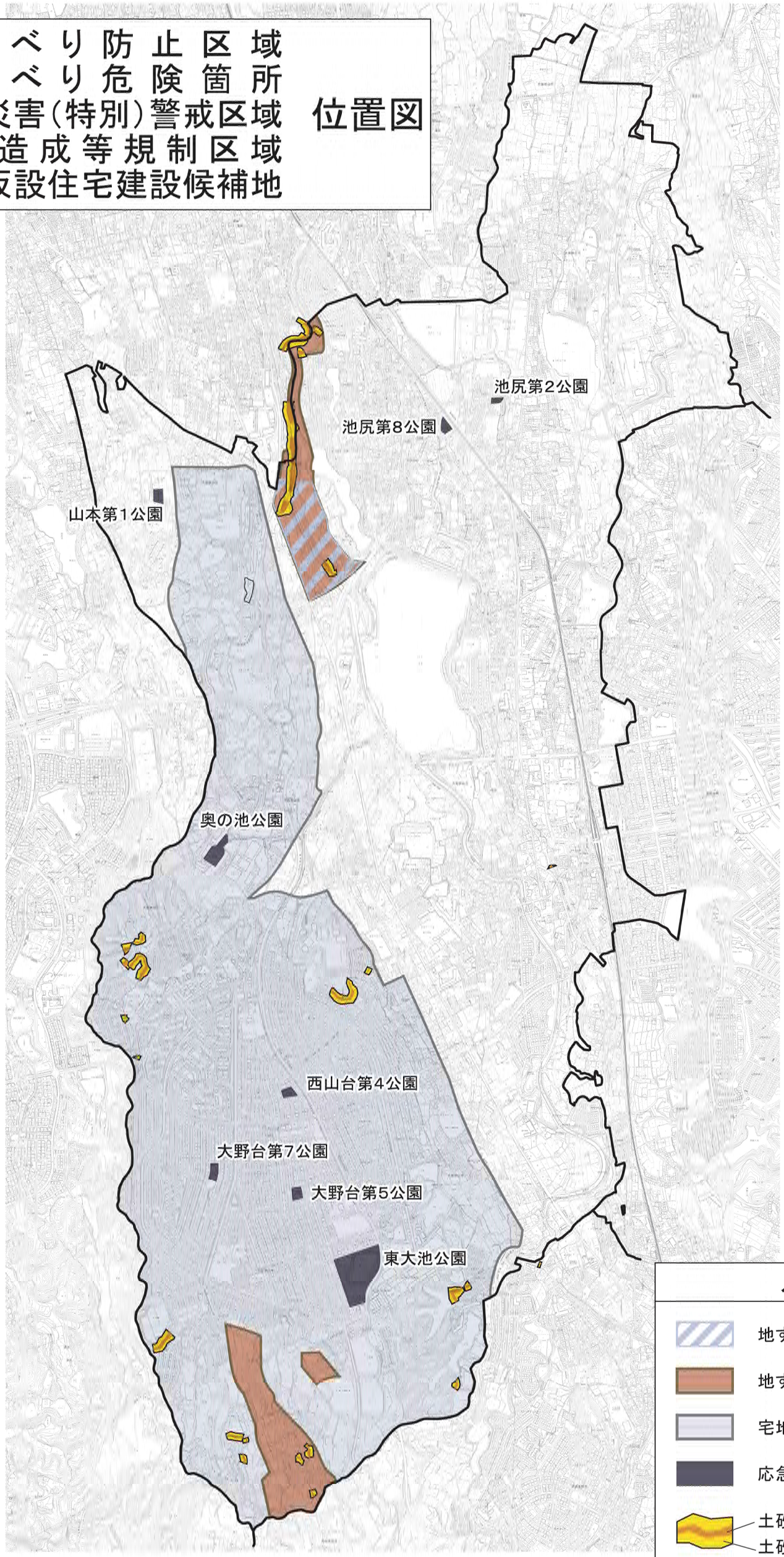

資料2−9　地すべり危険箇所

（平成21年3月末現在）

箇所名	河川名			所在地	区域指定有・無
	水系名	幹川名	渓流名		
西除川	大和川	西除川	―	池之原一丁目	有
大野	大和川	西除川	―	大野中	無
大野	大和川	西除川	―	大野中	無

資料2－10　土砂災害警戒区域の定義

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法※に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域等の模式図

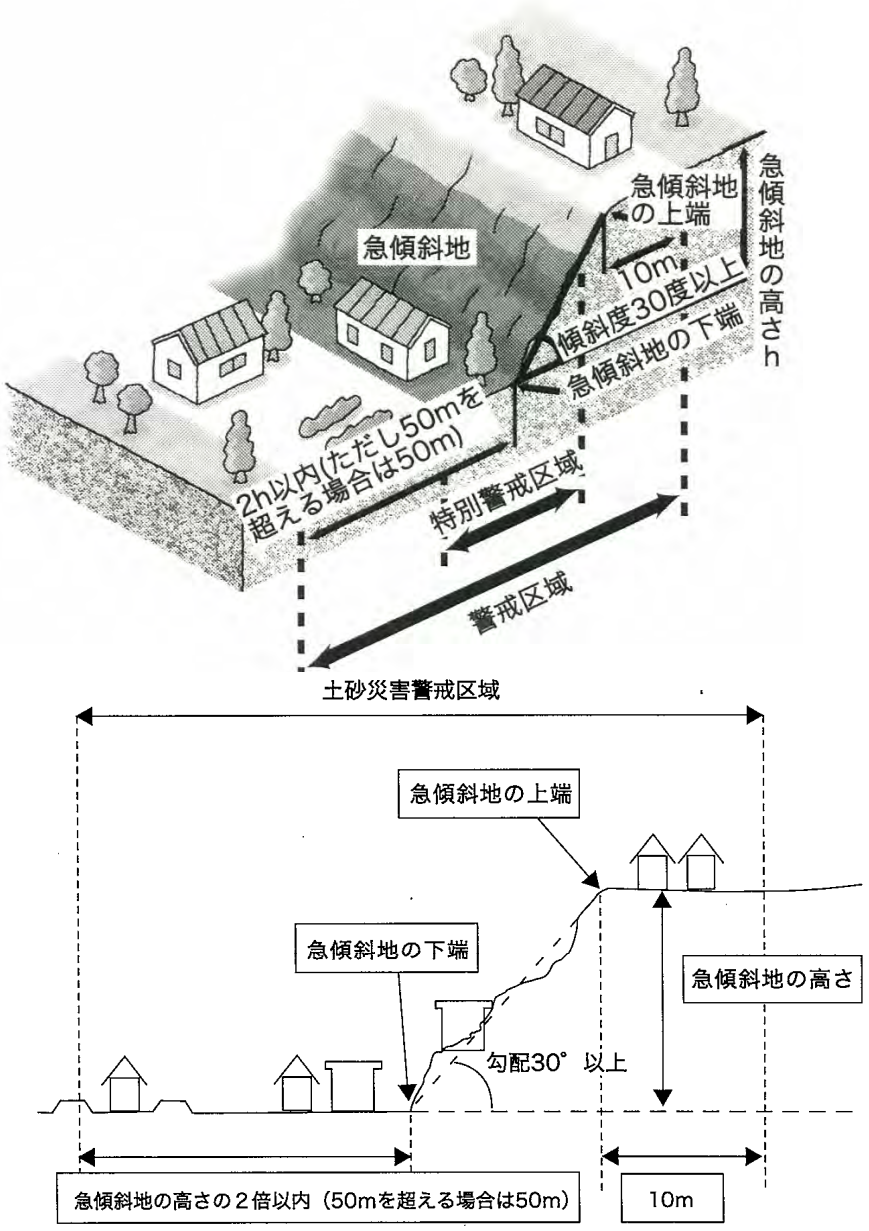

資料2－11　土地利用現況調査

（面積：ha）

	土地利用分類	市街化区域			市街化調整区域			合計		
市街地	一般市街地	413	492	550	30	78	104	443	570	654
	集落地	79			48			127		
	商業業務地	33	58		12	26		45	84	
	官公署	8			0			8		
	工場地	17			14			31		
普通緑地	公園・緑地	12	66	121	3	16	188	15	82	309
	運動場・遊園地	2			9			11		
	学校	46			3			49		
	社寺敷地・公開庭園	1			0			1		
	墓地	5			1			6		
農地	田・休耕地	46	55		98	172		144	227	
	畑	9			74			83		
山林		38			12			50		
原野・牧野		0			0			0		
水面		24			59			83		
低湿地・荒無地		13			32			45		
公共施設		13			23			36		
道路・鉄軌道敷		9			3			12		
その他空地		0			3			3		
合計		768			424			1,192		

（資料：令和2年度都市計画基礎調査）

資料2－12　市街化・市街化調整区域面積（都市計画決定による面積）

（令和3年4月）

区分	都市計画区域	市街化区域	市街地調整区域
面積	1,192ha	734ha	458ha
構成比	100.0%	61.6%	38.4%

※土地利用現況調査による合計値は土地利用区分ごとの数値集計の関係上、都市計画決定による各面積と差が生じる場合がある。

出典：令和2年度都市計画現況調査（国土交通省）

市防災拠点 緊急交通路 位置図

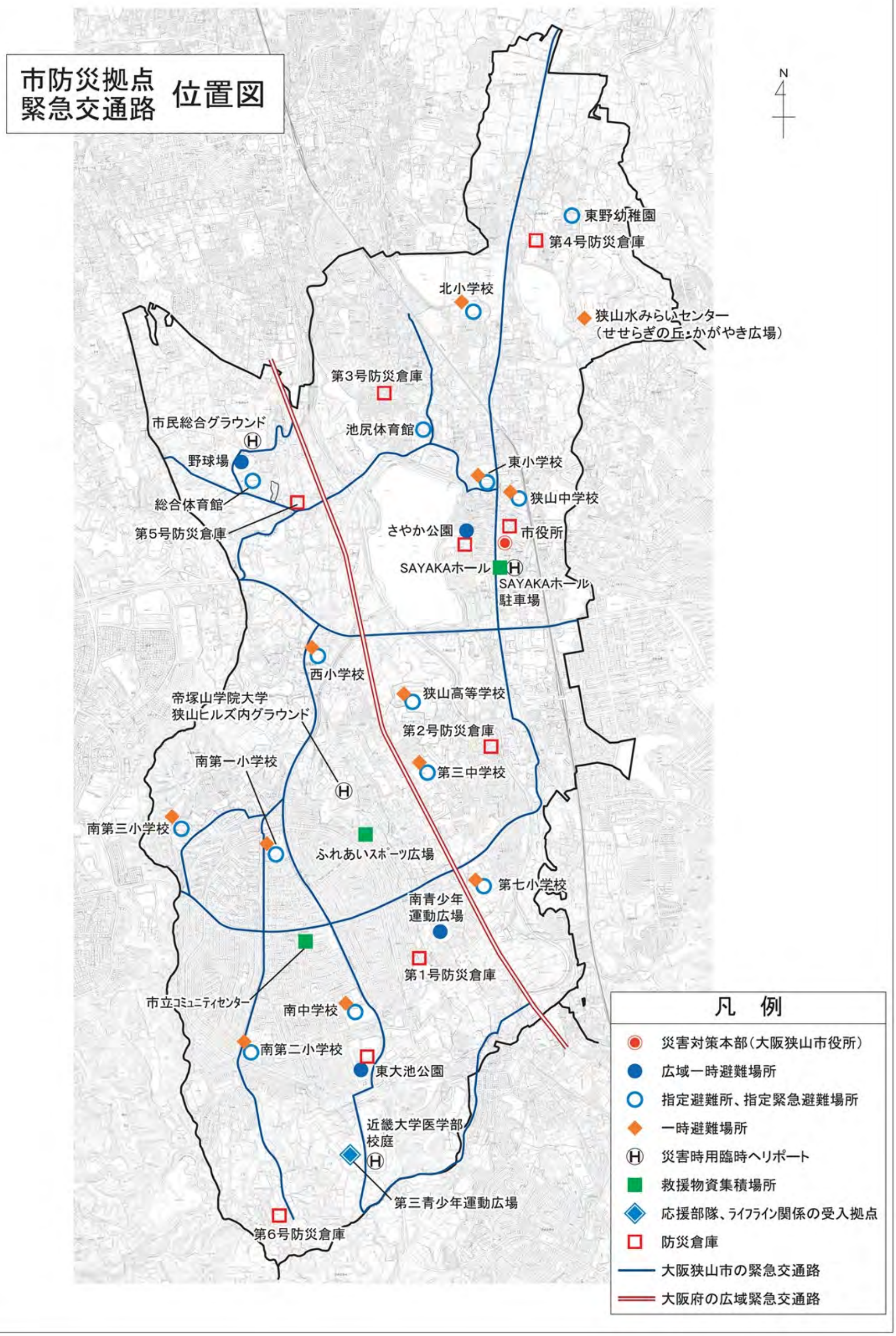

資料3−2　生活用備蓄資材一覧

（令和３年４月１日現在）

	総面積（㎡）	市役所	さやか公園	東大池公園	第１（茱萸木）	第２（半田）	第３（池尻）	第４（東野）	第５（池之原）	第６（大野）
各防災用倉庫面積（㎡）	509.5		143	195	27.6	27.6	31.5	27.6	25.7	31.5

［　］内は重要物資の必要量

品　　名	分類	在庫数	市役所	さやか公園	東大池公園	第１（茱萸木）	第２（半田）	第３（池尻）	第４（東野）	第５（池之原）	第６（大野）
毛布[4,890 枚] 200 南第一ヘ	寝具・衛生用品	2,911	0	777	2130	0	4	0	0	0	0
寝袋		6	0	6	0	0	0	0	0	0	0
タオル		1,273	0	1,273	0	0	0	0	0	0	0
マスク[7,335個]		128,850	0	3300	125,550	0	0	0	0	0	0
石鹸（粉石鹸33、化粧石鹸60）		96	0	96	0	0	0	0	0	0	0
生理用品[477個]		624	0	624	0	0	0	0	0	0	0
紙おむつ[489個]		576	0	576	0	0	0	0	0	0	0
大人用紙おむつ[98個]		104	0	104	0	0	0	0	0	0	0
ポリタンク		26	0	10	0	1	5	0	5	5	0
ごみ袋		4,850	0	4,850	0	0	0	0	0	0	0
ポケットティッシュ		1,300	0	1,300	0	0	0	0	0	0	0
バケツ		20	0	10	0	0	10	0	0	0	0
救急箱		12	0	12	0	0	0	0	0	0	0
日用品		15	0	15	0	0	0	0	0	0	0
救護用テント(本部用、10人用含む)	テント	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0
非常用飲料水袋（ビニール）	食糧・食器類	130	0	130	0	0	0	0	0	0	0
紙皿		2,900	0	2,900	0	0	0	0	0	0	0
アルファ化米[8802食]		9,500	0	1,700	7,800	0	0	0	0	0	0
高齢者食[441食]		500	0	100	400	0	0	0	0	0	0
粉ミルク[55人]		55	0	55	0	0	0	0	0	0	0
哺乳瓶[55 本]		55	0	55	0	0	0	0	0	0	0
乾パン等		4,480	0	1,420	3,060	0	0	0	0	0	0
ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙ簡易トイレ	仮設トイレ	1,940	0	1,940	0	0	0	0	0	0	0
ダンボール組立トイレ		40	0	40	0	0	0	0	0	0	0
簡易トイレ[36基]		36	0	36	0	0	0	0	0	0	0
簡易トイレ用洋式オプション		18	0	18	0	0	0	0	0	0	0
トイレットペーパー[18,338m]		1,400	0	1,400	0	0	0	0	0	0	0
LP ガスコンロ	燃料・日用器具	26	0	26	0	0	0	0	0	0	0
ラジオ		14	14	0	0	0	0	0	0	0	0
ライター		31	0	31	0	0	0	0	0	0	0
懐中電灯		99	60	0	0	10	9	0	9	9	2
乾電池		200	200	0	0	0	0	0	0	0	0
ポリタンク（ガソリン用）		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0

*［　］は、地域防災計画による重要物資である。

資料3−3　救護用備蓄資材一覧

（令和３年４月１日現在）

	総面積（㎡）	市役所	さやか公園	東大池公園	第１（茱萸木）	第２（半田）	第３（池尻）	第４（東野）	第５（池之原）	第６（大野）
各防災用倉庫面積（㎡）	509.5		143	195	27.6	27.6	31.5	27.6	25.7	31.5

品　　名	分類	在庫数	市役所	さやか公園	東大池公園	第１（茱萸木）	第２（半田）	第３（池尻）	第４（東野）	第５（池之原）	第６（大野）
チェンソー	エンジン工具	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
工具セット	工具類	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
バール		10	1	0	0	1	2	2	2	1	1
大ハンマー		11	3	0	0	1	0	2	2	2	1
鎌		39	36	0	0	1	0	0	2	0	0
なた		8	8	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸		6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
クリッパー		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
ペンチ		6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
番線（kg）	原材料	115	75	0	0	0	40	0	0	0	0
軍手（ダース）		6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
トラロープ（巻）		37	0	8	0	8	6	5	6	2	2
回転灯	保安用品	9	4	0	0	1	1	0	1	1	1
安全靴		48	0	48	0	0	0	0	0	0	0
ヘルメット		254	111	113	0	5	5	5	5	5	5
ライフジャケット		10	0	10	0	0	0	0	0	0	0
保安灯		83	20	36	0	5	5	4	5	8	0
コーン		37	37	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムボート（消防所有：1隻）	救助用品	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
救助セット		8	0	3	0	1	1	1	1	1	本体なし
救急医療セット（50人用）		14	0	14	0	0	0	0	0	0	0
担架		4	0	4	0	0	0	0	0	0	0
炊飯器（LPガス、薪両用）55ℓ	炊出器具	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
炊飯器（5升用）		12	0	12	0	0	0	0	0	0	0
炊飯器（7升用）		2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
消毒用噴霧器	消毒用品	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
自転車	情報用品	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0
電池メガホン		12	0	12	0	0	0	0	0	0	0
デジタルカメラ	調査部用	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0

資料3−4　水防管理団体（<大阪狭山市>）・水防資機材整備基準量

資機材	土のう	縄	ムシロ・シート	杭	鉄線	掛矢	スコップ	タコツチ	鎌
数　量	3,463袋	1,108kg	346枚	1,247本	139kg	55丁	55丁	28丁	28丁

出典：大阪府水防計画（資料編/令和３年度）

資料3−5　水防用備蓄資材一覧

（令和３年４月１日現在）

	総面積（㎡）	市役所	さやか公園	東大池公園	第１（茱萸木）	第２（半田）	第３（池尻）	第４（東野）	第５（池之原）	第６（大野）
各防災用倉庫面積（㎡）	509.5		143	195	27.6	27.6	31.5	27.6	25.7	31.5

品　名	分類	在庫数	市役所	さやか公園	東大池公園	第１（茱萸木）	第２（半田）	第３（池尻）	第４（東野）	第５（池之原）	第６（大野）
水中ポンプ	排水用機器	8	0	5	0	2	0	1	0	0	0
エンジンポンプ		16	0	5	7	1	1	0	2	0	0
サクションホース		17	0	5	7	1	1	1	2	0	0
排水ホース		20	0	5	7	5	1	0	2	0	0
発動発電機	発電機	12	0	5	2	1	1	1	1	1	0
発電機付き投光機		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
サーチライト	照明機器	20	9	0	0	2	2	2	2	2	1
コードリール		17	9	0	0	2	1	2	2	0	1
一輪車（浅底）	水防用道具	7	2	0	0	1	1	1	1	1	0
一輪車（深底）		5	0	0	0	1	1	1	1	1	0
ジョレン鍬		60	13	0	0	5	8	10	10	9	5
鍬		12	2	0	0	2	1	2	2	2	1
備中鍬		5	0	0	0	3	1	1	0	0	0
スコップ（角）		62	16	0	0	5	8	10	10	9	4
スコップ（剣）		62	18	0	0	5	5	10	10	10	4
什能		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
バチツル		54	5	0	0	5	10	10	10	9	5
かけや		37	24	0	0	3	1	3	3	3	0
タコ		20	2	0	0	2	0	2	2	10	2
杭	原材料	870	10	0	0	440	100	100	120	90	10
土のう袋		9,100	0	2,300	0	600	1,200	1,700	1,600	1,400	300
ガソリン携行缶		7	6	0	1	0	0	0	0	0	0
バリケード		64	5	0	0	7	14	10	0	28	0
養生シート（2間×3間）		202	0	92	110	0	0	0	0	0	0
養生シート（3間×4間）		119	0	13	46	12	12	12	12	12	0
てみ（皿籠）		8	5	0	0	0	0	1	1	1	0
フゴ		6	6	0	0	0	0	0	0	0	0

資料3−6　災害時用臨時ヘリポートの選定基準

1 選定基準

(1) 地盤は、堅固な平坦地であること。(コンクリート、芝生が最適)

(2) 地面斜度6度以内であること。

(3) 離着陸のためヘリの大きさに応じた必要最小限度の地積(離着陸地帯)が確保できること。

ア　大型ヘリコプター(CH-47)・・・・・・・・100m 四方の地積

イ　中型ヘリコプター(UH-1J、UH-60)・・・・ 50m 四方の地積

ウ　小型ヘリコプター(4 人乗り程度)・・・・ 30m 四方の地積

(4) 二方向以上から離着陸が可能であること。

(5) 離着陸時、ヘリポート周辺に障害物がないこと。

(6) 車両等の進入路があること。

機種別の安全を考慮した
進入・上昇角度(基準)
小型ヘリ:10 度
中型ヘリ: 8 度
大型ヘリ: 6 度

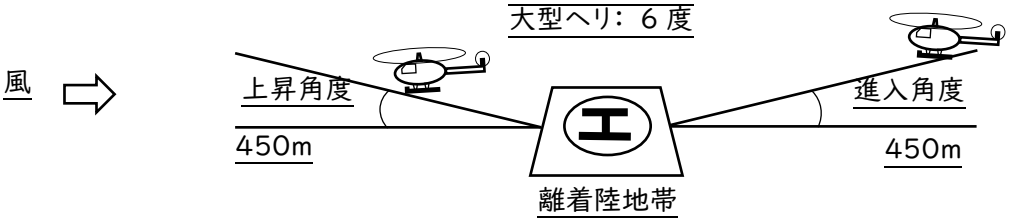

2 災害時、実際にヘリコプターの受入れに当たっては次の事項に留意すること。

(1) ヘリコプターは垂直上昇・降下が実施できるが、安全性の向上と飛行性能の最大発揮するため、可能な限り風に向かって離陸・着陸を実施する。このため、風向・風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くでかつ離着陸に支障とならない場所に吹き流し又は旗を立てること。

これが準備できない場合でもヘリコプターの進入方向を示す対策(例:発煙筒)をとること。

(2) 着陸点には上空から視認できる大きさで「Hマーク」を表示すること。

(3) 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

(4) 着陸降下中及び離陸上昇中のヘリコプターに対する注意事項

中型ヘリコプター以上が離発着する場合には大きな騒音(特に高周波音)が発生するとともに非常に強い風圧により3㎝程度の小石が50m以上飛散することもある。このため、ヘリポートの近傍(50m程度)おいて壊れやすいガラスや飛散しやすいテント、看板等がある場合は、一時的に撤去することが望ましい。また、ヘリの誘導等において近傍にて勤務せざるを得ない場合は身体を防護するためのヘルメット、ゴーグル及び耳栓を装着させる。

(5) 着陸したヘリコプターに対する注意

ア　エンジンを停止し、メインローターが完全に停止してから接近すること。

イ　エンジンを停止しない場合はヘリから搭乗員が降りて来るまで安全な場所で待機すること。

※ヘリコプターへの安全な接近要領は機種ごと異なる。小型・中型ヘリのテールローターは高回転のため、視認が困難である。また、エンジン後部からは 700℃以上の排気熱が出ており、後ろからの接近は極めて危険である。大型ヘリは正面部分においてはメインローターが約 1.5m の高さまで低く下がることもあるので前からの接近は危険である。

資料3−7　ヘリポート予定地

番号	ヘリポート位置	住　所	面　積	連絡先
1	狭山ヒルズ内グラウンド	今熊二丁目 2−1	6,489 ㎡	366−0011
2	SAYAKAホール駐車場	狭山一丁目 875−1	9,078 ㎡	
3	近畿大学医学部校庭	大野東 377−2	10,920 ㎡	
4	市立市民総合グラウンド	山本東 433	18,501 ㎡	

注意:訓練等で使用する場合は、国土交通省にその都度、使用申請が必要。

資料3−8　ヘリポート周辺図

ヘリポート名		狭山ヒルズ内グラウンド
所在地等		大阪狭山市今熊二丁目2−1 アジアヘルスケア推進機構株式会社（072-349-9337）
連絡先		072−366−0011
面　積		6,489 ㎡
土地の状況等	表　面	真砂土
	障害物の状況	東側……住宅 西側……住宅 南側……住宅 北側……校舎

ヘリポート周辺図②

ヘリポート名		SAYAKA ホール駐車場
所在地等		大阪狭山市狭山一丁目 875-1 ㈶大阪狭山市文化振興事業団 (072-365-8700)
連絡先		072-366-0011
面　積		9,078 ㎡
土地の状況	表　面	アスファルト
	障害物の状況	東側:住宅 西側:SAYAKA ホール 南側:住宅 北側:マンション(6F)

ヘリポート周辺図③

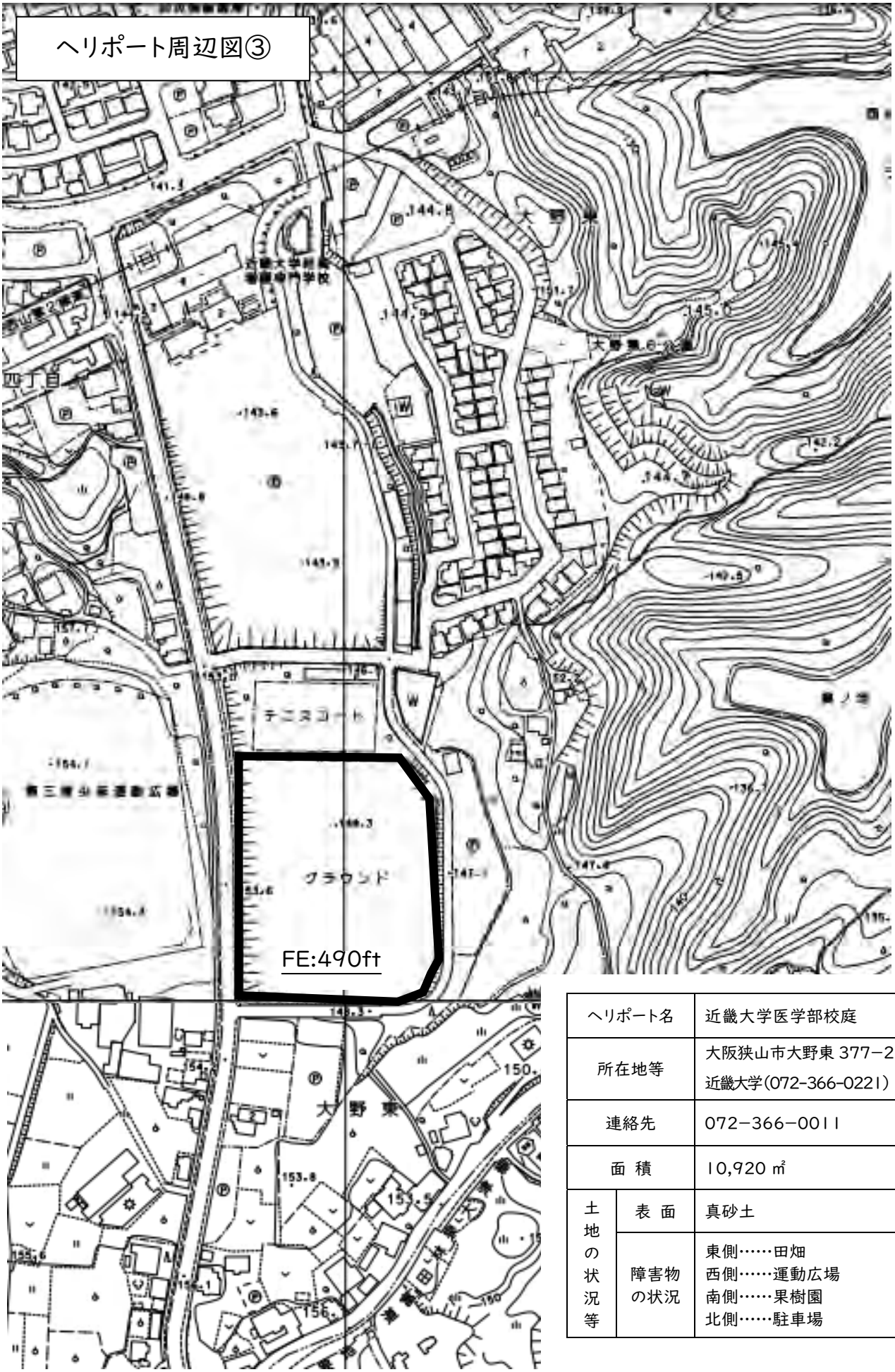

ヘリポート名		近畿大学医学部校庭
所在地等		大阪狭山市大野東 377−2 近畿大学(072-366-0221)
連絡先		072−366−0011
面 積		10,920 ㎡
土地の状況等	表 面	真砂土
	障害物の状況	東側……田畑 西側……運動広場 南側……果樹園 北側……駐車場

ヘリポート名		市立市民総合グラウンド
所在地等		大阪狭山市山本東433 市教育委員会事務局 (教育施設グループ及び社会教育グループ) (総合体育館072-365-5250)
連絡先		072−366−0011
面積		18,501㎡
土地の状況等	表面	真砂土
	障害物の状況	東側……マンション(9F) 西側……住居 南側……体育館・住宅 北側……田畑

資料3−9　一時避難場所一覧

番号	学　校　名	面　積	番号	学　校　名	面　積
1	東小学校グラウンド	6,065 ㎡	7	第七小学校グラウンド	6,634 ㎡
2	西小学校グラウンド	5,439 ㎡	8	狭山中学校グラウンド	8,300 ㎡
3	南第一小学校グラウンド	10,170 ㎡	9	南中学校グラウンド	14,879 ㎡
4	南第二小学校グラウンド	11,613 ㎡	10	第三中学校グラウンド	12,364 ㎡
5	南第三小学校グラウンド	6,000 ㎡	11	府立狭山高等学校グラウンド	16,255 ㎡
6	北小学校グラウンド	7,278 ㎡			

資料3−10　広域的な一時避難場所一覧

番号	避　難　地	所　在　地	面　積
1	東大池公園	大野台四丁目1−37	24,656 ㎡
2	南青少年運動広場	茱萸木六丁目985−2	11,755 ㎡
3	野球場	池之原四丁目248	12,147 ㎡
4	さやか公園	狭山二丁目974−6	10,000 ㎡

資料3−11　協定による一時避難場所

避難地（協定による）	所 在 地	面 積	協定締結日
水みらいセンター（せせらぎの丘・かがやき広場）	東池尻六丁目1647	23,000 ㎡	平成 25 年 3 月 19 日

資料3−12　指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧

番号	避難場所	所在地	電話番号	面積 ㎡	収容人員
1	**東小学校**	**狭山三丁目 2497-1**	**365-0044**	**883**	**441**
2	**西小学校**	**今熊一丁目 22**	**366-1004**	**604**	**302**
3	**南第一小学校**	**西山台三丁目 2-1**	**365-3437**	**657**	**328**
4	**南第二小学校**	**大野台三丁目 23-1**	**366-1838**	**784**	**392**
5	**南第三小学校**	**西山台六丁目 19-7**	**366-0075**	**813**	**406**
6	**北小学校**	**池尻北二丁目 20-7**	**366-0072**	**713**	**356**
7	**第七小学校**	**東茱萸木二丁目 865**	**366-0033**	**772**	**386**
8	狭山中学校	狭山四丁目 2272-2	365-0071	1,172	586
9	南中学校	大野台三丁目 2-1	365-7200	1,005	502
10	第三中学校	茱萸木二丁目 397	366-0082	1,139	569
11	東野幼稚園	東野中二丁目 22	366-1663	224	112
12	総合体育館	池之原四丁目 248	365-5250	4,970	2,485
13	池尻体育館	池尻中三丁目 639-11	365-7303	974	487
14	府立狭山高等学校	半田四丁目 1510	366-8400	3,138	1,569

（注） 面積は、屋内運動場（体育館）の床面積
収容人員は、屋内運動場（体育館）の床面積を 2.0 ㎡で除して算出した。※新型コロナウイルス感染症への対策として可能な範囲で対応する。（2 ㎡/人⇒4 ㎡/人へ）
避難は各学校区と同様とするが、非常時には他の避難所に避難してもかまわない。
太字 は、風水害等で事前に開設する指定避難所。

資料3−13　福祉避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号
1	老人福祉センター　さやま荘	今熊一丁目 80	366-2022
2	心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター	今熊一丁目 85	366-2022

資料3－14　府指定災害医療機関

1　災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号 （夜 間）	ＦＡＸ	標 榜 科 目	病床数
学校法人近畿大学近畿大学病院	大野東 377 番地の２	072-366-0221	072-366-0206	内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、消化器内科、血液内科、脳神経内科、腫瘍内科、呼吸器内科、腎臓内科、心療内科、精神科、小児科、外科、消化器外科、小児外科、脳神経外科、心臓血管外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、形成外科、リハビリテーション科、救急科、緩和ケア内科、漢方内科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、病理診断科	929

2　災害医療協力病院

病 院 名	所 在 地	電話番号 （夜　間）	ＦＡＸ	標 榜 科 目	病床数
（医）六三会 大阪さやま病院	岩 室 三 丁 目 216 番地の１	072-365-0181	072-367-3020	精神科・心療内科・内科・歯科	279
（社医）さくら会 さくら会病院	半田五丁目 2610番地の１	072-366-5757	072-367-2808	脳神経外科・脳内科、整形外科、内科、外科、神経内科、形成外科、放射線科、リハビリテーション科、心臓外科	147
（医）正雅会 辻本病院	池之原二丁目 1128番地の２	072-366-5131	072-368-2261	外科・胃腸内科・神経内科・循環器内科・糖尿病内科・整形外科・形成外科・脳神経外科・心臓血管外科・放射線科・リハビリテーション科	99
（医）樫本会 樫本病院	東茱萸木四丁目 1151 番地	072-366-1818	072-367-4100	内科・循環器内科・泌尿器科・腫瘍内科・眼科・皮膚科・外科・整形外科・消化器外科・形成外科・リハビリテーション科・心臓血管外科・消化器内科・脳神経外科・肛門外科・血管外科・緩和ケア内科	199

資料3−15　市指定災害医療機関（災害医療センター）

病 院 名	所 在 地	電話番号 （夜　間）	ＦＡＸ	標 榜 科 目	病床数
（医）正雅会 辻本病院	池之原二丁目 1128番地の2	072-366-5131	072-368-2261	外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・内科・胃腸科・放射線科・神経内科・リハビリテーション科、形成外科	99
（医）樫本会 樫本病院	東茱萸木四丁目 1151 番地	072-366-1818	072-367-4100	内科・循環器内科・泌尿器科・腫瘍内科・眼科・皮膚科・外科・整形外科・消化器外科・形成外科・リハビリテーション科・心臓血管外科・消化器内科・脳神経外科・肛門外科・血管外科・緩和ケア内科	199

資料3－16　市の緊急交通路

府道	河内長野美原線 （東野西四丁目～半田二丁目）	市道	狭山岩室線 （狭山一丁目 2347～岩室一丁目 255-2）
府道	堺狭山線（岩室一丁目～茱萸木一丁目）	市道	岩室1号線 （池之原四丁目 831－1～池之原四丁目 78）
市道	池之原山本線 （池之原四丁目 721－1～山本南 111）	市道	狭山河内長野線 （今熊一丁目 526－1～大野東 4－6）
市道	西池尻6号線 （池尻中一丁目 432－5～池尻中二丁目 961－5）	市道	今熊大野線 （西山台三丁目 395－670～大野中 616－5）
市道	西山台58･59号線 （西山台五丁目 733－5～西山台五丁目 711－9）	市道	半田7号線 （半田二丁目362～東茱萸木三丁目2284）
市道	金剛泉北線 （東茱萸木三丁目 2287～大野台七丁目 711－3）	府道	富田林泉大津線 （茱萸木七丁目～大野東）
府道	森屋狭山線（茱萸木一丁目～金剛二丁目）	市道	茱萸木南側線 （茱萸木七丁目 1500-1～茱萸木七丁目 2105）

資料3－17　避難路一覧

府道	河内長野美原線 （東野西四丁目～半田二丁目）	府道	森屋狭山線 （茱萸木一丁目～金剛二丁目）
府道	堺狭山線 （岩室一丁目～茱萸木一丁目）	府道	富田林泉大津線 （茱萸木七丁目～大野中）
市道	狭山岩室線 （狭山一丁目 2347～岩室一丁目 255-2）	市道	池之原山本線 （池之原四丁目 721-1～山本南 111）
市道	岩室1号線 （池之原四丁目 831-1～池之原四丁目 78）	市道	西池尻6号線 （池尻中一丁目 432-5～池尻中二丁目 961-5）
市道	狭山河内長野線 （今熊一丁目 526-1～大野東 4-6）	市道	西山台58･59号線 （西山台五丁目 735-5～西山台五丁目 711-9）
市道	今熊大野線 （西山台三丁目 395-670～大野中 616-5）	市道	金剛泉北線 （東茱萸木三丁目 2287～大野台七丁目 711-3）

資料3−18　応急仮設住宅建設候補地一覧

番号	候　補　地	面　積	番号	候　補　地	面　積
1	池尻第2公園	300 ㎡	5	西山台第4公園	650 ㎡
2	池尻第8公園	1,050 ㎡	6	大野台第5公園	700 ㎡
3	奥の池公園	2,800 ㎡	7	大野台第7公園	750 ㎡
4	山本第1公園	2,500 ㎡	8	東大池公園	4,500 ㎡

資料3−19　公用車一覧

1　市　　（令和３年４月１日現在）

番号	種別	用途	登録番号	車種		配属先	車番
1	小型	乗用	和泉 501 ら 9189	ﾄﾖﾀ	カローラフィールダー	総務部行財政マネジメント室	1
2	小型	乗用	和泉 502 せ 5316	ﾄﾖﾀ	ヴィッツ	総務部行財政マネジメント室	2
3	小型	乗用	和泉 501 ら 3976	ﾄﾖﾀ	ノア	総務部行財政マネジメント室	3
4	小型	乗用	和泉 502 さ ・919	ﾄﾖﾀ	ノア	総務部行財政マネジメント室	5
5	小型	乗用	和泉 501 ら 9190	ﾄﾖﾀ	カローラフィールダー	総務部行財政マネジメント室	6
6	小型	乗用	和泉 501 ら 9238	ﾄﾖﾀ	ヴィッツ	総務部行財政マネジメント室	10
7	軽	乗用	和泉 580 や 8364	ｽｽﾞｷ	アルト	健康福祉部生活援護G	11
8	軽	貨物	和泉 480 つ 8421	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	健康福祉部福祉G	12
9	軽	貨物	和泉 480 き 9233	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	こども政策部子育て支援G	13
10	軽	貨物	和泉 480 き 9232	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	水資源部治水対策G	14
11	軽	貨物	和泉 480 け 3499	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	市民生活部市民窓口G	15
12	軽	貨物	和泉 480 ち 8513	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	健康福祉部生活援護G	16
13	軽	貨物	和泉 480 け 8514	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	こども政策部保育・教育G	17
14	軽	貨物	和泉 480 け 3500	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	教育部教育総務G	18
15	軽	貨物	和泉 480 て 4906	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	都市整備部土木G	19
16	軽	乗用	和泉 580 ふ 5984	ｽｽﾞｷ	アルト	教育部歴史文化 G	20
17	軽	乗用	和泉 580 ね 2182	ﾀﾞｲﾊﾂ	ミラ	総務部税務G	22
18	軽	乗用	和泉 581 い 1975	ｽｽﾞｷ	アルト	政策推進部広報プロモーションG	25
19	軽	乗用	和泉 581 き 5587	ﾀﾞｲﾊﾂ	ミライース	総務部税務G	26
20	軽	貨物	和泉 480 き 1679	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	都市整備部都市計画G	28
21	軽	乗用	和泉 581 い 7779	ｽｽﾞｷ	アルト	健康福祉部高齢介護G	29
22	軽	貨物	和泉 480 な 7036	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	市民生活部生活環境G	30
23	軽	貨物	和泉 480 か 2887	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	都市整備部公園緑地G	31
24	軽	乗用	和泉 581 き 5588	ﾀﾞｲﾊﾂ	ミライース	教育部学校教育G	32
25	軽	乗用	和泉 580 ね 2183	ﾀﾞｲﾊﾂ	ミラ	健康福祉部福祉G	36
26	軽	貨物	和泉 480 す 7385	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼット	都市整備部公園緑地G	37
27	軽	貨物	和泉 480 す 7386	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼット	総務部行財政マネジメント室	39
28	軽	貨物	和泉 480 た 3614	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットダンプ	都市整備部土木G	50
29	普通	特種	和泉 880 あ 2109	ｽｽﾞｷ	ジムニー	危機管理室	52
30	軽	貨物	和泉 480 さ 4913	ｽｽﾞｷ	エブリー	教育部教育施設G	61
31	軽	乗用	和泉 580 ね 2181	ﾀﾞｲﾊﾂ	ミラ	健康福祉部健康推進G	70

番号	種別	用途	登録番号	車種		配属先	車番
32	軽	貨物	和泉 480 こ 8645	ｽｽﾞｷ	エブリー	健康福祉部健康推進G	71
33	軽	貨物	和泉 480 こ 8646	ｽｽﾞｷ	エブリー	健康福祉部健康推進G	72
34	軽	貨物	和泉 480 せ 7817	ｽｽﾞｷ	エブリー	都市整備部土木G	75
35	軽	乗用	和泉 581 く 3962	ﾀﾞｲﾊﾂ	ミライース	市民生活部市民窓口G	76
36	軽	乗用	和泉 580 や 8366	ｽｽﾞｷ	アルト	教育部学校教育G	77
37	軽	乗用	和泉 581 く 3961	ﾀﾞｲﾊﾂ	ミライース	教育部歴史文化G	78
38	軽	貨物	和泉 480 け 6565	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	教育部社会教育G	79
39	軽	貨物	和泉 480 た ･645	ﾐﾂﾋﾞｼ	ミーブバン	総務部行財政マネジメント室	80
40	軽	貨物	和泉 480 た ･646	ﾐﾂﾋﾞｼ	ミーブバン	総務部行財政マネジメント室	81
41	小型	貨物	和泉 400 た 7290	イスズ	2tダンプ	総務部行財政マネジメント室	D
42	普通	乗用	和泉 301 す 8446	ﾄﾖﾀ	エスティマ	総務部行財政マネジメント室	E
43	普通	乗用	和泉 301 ち 8593	ﾆｯｻﾝ	リーフ	総務部行財政マネジメント室	L
44	軽	貨物	和泉 43 こ ･127	ｽｽﾞｷ	キャリー	教育部教育施設G	
45	軽	貨物	和泉 43 こ ･128	ｽｽﾞｷ	エブリー	教育部教育施設G	
46	軽	貨物	和泉 480 ち 5388	ｽｽﾞｷ	キャブオーバー	教育部教育施設G	
47	小型	貨物	和泉 480 そ 2297	ﾐﾂﾋﾞｼ	2tダンプ	教育部教育施設G	
48	軽	貨物	和泉 480 く 7610	ﾀﾞｲﾊﾂ	バン	教育部社会教育G	
49	軽	貨物	和泉 480 す 2714	ﾐﾂﾋﾞｼ	バン	こども政策部放課後こども支援G	
50	軽	貨物	和泉 480 か 2589	ｽｽﾞｷ	バン	こども政策部子育て支援G	
51	軽	貨物	和泉 480 て 1768	ﾀﾞｲﾊﾂ	バン	こども政策部子育て支援G	
52	軽	貨物	和泉 480 き 9795	ｽｽﾞｷ	エブリー	健康福祉部高齢介護G	
53	軽	貨物	和泉 480 き 9796	ｽｽﾞｷ	エブリー	健康福祉部高齢介護G	
54	軽	乗用	和泉 581 き 7232	ｽｽﾞｷ	ワゴンR	危機管理室	
55	軽	乗用	和泉 581 き 7233	ｽｽﾞｷ	ワゴンR	危機管理室	
56	軽	乗用	和泉 581 き 7234	ｽｽﾞｷ	ワゴンR	危機管理室	
57	軽	貨物	和泉 480 か 2889	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	都市整備部土木G	
58	普通	特種	和泉 800 す 6983	ｲｽｽﾞ	2.6t塵芥車	市民生活部生活環境G	
59	普通	特種	和泉 800 す 6984	ｲｽｽﾞ	2.6t塵芥車	市民生活部生活環境G	
60	普通	特種	和泉 800 す 8885	ｲｽｽﾞ	2t塵芥車	市民生活部生活環境G	
61	普通	貨物	和泉 100 さ 2977	ｲｽｽﾞ	2tリフト車	市民生活部生活環境G	
62	軽	貨物	和泉 480 つ ･･47	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼット	市民生活部生活環境G	
63	小型	乗用	和泉 502 て 1378	ﾄﾖﾀ	ノア	健康福祉部健康推進G	

番号	種別	用途	登録番号	車種		配属先	車番
64	軽	貨物	和泉 480 き 1680	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	水資源部下水道工務G	
65	軽	貨物	和泉 480 き 1681	ﾀﾞｲﾊﾂ	ハイゼットカーゴ	水資源部下水道工務G	

2　社会福祉協議会　　（令和３年６月１日現在）

番号	種別	用途	登録番号	車種		管理部局
1	軽	貨物	和泉 480 き 6976	日産	バン	社会福祉協議会
2	軽	貨物	和泉 480 せ 6685	スズキ	ｷｬﾌﾞｵｰﾊﾞ	社会福祉協議会
3	普通	乗用	和泉 301 せ 3608	トヨタ	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ	社会福祉協議会
4	軽	貨物	和泉 480 き 9731	スズキ	バン	社会福祉協議会
5	軽	乗用	和泉 580 ゆ 2159	スズキ	箱型	社会福祉協議会
6	軽	乗用	和泉 581 い 4608	スズキ	箱型	社会福祉協議会
7	軽	乗用	和泉 880 あ 1689	スズキ	障がい者用	社会福祉協議会
8	軽	貨物	和泉 480 た 7311	ダイハツ	バン	社会福祉協議会
9	軽	貨物	和泉 480 た 7312	ダイハツ	バン	社会福祉協議会
10	普通	乗用	和泉 502 つ 4643	ホンダ	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ	社会福祉協議会
11	軽	乗用	和泉 581 す 7374	スズキ	箱形	社会福祉協議会
12	軽	貨物	和泉 480 つ 6111	ダイハツ	バン	社会福祉協議会
13	軽	貨物	和泉 480 て 4672	スズキ	バン	社会福祉協議会
14	軽	貨物	和泉 480 て 6700	スズキ	バン	社会福祉協議会
15	軽	貨物	和泉 480 な 3372	スズキ	バン	社会福祉協議会
16	軽	貨物	和泉 480 な 8786	スズキ	バン	社会福祉協議会
17	軽	貨物	和泉 480 な 8787	スズキ	バン	社会福祉協議会

3　消防団　　（令和３年４月１日）

番号	種別	用途	登録番号	車種		管理部局
1	軽	特種	和泉 880 あ 1955	ダイハツ	積載車	東野分団
2	軽	特種	和泉 880 あ 2425	ダイハツ	積載車	岩室分団
3	軽	特種	和泉 880 あ 2578	ダイハツ	積載車	狭山分団
4	軽	特種	和泉 880 あ 2075	ダイハツ	積載車	東池尻分団
5	普通	特種	和泉 880 あ 1707	ダイハツ	積載車	大野分団
6	軽	特種	和泉 880 あ 1706	ダイハツ	積載車	茱萸木分団
7	軽	特種	和泉 880 あ 2082	ダイハツ	積載車	池尻分団
8	普通	特種	和泉 833 つ・119	ヒノ	ポンプ車	山本分団
9	普通	特種	和泉 800 す 8810	トヨタ	積載車	半田分団
10	普通	特種	和泉 800 す 8979	トヨタ	ポンプ車	今熊分団
11	小型	特種	和泉 800 せ・114	ニッサン	指揮車	危機管理室

資料3−20　緊急通行車両事前届出済み車両一覧

（令和３年４月１日現在）

業務の内容	車両の用途	車両届出済みの車両 （登録番号の前の数字は公用車台帳の連番）
警報の発令等 （2台）	避難の指示及び避難誘導、災害応急対策の実施状況、ライフライン関係の供給状況などの災害状況を広報し、市民等に周知徹底を図る。	市役所 ２号（和泉 502 せ 5316） 10 号（和泉 501 ら 9238）
水防等の応急措置 施設等の応急復旧 （9 台）	水防に必要な資材・器具を積載し、現場での応急的な水防対策の実施 道路・ため池・公園など所管する施設の被害状況の把握及び応急復旧対策の実施	市役所14 号（和泉 480 き 9232） 31 号（和泉 480 か 2887） 50 号（和泉 480 た 3614） 75 号（和泉 480 せ 7817） 19 号（和泉 480 て 4906） （和泉 480 き 1681） （和泉 480 き 1680） D2t（和泉 400 た 7290） （和泉 400 そ 2297）
保健衛生 （5台）	ごみ、し尿及びがれき等の応急処理の実施 防疫、消毒剤散布等の実施	市役所　（和泉 800 す 6983） （和泉 800 す 6984） （和泉 480 つ ‥47） （和泉 800 す 8885） 30 号（和泉 480 な 7036）

資料3−21　上水道施設の現状

（令和３年３月 31 日現在）

計画一日最大給水量 （㎥）	水 源 種 別	配 水 池		配水管延長 （m）	給水戸数 （戸）
	受 水	池数（池）	総容量（㎥）		
18,850	広域水道	4	23,350	230,331	27,150

資料3−22　清掃施設･清掃業者一覧

1　清掃施設一覧表　（令和3年4月1日現在）

施　設　名	住　　所	能　力	電　話
南河内環境事業組合 資源再生センター （し尿処理）	東池尻六丁目 1622−1	200kℓ/日	365−0471
南河内環境事業組合 第一清掃工場（ごみ処理）	富田林市大字甘南備 2345	300t/日	0721−33−6584
南河内環境事業組合 第二清掃工場（ごみ処理）	河内長野市日野 1564-3	190t/日	0721−55−7456
大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター	東池尻六丁目 1647	111,500t/日	365−2490

2　清掃業者一覧表　（令和3年4月1日現在）

業　者　名	住　　所	保有車両数	電　話
（株）石 川 産 業	池之原二丁目 1402−2	バキューム車 1.8t車　3 台	365−0330
（有）日光鍛治本清掃社	岩室二丁目 116−8	ゴミ収集車 2.0t車 3 台 3.5t車 4 台 6.0t車 5 台	367−5553
大阪狭山下水道管路サービス	河内長野市木戸西町 3−1−10	高圧洗浄車 10 台 強力吸引車 8 台	365−9511

資料3−23　清掃関係市有車両一覧

（令和3年4月1日現在）

車　　種		積 載 量(t)	台 数(台)	用　途
特殊架装車	パ ッ カ ー 車	3	1	生ごみ収集
	〃	3	1	粗大ごみ収集
	〃	2	1	〃
平ボディトラック		2	1	家電収集
軽ダンプ		0.35	1	資源ごみ収集　他

資料3−24　市内指定（登録）文化財一覧表

区分	文化財名称	種 類	時 代	所在地	指定日
国指定	絹本著色釈迦如来及四菩薩像	絵 画	平安末から鎌倉	今熊１丁目	平成８年６月27日
〃	大阪府狭山池出土木桶/重源狭山池改修碑	考古資料	飛鳥から江戸	池尻中２丁目（府立狭山池博物館）	平成26年８月21日
〃	狭山池	史跡	飛鳥から	岩室1402−1	平成27年３月10日
国登録	辻家住宅	建造物	明 治	池之原４丁目（非公開）	平成18年３月２日
〃	松田家住宅	建造物	明 治	茱萸木６丁目（非公開）	平成21年４月28日
府指定	吉川家住宅	建造物	江戸初期	半田５丁目（非公開）	昭和47年３月31日
〃	蓮光寺のさざんか	天然記念物	樹齢150から200年	東野中２丁目（非公開）	昭和50年３月31日
〃	狭山池石樋蓋(石棺蓋)	考古資料	古 墳	池尻中２丁目（府立狭山池博物館）	平成元年３月１日
市指定	木造十一面観音菩薩立像	美術工芸	平 安	東池尻２丁目	平成21年１月28日
〃	狭山池中樋放水部の石棺群	考古資料	古 墳	池尻中２丁目（府立狭山池博物館）	平成22年２月24日
〃	大野惣絵図	歴史資料	江 戸	今熊１丁目	平成23年３月15日
〃	岩室村年代記 中林家本	歴史資料	江 戸	池之原４丁目	平成25年９月26日
〃	岩室村年代記 北井家本	歴史資料	江 戸	池之原４丁目	平成25年９月26日
〃	大阪狭山市内等採集考古資料（西野コレクション）	考古資料	旧石器から弥生	今熊１丁目	平成26年９月25日
〃	狭山藩陣屋上屋敷図・下屋敷図	歴史資料	明 治	今熊１丁目	平成27年９月24日
〃	末永雅雄氏収集中世文書（河内国関係）	歴史資料	室 町	狭山３丁目	平成28年８月25日

区分	文化財名称	種 類	時 代	所在地	指定日
〃	木造地蔵菩薩立像	美術工芸	平 安	半田２丁目	平成29年９月29日
〃	東野天神講 附 東野天神講関係文書 一箱（箱含む）	無形民俗文化財	－	－	平成30年10月18日
〃	釣燈籠（鉄 鋳造）	美術工芸	安土桃山	半田１丁目（非公開）	令和元年８月28日
〃	木造薬師如来坐像 附 厨子１基	美術工芸	室町	半田２丁目	令和３年４月22日

4. 消防・救急・救助等に関する資料

資料4－1　消防機械・消防資機材配置及び備蓄状況

1　消防機械配置状況　　（令和3年12月1日現在）

区分	ポンプ車	タンク車	ハシゴ車	指揮車	査察車	高規格救急車	救助工作車	搬送車	可搬ポンプ	指揮車
本署	2	1		1	1	2	1	1		
出張所	1		1			1			1	
消防団	2							8	9	1

2　消防資機材配置及び備蓄状況
（堺市大阪狭山消防署）

種別	器具名		数量
一般救助器具	かぎ付梯子		3
	二連梯子		4
	三連梯子		4
	バスケット型ストレッチャー		2
	救助用縛帯		4
	スクープストレッチャー		3
	空気式救助マット		1
	ロープ	50m以上	4
		30m以上	13
		10m以上	20
	カラビナ		148
	滑車		8
	フルボディハーネス		3
重量物排除用器具	万能油圧ジャッキ		5
	油圧式拡張器		2
	可搬式ウインチ		1
	マット型空気ジャッキ		2
	ワイヤーロープ		1
切断・破壊用器具	油圧式切断器		1
	エンジンカッター		6
	チェンソー		1
	鉄線カッター		6
	万能斧		11
	レスキューカッター		6
	グラスカッター		2
	電動コンビツール		2
放水器具	高発砲器		4
	ガンタイプノズル		7
	ダブルコントロールノズル		4
	エコファイター		3
	バリアブルノズル		2
	クールファイター		2
	スムースノズル		5
	ラインプロポーショナー		4

種別	器具名	数量
保護用器具	空気呼吸器	21
	送排風機	1
	帯電長靴	6
	帯電手袋	6
	安全帯（ライフベルト）	20
	帯電衣	6
	帯電ズボン	6
水難救助器具	救命胴衣	18
	救命浮輪	3
	ゴムボート	1
測定用器具	マルチガス測定器	6
	放射温度計	1
	熱画像装置	2
その他の器具	投光照明装置	5
	携帯拡声器	9
	水中ポンプ	2
	エアーテント	2
	張力計	1

資料4−2　危険物施設の現況

（令和3年 12 月7日現在）

貯蔵所							取扱所			事業所数
屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	合計	給油取扱所	一般取扱所	合計	
9	5	5	7	7	2	35	7	11	18	28

資料4−3　高圧ガス関係許可事業所の現況

（令和4年1月13日現在）

合計	一般高圧ガス			冷凍	液化石油ガス			火薬
	製造	販売	貯蔵	製造	製造	販売	貯蔵	製造
36	5	11	2	10	—	8	—	—

資料4−4　毒物劇物関係業態

（令和4年1月 17 日現在）

業種別 ＼ 管内	毒物劇物								
	製造業	輸入業	販売業			業務上取扱者			
			一般	農業用品目	特定品目	電気メッキ業	金属熱処理業	運送業	白アリ防除業
富田林保健所管内（大阪狭山市）	0	0	10	1	0	0	0	0	0

資料4−5　消防水利の現況

（令和3年 12 月1日現在）

区分	消火栓	防火水槽		プール	池
		40 ㎥以上	40 ㎥未満		
公設	1,041	59	—	15	28
私設	34	70	1		
計	1,075	129	1	15	28

資料4−6　医療救護活動の流れ、トリアージ・タッグ

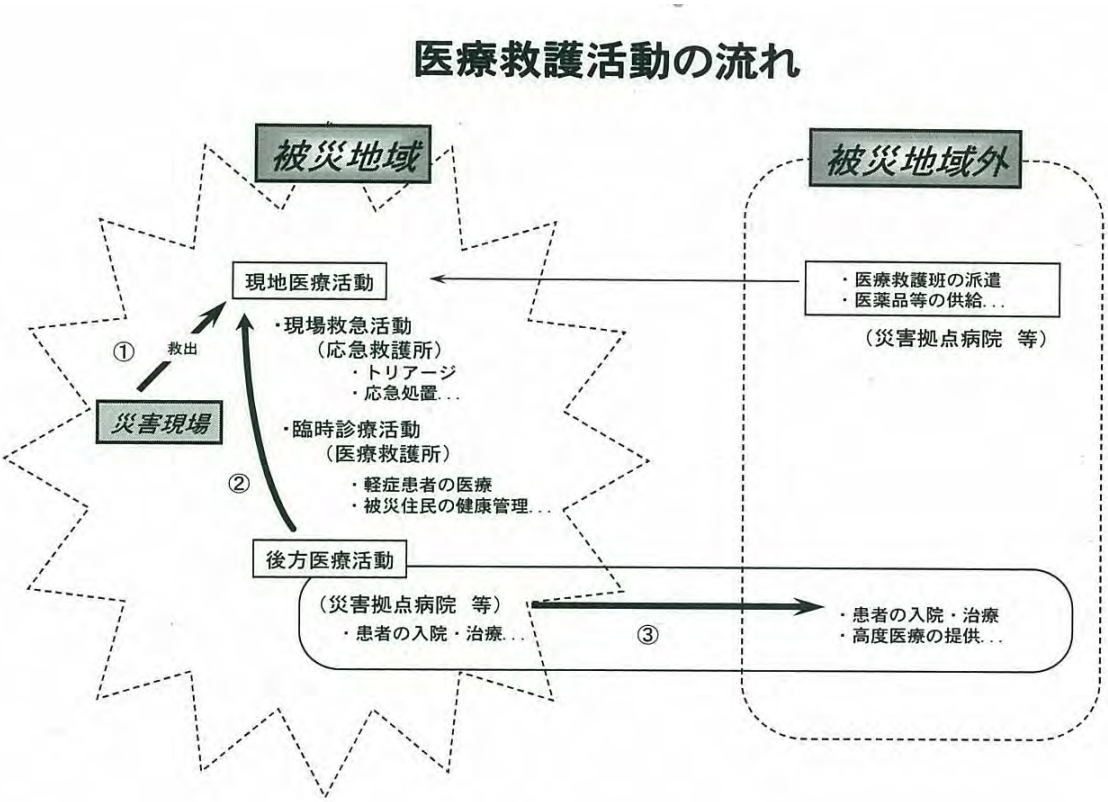

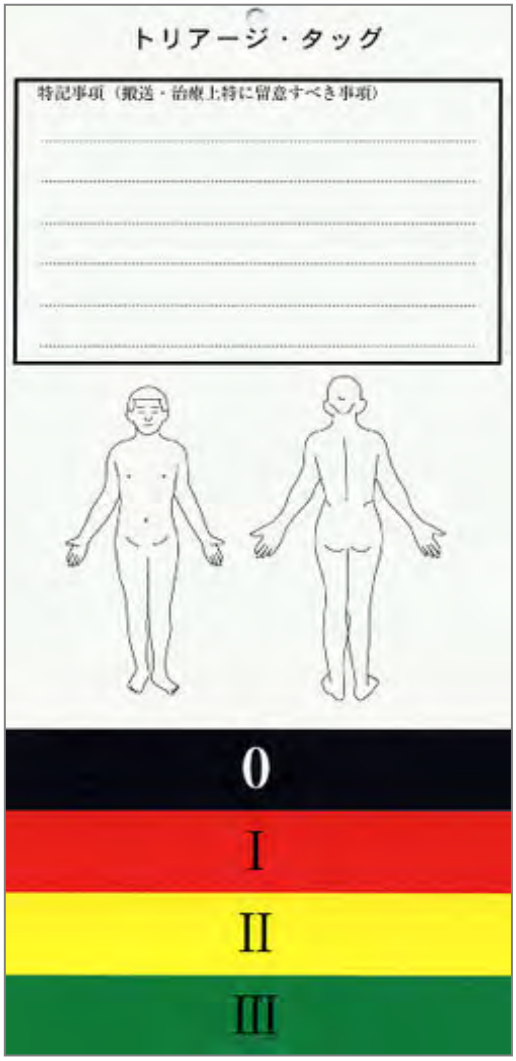

資料4−7　大阪府災害救助法施行細則

○大阪府災害救助法施行細則

昭和 44 年8月 29 日
大阪府規則第 48 号

大阪府災害救助法施行細則をここに公布する。

大阪府災害救助法施行細則

大阪府災害救助法施行細則(昭和 23 年大阪府規則第 24 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この規則は、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和 22 年／総理庁令、厚生省令、／内務省令、大蔵省令、／運輸省令／第 1 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 60 規則 58・平 26 規則1・平 29 規則 86・一部改正)

(救助の程度、方法及び期間)

第2条　政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

(昭 60 規則 58・一部改正、平 12 規則 22・旧第5条繰上・一部改正、平 26 規則1・一部改正、令3規則 93・旧第3条繰上)

(実費弁償の額)

第3条　政令第5条の実費弁償の額は、別表第2のとおりとする。

(昭 60 規則 58・一部改正、平 12 規則 22・旧第6条繰上、平 26 規則1・一部改正、令3規則 93・旧第4条繰上)

(救助事務費)

第4条　法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)として支出することができるものの範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費であって、次に掲げる費用とする。

(1)　時間外勤務手当
(2)　賃金職員等雇上費
(3)　旅費
(4)　需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
(5)　使用料及び賃借料
(6)　通信運搬費
(7)　委託費

(平 29 規則 86・追加、令3規則 93・旧第5条繰上)

(扶助金の支給基礎額)

第5条　政令第8条第2項第2号及び第3号の規定による扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。

(平 12 規則 22・旧第7条繰上、平 26 規則1・一部改正、平 29 規則 86・旧第5条繰下、令3規則 93・旧第6条繰上)

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条　省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書(以下「公用令書等」という。)の様式は、次のとおりとする。

(1)　公用令書　様式第1号
(2)　公用変更令書　様式第2号
(3)　公用取消令書　様式第3号

2　知事は、前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(様式第4号)に登録する。
3　知事は、第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に変更の内容及びその理由又は取消理由を記録する。
（昭56規則55・昭58規則56・昭61規則59・一部改正、平12規則22・旧第8条繰上、平26規則1・一部改正、平29規則86・旧第6条繰下、令3規則93・旧第7条繰上）
（受領書）
第7条　公用令書等の交付を受けた者は、その公用令書等に添付した受領書に、受領年月日を記入し、署名及び押印をして直ちにこれを返さなければならない。
（昭61規則59・一部改正、平12規則22・旧第9条繰上、平29規則86・旧第7条繰下、令3規則93・旧第8条繰上）
（受領調書）
第8条　省令第2条の規定により物資の引渡しを受けた当該職員が受領調書(様式第5号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
2　受領調書は2通作成し、当該職員及びその作成に立ち会った所有者又は占有者はこれらに署名し、及び押印しなければならない。
（昭56規則55・昭61規則59・一部改正、平12規則22・旧第10条繰上、平19規則47・平25規則7・平26規則1・一部改正、平29規則86・旧第8条繰下、令3規則93・旧第9条繰上）
（立入検査員証）
第9条　法第10条第3項において準用する法第6条第4項の証票は、立入検査員証(様式第6号)とする。
（昭60規則58・全改、平12規則22・旧第11条繰上、平26規則1・一部改正、平29規則86・旧第9条繰下・一部改正、令3規則93・旧第10条繰上）
（従事に関する公用令書等）
第10条　省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次のとおりとする。
(1)　公用令書　様式第7号
(2)　公用取消令書　様式第8号
2　知事は、前項第1号の公用令書を交付した後、省令第4条第1項各号に掲げる事項を変更するときは、公用変更令書(様式第9号)を交付する。
3　知事は、第1項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10号)に登録する。
4　知事は、第1項第2号又は第2項の公用取消令書又は公用変更令書を交付したときは、救助従事者台帳に取消理由又は変更の内容及びその理由を記録する。
（昭58規則56・昭60規則58・一部改正、平12規則22・旧第12条繰上、平26規則1・一部改正、平29規則86・旧第10条繰下、令3規則93・旧第11条繰上）
（受領書に関する規定の準用）
第11条　第7条の規定は、前条第1項又は第2項の公用令書若しくは公用取消令書又は公用変更令書の交付を受けた場合について準用する。
（平12規則22・旧第13条繰上、平21規則77・平25規則7・一部改正、平29規則86・旧第11条繰下・一部改正、令3規則93・旧第12条繰上・一部改正）
（従事不能届書の添付書類）
第12条　省令第4条第2項の規定による届出には、次の書類を添付しなければならない。
(1)　負傷又は疾病により従事することができない場合　医師の診断書
(2)　天災その他避けられない理由により従事することができない場合　市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書
（昭56規則55・一部改正、平12規則22・旧第14条繰上、平29規則86・旧第12条繰下、令3規則93・旧第13条繰上）

（損失補償等の請求書）

第13条　省令第3条に規定する損失補償請求書及び省令第5条に規定する実費弁償請求書の様式は、様式第11号による。

（平12規則22・旧第15条繰上、平29規則86・旧第13条繰下、令3規則93・旧第14条繰上）

（扶助金の支給申請書）

第14条　省令第6条に規定する扶助金支給申請書の様式は、様式第12号による。

2　前項の扶助金支給申請書には、省令第6条第2項の所要書類のほか、障害扶助金、遺族扶助金又は葬祭扶助金に係る申請書にあっては第1号に掲げる書類を、休業扶助金に係る申請書にあっては第1号及び第2号に掲げる書類を、打切扶助金に係る申請書にあっては第1号及び第3号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）　政令第8条第2項の支給基礎額の認定のため知事が指示する書類

（2）　療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は疾病にかかったため従前得ていた収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

（3）　療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

（昭58規則56・昭60規則58・一部改正、平12規則22・旧第16条繰上、平25規則7・平26規則1・一部改正、平29規則86・旧第14条繰下、令3規則93・旧第15条繰上）

附　則［略］

附　則（令和3年規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	1　災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 2　学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 3　設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条第2項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費)とし、一人一日につき330円以内とする。 4　福祉避難所(高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 5　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	法第4条第1項第1号の避難所については災害発生の日から7日以内、同条第2項の避難所については法第2条第2項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第1項の規定による救助を行う旨を同条第3項の規定により公示した日までの期間以内
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。 1　建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。) イ　設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ロ　1戸当たりの規模は応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。 ハ　同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 ニ　福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する2人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。 ホ　災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。 ヘ　供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 2　賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。) イ　一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一ロに定め	完成の日から2年以内

		る規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 ロ　災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。 2　被災者が直ちに食することができる現物による。 3　支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,160円以内とする。	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	1　災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 2　支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等をすることをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 2　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ　被服、寝具及び身の回り品 ロ　日用品 ハ　炊事用具及び食器 ニ　光熱材料 3　支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。	災害発生の日から10日以内

区　分	季別	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

備考　「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。

医療及び助産	医　療	1　災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 2　救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。 3　次の範囲内において行う。 イ　診療 ロ　薬剤又は治療材料の支給 ハ　処置、手術その他の治療及び施術 ニ　病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ　看護 4　支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ　救護班による場合　使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ　病院又は診療所による場合　国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ　施術所による場合　協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内
	助　産	1　災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 2　次の範囲内において行う。 イ　分べんの介助 ロ　分べん前及び分べん後の処置 ハ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 3　支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ　救護班等による場合　使用した衛生材料等の実費 ロ　助産師による場合　慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内
被災者の救出		1　災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 2　支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理		1　災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2　居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 3　支出することができる費用は、1世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　595,000円 ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　300,000円	災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)

生業に必要な資金の貸与	1　住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2　生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3　貸与することができる金額は、次の額以内とする。 イ　生業費　1件につき30,000円 ロ　就職支度費　1件につき15,000円 4　貸与期間は2年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	1　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。 2　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ　教科書 ロ　文房具 ハ　通学用品 3　支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ　教科書代 (1)　小学校の児童及び中学校の生徒　教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2)　高等学校等の生徒等　正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ　文房具費及び通学用品費 (1)　小学校の児童　1人につき　4,500円 (2)　中学校の生徒　1人につき　4,800円 (3)　高等学校等の生徒等　1人につき　5,200円	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	1　災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2　次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ　棺(附属品を含む。) ロ　埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ　骨つぼ及び骨箱 3　支出することができる費用は、1体につき大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	1　災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2　支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内

死体の処理	1　災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 2　次の範囲内において行う。 イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ　検案 ハ　死体の一時保存 3　検案は、原則として救護班によって行う。 4　支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,500円以内 ロ　死体の一時保存のための費用 (1)　既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2)　既存建物を利用することができない場合 1体につき 5,400円以内 (3)　ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ　救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	1　居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2　支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の1世帯につき平均が137,900円以内とする。	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1　次の範囲内において行う。 イ　被災者(法第4条第2項の救助にあっては、避難者)の避難に係る支援 ロ　医療及び助産 ハ　被災者の救出 ニ　飲料水の供給 ホ　死体の捜索 ヘ　死体の処理 ト　救助用物資の整理配分 2　支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考　救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第2（第3条関係）

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,500円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,600円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,500円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,600円		
	救急救命士	14,100円		
	土木技術者及び建築技術者	15,200円		
	大工	21,700円		
	左官	23,000円		
	とび職	24,800円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

別表第3（第5条関係）

対象者	支給基礎額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。 2 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。

資料4−8　大阪狭山市消防団の災害活動に関する計画

大阪狭山市消防団の災害活動に関する計画

（目的）

第1条　この計画は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第3項の規定に基づき、平常時における火災並びに地震災害、大規模（特殊）災害が発生した場合の大阪狭山市消防団（以下「消防団」という。）の災害発生時の活動等について必要な事項を定め、消防活動を迅速、的確かつ効果的に遂行することを目的とする。

（指揮体制）

第2条　火災等災害現場における指揮系統の統一を図るため、消防団は、堺市消防長又は堺市大阪狭山消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄の下に行動するものとする。

2　消防団長は、消防長等と常に連携を密にして消防団の指揮に当たるものとする。

3　消防団の災害活動時における指揮体制は、災害の状況及び出場分団の規模に応じ分団指揮体制、副団長指揮体制又は団長指揮体制とし、次のとおりとする。

⑴　分団指揮体制　1分団で対応が可能な状況における指揮は、消防分団長が執るものとする。

⑵　副団長指揮体制　2分団以上で対応する必要がある状況における指揮は、消防副団長が執るものとする。

⑶　団長指揮体制　全分団で対応する必要がある状況における指揮は、消防団長が執るものとする。

⑷　前各号の指揮体制における指揮者に事故がある場合の指揮は、次上位者が執るものとする。この場合、階級順、任命順、年齢順の順位とする。

4　前項に規定する指揮者は、災害現場到着後、堺市大阪狭山消防署（出場区域外の場合は管轄消防署。以下「消防署」という。）又は現場指揮本部と連携を密にし、活動状況等の報告に努めるものとする。

（出場基準）

第3条　消防団の出場基準は、次のとおりとする。

⑴　平常時における火災が発生した場合

ア　消防団の出場区域内で発生した第2出場（堺市警防規程第37条及び第39条の規定に基づく消防部隊出場編成等基準第4条及び第6条第2号に規定するもの。）以上の火災

イ　消防団の出場区域内の災害等で消防団長が必要と判断したもの

⑵　地震（大阪狭山市内における最大震度が5弱以上の地震をいう。以下同じ。）が発生した場合

ア　消防団長、消防副団長（以下「消防団長等」という。）及び女性分団員は、消防署に、他の消防団員は、所属分団車庫等に参集するよう努めるものとする。

イ　消防団の出場は、消防署震災大隊本部と連携するものとする。

ウ　大阪狭山市内において震度4を観測する地震が発生した場合全団員は、自宅待機するよう努めるものとする。

⑶　風水害が発生した場合

ア　消防団長等は、消防署に参集するよう努め、他の消防団員は自宅待機するよう努めるものとする。

イ　消防団の出場は、消防署風水害大隊本部と連携するものとする。

ウ　風水害の発生はないが、大阪狭山市内において大雨、洪水、暴風、暴風雪及び大雪警報が発表された場合全団員は、自宅待機に努めるものとする。

⑷　特異災害（緊急対処事態等含む。以下同じ。）が発生した場合

ア　消防団長等は、消防署に、他の消防団員は、所属分団車庫等に参集するよう努めるものとする。ただし、女性分団員は、必要に応じて出場するものとし、その場合消防署に参集するよう努めるものとする。

イ　消防団の出場は、消防署大隊本部と連携するものとする。

⑸　その他の災害等への出場に際しては、消防団長は、消防長等との連絡調整を行うものとする。

（出場区域）

第4条　消防団は、別表第1の出場区分表に基づき出場するものとする。ただし、消防長等から命令があるときは、その区域外においても活動することができるものとする。

（火災通知及び連絡体制）

第5条　消防団への火災通知は、堺市消防局消防指令センターから大阪狭山市危機管理室（消防団事務局）が受けるものとする。

2　消防団の連絡体制は、消防団長が別に定めるものとする。

（警戒）

第6条　消防団は、災害等の発生及び拡大を未然に防止するため必要により警戒活動を行うものとする。

（火災時の対応）

第7条　平常時における火災の場合、消火活動、消防警戒区域の設定及び雑踏整理並びに消火支援活動等を主眼として行動するものとする。

2　消防団ポンプ車及び小型動力ポンプ付積載車（以下「消防団ポンプ車等」という。）は、消火栓以外の水利に部署することを原則とする。ただし、災害現場に先着した場合は、この限りではない。

（地震時の対応）

第8条　震災初期は、火災の発見と早期鎮圧並びに延焼拡大防止及び救急救助活動を優先に活動するものとする。

2　震災時の消防団ポンプ車等の出場は、次のとおりとする。

⑴　1火災1分団対応を原則とする。

⑵　消火栓以外の水利に部署することを原則とする。

⑶　防火水槽への部署は、容量40立方メートルのものには1隊、容量100立方メートルのものには2隊を原則とする。

3　震災時における救助活動は、消防団ポンプ車等の乗組員以外の団員によって部隊を編成し、次に揚げる事項を原則として人命救助・救護を優先に活動するものとする。

⑴　救助活動は、重症者を優先して行うこと。

⑵　活動団員数に比較して多数の要救助者がある場合には、容易に救出できるものを優先し、短時間に多くの人命を救出することを念頭に活動すること。

4　震災時における避難誘導、安否確認等は、次に掲げる事項を原則として活動するものとする。

⑴　消防団は、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などの措置を行うものとする。

⑵　消防団は、行方不明者等の捜索及び安否確認等を行い、その情報を消防団長に報告するものとする。

（風水害時の対応）

第9条　風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次のとおり消防活動に当たるものとする。

⑴　消防団の活動は、原則として、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力、地域の

実態に応じた活動を行うものとする。

⑵　消防団は、風水害による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合、消防署風水害大隊本部の出場要請に基づき出場し、地域の住民を安全な場所に避難誘導等を行うものとする。

⑶　消防団は、地域住民の安否確認又は災害弱者の救護等を優先して実施するものとする。なお、その情報を消防団長に報告するものとする。

（特異災害時の対応）

第10条　消防団長は、特異災害が発生した場合又は、発生する恐れがある場合、特異災害ごとの特徴を考慮し、消防団員の安全確保に十分配慮しつつ、次のとおり消防活動に当たるものとする。

⑴　消防団の活動は、原則として、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力、地域の実態に応じた活動を行うものとする。

⑵　消火活動は、延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合、延焼阻止線の設定など効率的な運用を行い、被害の拡大防止を図る。

⑶　消防団長は、消防長等と緊密に連携し、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施する。

2　消防団は、安全が確保されている地域において、避難住民の誘導・警報等の住民への伝達等広報活動を優先し実施するものとする。

（その他災害発生時の対応）

第11条　前条までの災害に当てはまらない災害が発生した場合は、消防団長が消防長等と協議し、消防団の活動等を定め出場するものとする。

（火災等の活動報告）

第12条　消防団は、消防団ポンプ車等により活動を行った場合、消防団長に報告するものとする。報告要領については、消防団長が別に定める。

（協議）

第13条　この計画に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、消防団長が消防長等と協議の上定める。

附　則

（施行期日）

この計画は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

出場区分表

消防団名	管轄分団名	分団管轄区域	隣接分団名
大阪狭山市消防団	東野	東野東一丁目及び東野東二丁目 東野中一丁目から東野中五丁目まで 東野西一丁目から東野西四丁目まで	東池尻・池尻・狭山
	東池尻	東池尻一丁目から東池尻六丁目まで	東野・池尻・狭山
	池尻	池尻中一丁目から池尻中三丁目まで 池尻北一丁目及び池尻北二丁目 池尻自由丘一丁目から池尻自由丘三丁目まで	東野・東池尻・岩室
	狭山	狭山一丁目から狭山五丁目まで 金剛二丁目	東池尻・半田・茱萸木
	半田	半田一丁目から半田六丁目まで 東茱萸木一丁目及び東茱萸木二丁目 金剛一丁目	東池尻・狭山・茱萸木
	茱萸木	茱萸木一丁目から茱萸木八丁目まで 東茱萸木三丁目及び東茱萸木四丁目	半田・大野・今熊
	大野	大野東、大野中、大野西 大野台一丁目から大野台七丁目まで	茱萸木・半田・今熊
	今熊	今熊一丁目から今熊七丁目まで 西山台一丁目から西山台六丁目まで	茱萸木・大野・岩室
	岩室	池之原一丁目から池之原四丁目まで 岩室一丁目から岩室三丁目まで	池尻・今熊・山本
	山本	山本東、山本中、山本南、山本北	池尻・今熊・岩室
	女性	大阪狭山市全域	―

5.洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内に位置する要配慮者利用施設等に関する資料

資料5－1　洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内等に位置する要配慮者利用施設等

1　高齢者等福祉介護関係施設

名 称	所在地	洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）		土砂災害警戒区域
		西除川	三津屋川	
リーブス半田	半田 5-212-8	●	－	－
GH でぃあふれんず	半田 5-192-21	●	－	－
おうちカフェまぁるまる	半田 5-203-9	●	－	－
デイサービス心花	茶萸木 7-1529	●	－	－

2　児童関係施設

名 称	所在地	洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）		土砂災害警戒区域
		西除川	三津屋川	
花梨つばさ保育園	半田 5-215-1	●	－	－
大阪狭山市立半田幼稚園	半田 2-269-1	●	－	－
大谷さやまこども園	今熊 1-50	－	●	－
大阪狭山市立こども園（4～5歳児施設）	西山台 6-19-12	－	－	●

3　医療関係施設

名 称	所在地	洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）		土砂災害警戒区域
		西除川	三津屋川	
さくら会病院	半田 5-2610-1	●	－	－

6. 気象予警報や地震情報等に関する資料

資料6－1　気象注意の種類と発表基準

種　類		発　表　基　準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m／s 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m／s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①　表面雨量指数が10以上になると予想される場合 ②　土壌雨量指数が90以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で5cm 以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m 以下になると予想される場合
	雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	な だ れ 注 意 報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①　積雪の深さが20cm 以上あり、降雪の深さが30cm 以上になると予想される場合 ②　積雪の深さが50cm 以上あり、気象台における最高気温が10℃以上またはかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm 以上あり、気温が+2℃～－2℃になると予想される場合
	霜 注 意 報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が－5℃以下になると予想される場合
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合
	着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合

種　類		発　表　基　準
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①　西除川流域の流域雨量指数が7.5以上になると予想される場合（複合基準の場合、（表面雨量指数5，流域雨量指数6.2）） ②　東除川流域の流域雨量指数が2以上になると予想される場合（複合基準の場合、（表面雨量指数5，流域雨量指数2））

出典：基準値は令和3年6月8日現在、発表官署：大阪管区気象台

注1　☆印は、気象注意報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

資料6−2　気象警報等の種類と発表基準

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m／s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m／s 以上になると予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①　表面雨量指数が16以上になると予想される場合 ②　土壌雨量指数が131以上になると予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm 以上になると予想される場合
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①　西除川流域の流域雨量指数が9.4以上になると予想される場合（複合基準の場合、（表面雨量指数8，流域雨量指数8.4）） ②　東除川流域の流域雨量指数が2.5以上になると予想される場合
記録的短時間大雨情報		大雨警報が発表されている時に、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。 現在の降雨がその地域にとって、災害の発生につながるような、希にしか観測しない雨量であることを周知するために発表する。 1時間雨量が100mm以上を観測（または解析）した場合

出典：基準値は令和3年6月8日現在、発表官署：大阪管区気象台

注1　発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注2　注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、または解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）第3条）

注3　☆印は、気象警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

注4　大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。

注5　大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6　雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

資料6−3　地震情報の種類と発表基準等

情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	震度3以上	地震の発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

資料6−4　気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

（1） 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の1階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2） 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3） 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4） この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5） この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6） この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微な ひび割れ・亀裂
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微な ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂 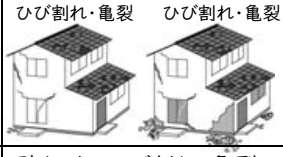
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
	軽微な ひび割れ・亀裂 	大きな ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂　傾く　倒れる
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
	軽微な ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂 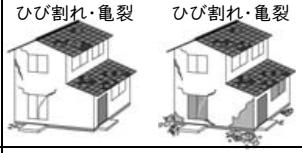	大きな ひび割れ・亀裂　傾く　倒れる 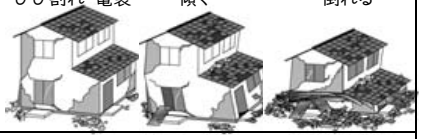
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	軽微な ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂　大きな ひび割れ・亀裂 	傾く　倒れる

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（注 4）この表中のイラストは、DATS（Damage Assessment Training System）の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

（注 5）なお、図は特定の構法（在来軸組木造）を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

7. 災害に関する協定及び各機関の通信窓口等に関する資料

資料7－1　地方公共団体等協定一覧（令和3年4月1日現在）

	協定等の名称	協定の相手方	内　容
1	災害相互応援協定	大阪府中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村	人的・物的支援
2	災害時相互応援協定	堺市 （南河内地域6市2町1村の1市として）	被災市町村の応援要請により、人的及び物的応援を行う
3	災害時の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	職員の派遣、車両・資器材・通信機器の貸付
4	避難場所の開設等に関する覚書	大阪府立狭山高等学校	体育館と運動場を避難場所に指定する
5	大和川下流流域下水道狭山水みらいセンター施設への一時避難に関する協定	大阪府南部流域下水道事務所 （富田林市と共同）	せせらぎの丘、かがやき広場を一時避難場所として利用
6	大阪府南ブロック消防相互応援協定	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉州南消防組合管理者、和泉市、高石市、忠岡町	協定市町村間における消防相互応援
7	航空消防応援協定書	大阪市	航空機による消防業務実施に関すること
8	関西国際空港消防相互応援協定	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市	関西国際空港及び周辺における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援
9	大阪府下広域消防相互応援協定	大阪府下消防本部設置市町村	大規模災害発生時における消防相互応援

資料7−2　民間団体等協定一覧（令和3年10月4日現在）

	協定等の名称	協定の相手方	内　　容
1	ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ	大阪ガス株式会社南部事業本部	
2	アマチュア無線による応援協定	大阪狭山ラジオクラブ	情報の収集伝達
3	LP ガスの調達に関する協定	大阪府エルピーガス協会南河内南支部大阪狭山地区	LPガスボンベ、調整器、その他付属品の調達及び搬送
4	応急対策業務に関する協定	大阪狭山造園緑化協会	災害時における街路樹の倒木に伴う人命救助・交通確保のための除去作業
5	応急対策業務に関する協定	大阪狭山建設業協会	災害時における建築物、その他工作物の崩壊、転倒及び損壊に伴う人命救助・交通確保のための障害物の除去作業
6	物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽大阪府軽自動車運送協同組合	災害時の物資等の緊急輸送
7	災害時等における応援協力に関する協定	学校法人ホンダ学園ホンダテクニカルカレッジ関西	学生が行うボランティア活動への積極的な協力、一時避難場所及び二次的避難所としての一時使用、学生寮の浴室の使用、応急医療資材及び備蓄物資等、車両（車・バイク）の提供
8	災害時等における応援協力に関する協定	株式会社コノミヤ	保有する物資の優先供給、平常時における防災啓発活動
9	災害時における支援協力に関する協定	イオンリテールストア株式会社	保有する物資の供給及び搬送、平常時における防災啓発活動
10	災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定	大阪狭山電気工事組合	災害時における市の所有する公共・公用施設の電気設備の状況調査、応急修理及び仮設工事等
11	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること
12	災害時等における応援協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	物資の優先供給及び輸送業務、平常時における防災啓発活動

	協定等の名称	協定の相手方	内　　容
13	災害時における一時避難所としての施設利用に関する協定	スパヒルズ（太平地所株式会社）	施設（入浴施設等）の利用
14	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社関西支店	市内の避難所14か所に事前電話回線の設置
15	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	Jパックス株式会社、セッツカートン株式会社	災害時におけるダンボール製品の調達
16	災害時等における応援協力に関する協定	株式会社サンプラザ	保有する物資の優先供給、平常時における防災啓発活動
17	大規模災害時における福祉避難所等の協力に関する協定	大阪狭山市社会福祉施設連絡会	大規模災害時における福祉避難所等の協力
18	災害発生時における大阪狭山市と市内郵便局の協力に関する協定	市内郵便局（大阪狭山郵便局、狭山駅前郵便局、狭山半田郵便局、狭山南半田郵便局、狭山大野台一郵便局、狭山大野台郵便局）	災害発生時における郵便事業等の協力
19	災害発生時おける福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	社会福祉法人ラポール会、社会福祉法人享佑会、社会福祉法人大阪狭山博悠会、社会福祉法人博光福祉会、医療法人六三会、医療法人藤田好生会、社会福祉法人マーヤ	大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際の福祉避難所の開設・運営に関する協力
20	災害発生時おける福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	社会福祉法人簡修会、社会福祉法人光久福祉会、社会福祉法人金剛朋友会、社会福祉法人自然舎	大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際の福祉避難所の開設・運営に関する協力
21	災害時における緊急車両等の燃料等調達の協力に関する協定	株式会社オクヒラ	災害が発生した場合における緊急車両等の燃料等の調達に関する協力
22	災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社直栄	災害時における建築物、その他工作物の崩壊、転倒及び損壊に伴う人命救助・交通確保のための障害物の除去作業

	協定等の名称	協定の相手方	内　　容
23	災害時等の緊急放送における協定	株式会社ジェイコムウエスト、JCOM株式会社	大規模な自然災害、その他の緊急事態発生時に、市民に対して緊急情報の伝達が必要である場合、コミュニティチャンネルでの緊急放送
24	災害発生時おける福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際の福祉避難所の開設・運営に関する協力
25	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	地震等の災害により市の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力
26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給協力
27	災害時における応急対策業務に関する協定	くれやま建設	災害時における建築物、その他工作物の崩壊、転倒及び損壊に伴う人命救助・交通確保のための障害物の除去作業
28	災害時における応急対策業務に関する協定	ケンテック	災害時における建築物、その他工作物の崩壊、転倒及び損壊に伴う人命救助・交通確保のための障害物の除去作業
29	災害時における応急対策業務に関する協定	ひろみ商事	災害時における建築物、その他工作物の崩壊、転倒及び損壊に伴う人命救助・交通確保のための障害物の除去作業
30	災害時における医療救護活動に関する協定・災害時における歯科医療救護活動に関する協定・災害時における救護活動に関する協定	一般社団法人大阪狭山市医師会、一般社団法人狭山美原歯科医師会、大阪狭山市薬剤師会	患者に対する応急処置、歯科医療を要する患者に対する応急歯科医療処置、患者等に対する調剤、服薬指導、被災者の健康管理
31	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	防災情報及び市ホームページのキャッシュサイトの掲載

	協定等の名称	協定の相手方	内　　容
32	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	大阪府宅地建物取引業協会 南大阪支部	災害発生時の民間賃貸住宅の情報提供及び媒介等
33	災害時における応急対策業務に関する協定	松浦建設株式会社	災害時における建築物、その他工作物の崩壊、転倒及び損壊に伴う人命救助・交通確保のための障害物の除去作業
34	災害発生時における物資の調達に関する協定	UHA 味覚糖株式会社	災害発生時における、口腔ケア製品や、その他熱中症対策製品をはじめとする物資の調達に関すること
35	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	関西電力送配電株式会社	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関すること
36	災害時等における協力に関する協定	セレモ大山	遺体の搬送、遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供、遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供に関すること
37	災害時等における協力に関する協定	南海グリーフサポート株式会社	遺体の搬送、遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供、遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供に関すること
38	災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定	第一航空株式会社	災害等緊急時における航空機による業務協力に関すること
39	災害時等におけるドローンを活用した応援活動に関する協定	株式会社RISE	災害時等におけるドローンを活用した応援活動に関すること
40	災害時における入浴施設の提供等に関する協定	ホテルザフラッグ株式会社	避難生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合に、「虹の湯大阪狭山店」での入浴施設の提供等
41	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	災害廃棄物の処理に関すること

資料7−3　各機関の通信窓口

機関名	担当窓口	電話番号	所在地
大阪狭山市役所	危機管理室	366−0011	大阪狭山市狭山一丁目2384−1
堺市消防局	通信指令課	072-238-0119 (代表)	堺市堺区大浜南町3丁2番5号
堺市消防局（堺市大阪狭山消防署）	警防課	366−0055	大阪狭山市狭山一丁目2384−1
大阪狭山市消防団	危機管理室	366−0011	〃
大阪管区気象台	予報課	06-6949-6303	大阪市中央区大手前4−1−76
大阪狭山郵便局	総務部	367−8201	大阪狭山市岩室一丁目401−5
大 阪 府	危機管理室	06-6941-0351 （内線4886） 06-6944-6021 （夜間）6022 200−4875、4886 （防災行政無線）	大阪市中央区大手前2−1−22
大阪府南河内府税事務所		0721-25-1131 304−247 （防災行政無線）	富田林市寿町2−6−1
大阪府富田林土木事務所	地域支援・企画課	0721-25-1175 0721-25-6109 304−203 304−8910 （防災行政無線）	富田林市寿町2−6−1
大阪府富田林土木事務所 松 原 建 設 事 業 所		35−4550	松原市上田3−1−25 （成協信用組合ビル6F）
大阪府南河内農と緑の総合事務所		0721-25-1131 304−272 304−8920 （防災行政無線）	富田林市寿町2−6−1
大阪府家畜保健衛生所		072-458-1151	泉佐野市りんくう往来北1-59
大阪府黒山警察署	警備課	362−1234	堺市美原区小平尾377−2
大阪府富田林保健所	企画調整課	0721-23-2681 620−0（防災行政無線）	富田林市寿町3−1−35
陸上自衛隊第37普通科連隊	信太山駐屯地 第3科	0725-41-0090 内線236夜間302、 825-0（防災行政無線）	和泉市伯太町官有地
大阪ガス㈱南部導管部	平日昼間 導管計画グループ 夜間休日 中央指令室／南部	（平日昼間） 238-2375 （夜間休日） 238-2716	堺市堺区住吉橋町2−2−19
関西電力送配電㈱南大阪配電営業所	南大阪コミュニケーショングループ	222-9101	堺市堺区熊野町東2−2−20

機 関 名	担 当 窓 口	電 話 番 号	所　在　地
南海電気鉄道㈱北野田駅	駅長	236-0044	堺市東区北野田51−4
南海バス株式会社		221-0781	堺市堺区竜神橋町1-2-11
西日本電信電話(株)関西支店	災害対策室	06-6120-4771 （夜間・休日）113	大阪市都島区東野田町4-15-82
大阪狭山市医師会	医師会事務局	368-1110	大阪狭山市東野東1-500-1
狭山美原歯科医師会		368-6650	大阪狭山市東野東1-500-1
大阪府南部流域下水道事務所	狭山水みらいセンター	365-2490	大阪狭山市東池尻6-1647
大阪広域水道企業団	危機管理課 危機管理・人材育成グループ	06-6944-6862 （代表）	大阪市中央区谷町2-3-12 マルイト谷町ビル3階

■ 様式集

様式1　災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式〈消防応第29号 令和3年5月20日〉

1　災害概況速報｛第4号様式（その1）｝

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）				（市町村）								
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）別紙

都道府県名　　　　　（　　　　　　　　　　　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

2 被害状況即報{第4号様式(その2)}

第4号様式(その2)

(災害状況即報)

都道府県				区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　報 (　月　日　時現在)			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					学校		箇所	
					病院		箇所	
区分			被害		道路		箇所	
人的被害	死者	人			橋りょう		箇所	
	うち災害関連死者	人			河川		箇所	
	行方不明者	人			港湾		箇所	
	負傷者 重傷	人			砂防		箇所	
	負傷者 軽傷	人			清掃施設		箇所	
住家被害	全壊	棟			崖くずれ		箇所	
		世帯			鉄道不通		箇所	
		人			被害船舶		隻	
	半壊	棟			水道		戸	
		世帯			電話		回線	
		人			電気		戸	
	一部破損	棟			ガス		戸	
		世帯			ブロック塀等		箇所	
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟		罹災世帯数			世帯	
		世帯		罹災者数			人	
		人		火災発生	建物		件	
非住家	公共建物	棟			危険物		件	
	その他	棟			その他		件	

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　害</td><td rowspan="6">災害等の対策本部の設置状況</td><td>都道府県</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="6">市町村</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td><td rowspan="5">災害救助法適用市町村名</td><td rowspan="5">計　　団体</td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">119番通報件数　　件</td></tr>
<tr><td>災害の概況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">応急対策の状況</td><td>消防機関等の活動状況</td><td colspan="4">(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊の災害派遣</td><td colspan="3">その他</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

3 災害確定報告

都道府県		区分				被害
災害名・確定年月日	月 日 時確定	その他	田	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
報告者名				冠水	ha	
			学校		箇所	
			病院		箇所	
			道路		箇所	
			橋りょう		箇所	
			河川		箇所	
			港湾		箇所	
			砂防		箇所	
			清掃施設		箇所	
			崖くずれ		箇所	
			鉄道不通		箇所	
			被害船舶		隻	
			水道		戸	
			電話		回線	
			電気		戸	
			ガス		戸	
			ブロック塀等		箇所	
		罹災世帯数			世帯	
		罹災者数			人	
		火災発生	建物		件	
			危険物		件	
			その他		件	

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　害</td><td rowspan="4">都道府県災害対策本部</td><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td>設置</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td>解散</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">設置市町村名
災害対策本部</td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　　団体</td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">適用市町村名
災害救助法</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　　団体</td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="5" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所
災害発生年月日
災害の概況

消防機関の活動状況

その他（避難指示等の状況）</td></tr>
</table>

第2号様式　　災害中間年報

都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分								計
人的被害	死者	人						
	うち災害関連死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者 重傷	人						
	負傷者 軽傷	人						
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
罹災世帯数		世帯						
罹災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
その他被害		千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

第3号様式　　災害年報

都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分									計
人的被害	死者		人						
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分							計
電話	回線						
電気	戸						
ガス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
罹災世帯数		世帯						
罹災者数		人						
公立文教施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小計		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

様式2　被害状況調査報告基準

被害項目			報告基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
	負傷者（重傷者）（軽傷者）		災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは 1 月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊（全焼）（流失）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊（半焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部損傷		損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス 2～3 枚割れた程度のものは除く。
	床上浸水		その住家の床上以上の浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
非住家の被害			非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋梁		「橋梁」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。

被害項目		報告基準
	河川	「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
罹災者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）により国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

様式3　自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

文書番号
年　月　日

大阪府知事　様

大阪狭山市長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1　災害の情況及び派遣要請を要求する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　その他参考となるべき事項

文書番号
年　月　日

大阪府知事　様

大阪狭山市長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1　撤収要請の要求日時
2　派遣された部隊
3　撤収要請を要求する事由
4　その他参考となるべき事項

様式4　緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章

1　緊急通行車両確認申請書

緊急通行車両確認申請書

年　　月　　日

大阪府知事
大阪府公安委員会　殿

申請者住　　所
（電話番号）
氏　　名　　印

行政機関等の名称等		1　指定行政機関　2　指定地方行政機関 3　地方公共団体（執行機関を含む。）　4　指定公共機関 5　指定地方公共機関　6 その他（　　）
		名　称（　　）
業　務　の　内　容		1　警報の発令等　2　消防等の応急措置　3　救難救助等 4　児童等の教育　5　施設等の応急復旧　6　保健衛生 7　社会秩序の維持　8　緊急通報の確保　9　災害の防御等 10 その他（　　）
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者	住 所	電話番号（　　）
	氏 名	
通　行　日　時		
通　行　経　路	出　発　地	目　的　地
備　　考		

2　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊急通行車両確認証明書

大阪府知事
大阪府公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所</td><td>（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

3　標章

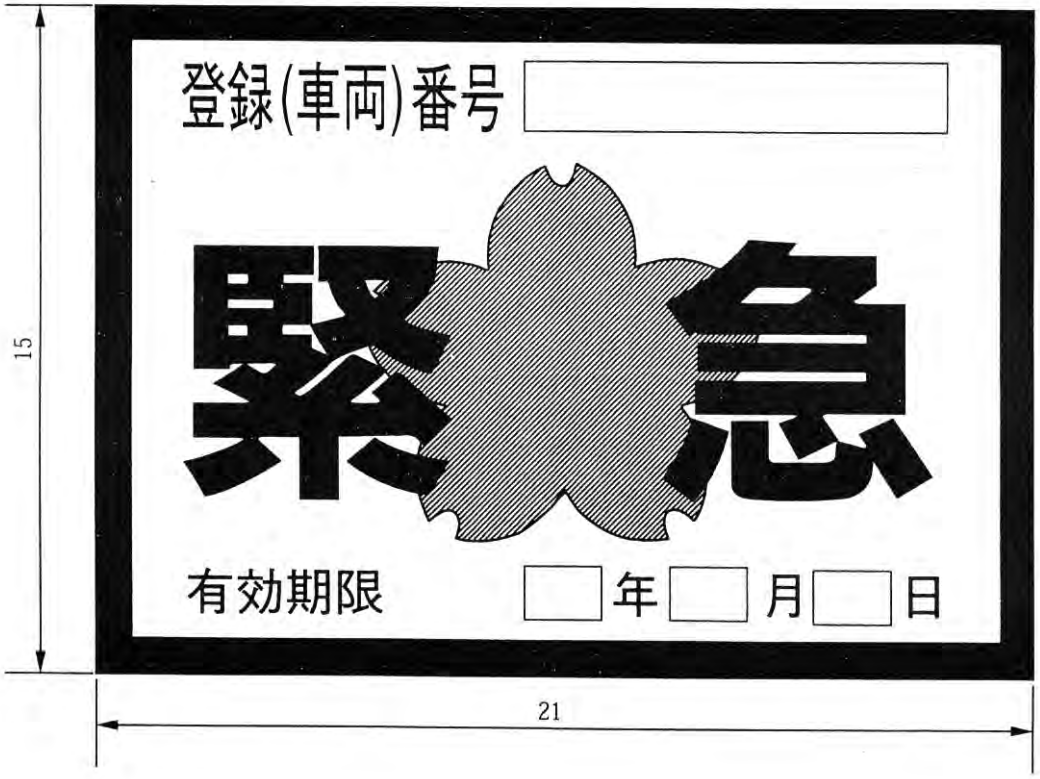

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式5　緊急通行車両事前届出書及び届出済証

1　緊急通行車両事前届出書

<table>
<tr><td colspan="4">（　　）第　　号

緊急通行車両事前届出書

年　月　日

大阪府公安委員会　殿

申請者住　所
（電話）
氏　名　　印</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行政機関等の名称等</td><td colspan="3">1　指定行政機関　　2　指定地方行政機関
3　地方公共団体（執行機関を含む。）　　4　指定公共機関
5　指定地方公共機関　　6　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">名　称（　　）</td></tr>
<tr><td>業　務　の内　容</td><td colspan="3">1　警報の発令等　　2　消防等の応急措置　　3　救難救助等
4　児童等の教育　　5　施設等の応急復旧　　6　保健衛生
7　社会秩序の維持　　8　緊急通報の確保　　9　災害の防御等
10 その他（　　）</td></tr>
<tr><td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域</td><td rowspan="2">有</td><td>滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td><td rowspan="2">無</td></tr>
<tr><td>その他の都道府県（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td colspan="3">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">出　発　地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

2　緊急通行車両事前届出済証

（　　）第　　号

年　　月　　日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会　　印

注意事項

1　災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。

2　特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。

3　届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。

4　事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。

(1)　緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。

(2)　当該車両が廃車となったとき。

(3)　その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

様式6　車両通行止標識

備考　1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式7　公用負担権限証明書

第　　号

公　用　負　担　権　限　証　明　書

身　分
氏　名

上の者は［水防管理者／又は水防団長／消防機関の長］氏　　名　　の命に基き○○区域に

おける水防法第 28 条第 1 項の権限を行使するものであることを証明する

年　　月　　日

水防管理者
又は　水防団長　　氏　　名　　㊞
消防機関長

様式8　水防実施状況報告書

様式第1号 水防実施状況報告書

（水防管理団体で水防箇所ごとに作成するもの）　　（作成専任者）　　㊞

<table>
<tr><td colspan="2">管理団体名</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">指定、非指定の別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">水防実施時の台風名又は豪雨名</td><td colspan="5"></td><td colspan="2">報告年月日</td><td colspan="3">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">水防実施箇所</td><td colspan="5" rowspan="2">左
川岸
右　　地先　　m</td><td rowspan="11">所要経費</td><td></td><td></td><td>管理団体分</td><td>府支出分</td><td>合計</td></tr>
<tr><td rowspan="3">人件費</td><td>手当</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">日時</td><td colspan="5">自　　月　　日　　時
至　　月　　日　　時</td><td>その他</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員数</td><td>水防団員</td><td>消防団員</td><td>その他</td><td colspan="2">計</td><td>計</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td colspan="2">人</td><td rowspan="4">物件費</td><td>資材費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">水防作業の概況及工法</td><td colspan="5" rowspan="2">工法　　箇所　　m</td><td>器材費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>燃料費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防の結果</td><td rowspan="2">効果</td><td colspan="5" rowspan="2"></td><td>雑費</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>計</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被害</td><td>堤防</td><td>田</td><td>畑</td><td>家</td><td>鉄道</td><td>道路</td><td>人口</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>m</td><td>ha</td><td>ha</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">合計</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">効果</td><td>m</td><td>ha</td><td>ha</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td></td><td rowspan="6">使用材料</td><td colspan="2">叭･土のう袋</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被害</td><td>m</td><td>ha</td><td>ha</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">莚</td><td>枚</td><td>枚</td><td>枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">縄</td><td>kg</td><td>kg</td><td>kg</td></tr>
<tr><td colspan="2">丸太</td><td>本</td><td>本</td><td>本</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを支持した理由	
居住者出動状況		水防功労者の氏名年令所属及びその功績概要	
警察の援助情報		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時は、その場所及び破損状況	
現場指導官公吏氏名		水防活動に関する自己批判	
水防関係者の死傷		備考	

様式9　避難所収容者名簿

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開設日時	年　月　日　時　分				開設場所		
閉鎖日時	年　月　日　時　分				収容人員		
避難者氏名	年齢	性別	住所	職業	収容日時	退所日時	備考
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	
					月　日 時　分	月　日 時　分	

様式10　避難所状況報告書

<table>
<tr><td>避 難 所 名</td><td colspan="3"></td><td>報 告 日 時</td><td colspan="4">月　　日　　時現在</td></tr>
<tr><td>避難所駐在員</td><td colspan="3"></td><td>地区・団体
協力者氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">収 容 人 員</td><td colspan="3" rowspan="3">世 帯

人</td><td rowspan="3">内

訳</td><td></td><td>乳 幼 児</td><td>小中学生</td><td>大　人</td></tr>
<tr><td>男</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>女</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">要　給　食　人　員</td><td colspan="4">翌 日 給 食 見 込 数</td></tr>
<tr><td>朝　食</td><td>昼　食</td><td>夕　食</td><td>朝　食</td><td colspan="2">昼　食</td><td>夕　食</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td colspan="2">人</td><td>人</td></tr>
<tr><td></td><td>品　名</td><td>規　格</td><td>数　量</td><td colspan="3">適　　要</td></tr>
<tr><td>そ の 他

必 要 物 資</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="7">記　事</td></tr>
</table>

様式11　災害による罹災証明書

大阪狭山市罹災証明書等交付要綱

様式第１号（第４条関係）

（整理番号　　－　　）

罹災証明書・被災届出証明書交付申請書

（あて先）大阪狭山市長

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員 （罹災当時）	氏　名	続　柄	年　齢

罹災原因	年　　月　　日　　による

被災住家※の所在地	
被害の状況	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。
※被害の状況が分かる写真を添付すること。

市役所使用欄（以下には記入しないでください）
本人確認（□運転免許証　□健康保険証　□その他（　　））
受付（　　）

様式第２号（第６条、第７条、第９条関係）

（整理番号　　－　　）

罹　災　証　明　書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員 （罹災当時）	氏　名	続　柄	年　齢

罹災原因	年　　月　　日　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の状況	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊 □半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

大阪狭山市長　　印

様式第３号（第６条関係）

（整理番号　　－　　）

被　災　届　出　証　明　書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員 （罹災当時）	氏　名	続　柄	年　齢

罹災原因	年　　月　　日　　による

被害の状況	

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年　　月　　日

大阪狭山市長　　印

様式第４号（第７条関係）

（整理番号　　－　　）

罹災証明結果補正請求書

（あて先）大阪狭山市長

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員 （罹災当時）	氏　名	続　柄	年　齢

罹災原因	年　　月　　日　　による

被災住家※の所在地	
補正を求める理由	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。
※補正を求める罹災証明書を添付すること。

■ 用語解説

ア行

■生駒断層帯

生駒山地とその西方の大阪平野との境界付近に位置し、大阪府の枚方市から羽曳野市までほぼ南北に延びる全長約 38kmの断層帯。

■溢水

大雨等で水があふれること。

■上町断層帯

大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯で、全体として長さは約 42km、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層。

■Lアラート（災害情報共有システム）

L(Local)アラートとは、地方公共団体等が発出した避難指示や避難勧告といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤。

総務省では、災害時における、より迅速かつ効率的な情報伝達実現のため、Lアラートの一層の普及・活用を推進。

一般財団法人マルチメディア振興センターが運営しており、情報発信者・情報伝達者による利用は無料。

地域住民等は、情報伝達者を介して、Lアラートから配信される公共情報を取得。

カ行

■海溝型地震

「海洋型地震」とも呼ばれ、海溝付近のプレート境界やプレート内部で発生する地震の総称をいう。その主な特徴は、ある程度の間隔を周期として定期的に発生すること、規模がマグニチュード 8 以上と非常に大きくなる場合があること、津波を伴う場合があることなどが挙げられる。

これまでに起こった海溝型地震には、チリ地震、スマトラ島沖地震、明治三陸地震、昭和三陸地震、十勝沖地震、東日本大震災などがある。また、日本において、近い将来に発生が予測されている海溝型地震には、東海地震や南海地震、東南海地震などがある。

■学校園

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・高等学校等をいう。

■活断層

地質学的に極めて近き時代（新生代第四紀）まで地殻運動を繰り返してきた断層で、今後もなお活動する（ズレる）可能性のある断層をいう。地球上において日本列島は、プレートの境界面に位置し、地盤に蓄積される歪みが大きく、周辺の海底も含めれば約 2,000 の活断層があると言われている。

■義援金

災害の際に被災地・被災者に送られる支援の寄付。義捐金とも書く。

■帰宅困難者

大規模な災害などにより、公共交通機関が不通（運転停止）となり、会社や学校などから自宅に帰ることが困難な人をいう。駅周辺や避難所に大人数が押し寄せ、休憩場所やトイレが不足して混乱が生じるほか、帰宅しようと一斉に移動を開始することで「群衆雪崩（沢山の人間が束になって、そのまま浮き上がって横に倒れる事故）」などの危険性もある。

■緊急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）

大阪府が大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府病院協会、大阪府私立病院協会、大阪精神科病院協会の協力のもとに、大阪府内の病院・診療所（以下、「医療機関」という。）に関する情報を、インターネットを通じて提供するシステム。医療機関の所在地、診療科目などから、府民の希望する条件にあった医療機関を探すことができる。

■緊急災害対策派遣隊（TEC−FORCE））

地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害に対応するため、被災地方公共団体（自治体）等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために国土交通省に設置されたもの。Technical Emergency Control Force の略でもある TEC-FORCE（テック・フォース）で呼ばれることが多い。

■緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報のことをいう。地震の発生直後に各地への到達時刻や震度を予測して通知する予報・警報であり、気象庁がテレビ・ラジオ・携帯電話・専用端末などを通じて発表する。

■緊急消防援助隊

「緊援隊（緊消隊）」とも呼ばれ、日本における全国的な消防応援の制度及び同制度に基づく消防部隊をいう。2003 年 6 月に消防組織法が改正され、2004 年 4 月から緊急消防援助隊が法制化されると共に、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設されている。

■緊急速報メール

緊急地震速報に加えて国や自治体が発信する「災害・避難情報」や「津波警報」などを携帯電話へ発信するサービスの名称をいう。

■警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が発令する、地震防災対策強化地域に関わる地震が発生する恐れがあると警告する宣言をいう。

■激甚災害

激甚災害制度による激甚災害の指定が行われたもので、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害をいう。激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）」に基づく制度をいう。

■減災
災害時において発生し得る被害を最小限にするための取り組みをいう。一般に地震・津波・火山噴火・台風などの大規模災害の発生そのものを事前に防ぐことが出来ない。そのため、いざ災害が発生した場合に備え、発生し得る被害を最小限に食い止めるための取り組み（防災のまちづくり、防災教育など）が重要となる。

■公共的団体
地方自治法上、公共的活動を目的とする団体をいう。具体的には、「農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護法等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれる」（S24.1.13 行政実例）ものとされている。

■後方支援
第一線（現場）の後方において活動を支援するあらゆる業務を包括する概念。

サ行

■災害救助法
災害時に被災者保護と社会秩序の保全を目的とした法律をいう。1947 年に制定・施行され、第一章の第一条に「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかつた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする」と記されている。

■災害時帰宅支援ステーション
関西広域連合では、コンビニエンスストア、外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結しており、この協定に基づいて、災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報などの情報」の提供をしていただける店舗等を『災害時帰宅支援ステーション』という。

■災害時協力井戸
災害による断水時に、洗濯、トイレなど飲用以外に使用する生活用水を確保する方法のひとつとして、井戸所有者と供給協力が協定された井戸をいう。

■災害用伝言ダイヤル
NTTが提供しているメッセージ録音サービスで、安否確認を目的に被災地に開設される。「171」に電話し、固定電話の番号をキーに録音・再生する。日本中にアクセスポイントを散らせているため輻輳が避けられる。
また、携帯電話各社の提供する、災害伝言板サービスとも提携し、登録された安否情報を一括検索できるサービス（J-anpi）もある。

■砂防ボランティア（斜面判定士等）
砂防技術者としての専門知識や勤務経験を活かして、土砂災害防止のために、必要な活動を行うボランティアをいう。

■惨事ストレス
災害や事故の悲惨な現場で犠牲者の救助や捜索活動に携わった人が受ける強い精神的ストレスをいう。

■市街化区域
都市計画法上、「すでに市街地を形成している区域および概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域」をいう。

■市街化調整区域
都市計画法上、「市街化を抑制すべき区域」をいう。

■自主防災組織
「自主防災会」とも呼ばれ、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織をいう。「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織をいう。また、災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならないと規定されている。

■準工業地域
都市計画法による用途地域の一つで、主に環境悪化の恐れのない工場の利便を図る地域をいう。住宅や商店など多様な用途の建物が建てられる用途地域であり、土地利用の選択肢が多い反面、しばしば住宅と工場・遊戯施設などが混在する地域でもある。

■準防火地域
都市計画法第 9 条 20 項において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として、また、建築基準法および同法施行令において具体的な規制が定められた地域をいう。

■浸水
洪水や津波などで水が入ってきたり、モノが水に浸ったりすることをいう。これに対して、洪水や津波などで、田畑や作物などが水をかぶることを「冠水」という。

■正常性バイアス
大規模災害などの異常なことが起こった時に「大したことじゃない」と落ち着こうとする心の安定機能のようなもの。日常生活では、不安や心配を減らす役割があるが、災害時などの緊急事態では逃げ遅れなどにより危険に巻き込まれる原因にもなるといわれている。

■全国瞬時警報システム（Jアラート）
通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムをいう。

タ行

■第1種低層住居専用地域
都市計画法第 9 条による用途地域の一つで、低層住宅の良好な住環境を守るための地域をいう。12 種類の用途地域の中で最も厳しい規制がかけられている。

■タイムライン（事前防災行動計画）
台風などが要因となる大規模災害が発生することを前提に、防災関係機関が連携して災害時の状況を予め想定して共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。

■宅地造成工事規制区域
宅地として造成することによって、崖崩れや土砂の流出による災害が発生するおそれがある区域。都道府県知事等が宅地造成等規制法に基づいて指定する。

■湛水
水が溜まること。ダムに水を貯めるのも湛水というし、洪水時に樋門から内水を排除出来ずに堤内地に水が溜まってしまうのも湛水という。

■地域防災推進リーダー
防災士資格取得補助金事業で資格を取得した者のことをいう。

■中央構造線断層帯
近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する約 360 ㎞に及ぶ断層帯。

■東海地震
駿河湾から静岡県の内陸部を震源域とする巨大地震をいう。

■東南海・南海地震
東南海地震：浜名湖沖から潮岬沖までを震源域とする巨大地震をいう。
南海地震：潮岬沖から足摺岬沖までを震源域とする巨大地震をいう。

■道路啓開
災害時における緊急車両等の通行のため、一車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。

■土壌雨量指数
土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく 1km 四方の領域ごとに算出する。

■土木構造物
土木工事によって建設された道路や鉄道、トンネル、橋梁などの構造物をいう。

■「ドメスティック・バイオレンス（DV）」
「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれる。一般に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

■トリアージ
負傷度による「負傷者の選別」をいう。フランス語の trier（選り分け）が語源。災害時のトリアージは最善の救命効果を得るために、傷病者の重症度と緊急性によって選別して治療の優先度を決定するもので、災害医療の特殊性として、「生存が見込めない 1 人の治療のために、10 人の命を奪ってはならない」ことがある。
トリアージは医師が行うが、状況によっては、救急救命士や看護師など救急医療に関する知識を持った者が行う場合もある。なお、トリアージを行う者は、応急処置を含めて、一切の治療行為を行わないのが原則。

ナ行

■内陸直下型地震

内陸部にある活断層や岩盤等で発生する震源の比較的浅い地震をいう。一般に、海溝型地震と比べて規模が小さく、また被害範囲も 20～30 ㎞程度と予想される一方で、震源が浅い場合は大きな被害をもたらすことになる。例えば、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など、人の住む土地の真下で発生する地震は、想像以上に大きな被害をもたらすことがある。なお、このタイプの地震を事前に予知することは、ほとんどできない。

ハ行

■破堤

河川・ため池の堤防や防波堤が、洪水や津波などで壊れること。

■氾濫

川の水などが増して勢いよくあふれ出ること。洪水になること。

■被災建築物応急危険度判定士

地震直後の余震等による二次災害を防止する目的で被災建築物を調査し、その結果を罹災者に標識の掲示で知らせて注意を促す調査を行う資格者をいう。

■被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものであって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする法律。基金は、財団法人都道府県会館（被災者生活再建支援基金部）が取り扱う。

■被災宅地危険度判定士

大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査し、二次災害の危険度を判定する技術者をいう。地方公共団体の要請に応じて、宅地の亀裂などの被害状況を調べる。

■BCP

英語の Business Continuity Planning の頭文字をとったもので事業継続計画と訳されている。企業や組織・団体（行政も含む）の危機管理用語で、その意味は、災害や事故などが発生したときに、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続する、あるいは早期に事業を再開するために事前に策定する有事を想定した行動計画をいう。

■避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

■避難行動要援護者支援プラン

災害時において、高齢者や障がい者のうち自力での避難が困難な人（要援護者）の「自助」及び、地域（近隣）の「共助」を基本とし、要援護者への情報伝達や避難支援体制の整備を図ることによって地域の安心・安全体制を強化することを目的として作成される計画をいう。

■避難所生活者

住まい等が被災し居住が不可能になり、避難所で生活する人をいう。

■福祉避難所

災害時に介護の必要な高齢者や障がい者を一時的に受け入れて保護する施設をいう。国がガイドラインで自治体に指定を促しているものであり、一般にバリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校などを自治体が予め指定し、また民間施設の場合は事前に協定を結んでおく。なお、福祉避難所は、通常、受入体制を整えた後に開設するため、最初は防災拠点（避難所）に避難することになる。

■防火管理者

消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者を、その防火対象物の防火上の管理を行うための防火管理者として、防火対象物の管理権原者が選任する。

■防災行政無線

国及び地方公共団体（都道府県、市町村）が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とした無線による通信網をいう。

■防災週間

毎年８月 30 日から９月５日までの一週間をいう。これは、毎年９月１日の「防災の日」を中心とする一週間を防災啓蒙の運動期間としたもので、政府や地方公共団体など防災関係諸機関をはじめ、広く多くの国民が防災や災害についての認識を高めることなどを目的としている。毎年、この期間においては、防災知識の普及のための講演会や展示会等の開催、防災訓練の実施、防災功労者の表彰等の行事などが全国的に実施される。

■防災とボランティア週間

1995 年阪神・淡路大震災を契機に国が設けた記念日で、災害時のボランティア活動、自主的な防災活動への認識を深める日。阪神・淡路大震災発災日の１月 17 日を防災とボランティアの日とし、「防災とボランティア週間」を毎年１月 15～21 日にすることとした。

■放射性同位元素

放射性同位体ともいう。同じ原子番号（陽子の数）を持つ原子間で質量数が異なる原子をお互いに同位体という。同位体には、安定な同位体と不安定な同位体がある。このうち、不安定な同位体はより安定な同位体になろうとして、アルファ線（α線）、ベータ線（β線）、ガンマ線（γ線）等の放射線を放出する。放射線を放出する同位体を放射性同位体といい、ラジオアイソトープ（RI）とも呼ばれる。

ヤ行

■要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう。

ラ行

■ライフライン

日常生活に必須な社会インフラのことをいう。元々の英語（lifeline）の意味は「命綱」であるが、日本では、電気・ガス・水道（上水道、下水道）等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送（交通）システムなど、生活や生命の維持に必要なものが該当する。

■罹災証明書

火災、風水害、地震その他災害によって生じた建物や動産などの「被害の程度」を、市町村が証明するものをいう。一般に災害によって建物や動産などが破損した場合、国で標準的な調査方法を定めた被害認定調査に従って、研修を受けた調査員（市町村の職員等）が被害状況を調査して「罹災台帳」を作成し、本証明書は罹災台帳に登録した内容を証明するものである。本証明書は、保険金の請求や税の減免、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など各種被災者支援措置を受ける際に必要となる。

■流通在庫備蓄

事業者にあらかじめ協力を依頼し、在庫の食料や日用品などを災害用の備蓄として活用すること。